

三河大谷派記録——近世・近代東本願寺教団史料——

青木馨・安藤弥

(一)

『三河大谷派記録』は、真宗大谷派暮戸教会（岡崎市暮戸町）の所蔵

で、現在は岡崎市美術博物館に寄託されている。縦二六・四センチメートル、横一七・三センチメートル、厚一七・〇センチメートルの寸法で
表紙には「一、三河大谷派記録 三河国碧海郡」 と書かれた紙片が貼付されているが、これはかなり
後になつて貼られたものと考えられる。また、木箱にも貼紙があり、
「第十二号 天明年度以来記録」と記されている。「三河大谷派記録」と
いう書名の由来は定かでないが、江戸時代後期の天明八年（一七八八）に

から実に昭和四十五年（一九七〇）に至るまでの三河東本願寺門徒の動
向について、暮戸教会を中心に記録したものであり、三河の大谷派教団
の歴史を知る上で貴重な史料である。

暮戸教会は、はじめ「暮戸会所」と称し、天明八年（一七八八）正月
晦日の京大火による東本願寺の焼失とその再建にあたつて、三河東本願
寺門徒の相談施設として設置されたものである。まず天明八年十一月よ
り、東海道池鯉鮒（知立）宿の山形屋に「示談所」が置かれ、五年後の
寛政四年（一七九二）二月より称念寺に移された（知立会所）。続いて、
同年十一月に岡崎・知立の中間地暮戸にも「暮戸出張会所」が設置され
たが、双方の相談の結果、「知立・暮戸両会所」体制となつた。その後、
時期は定かでないものの、暮戸一箇所となつていったようである。この
暮戸会所（のち説教場・教会と改称）が、明治二十一年（一八八九）に

三河別院が建立されるまで、三河門徒の中心的な結集拠点として、きわめて大きな役割を果たしてきた。奇しくも、東本願寺は、この後さらに三度も焼失し、百年余の間に四度の再建を繰り返すことになるが、そのたびに三河門徒は暮戸会所に結集し、本山再建に多大なる尽力を行なつてきたのである。

さて、本史料は、記録内容と体裁により大きく四分類することができ。第一は天明八年の東本願寺焼失による一回目の再建（寛政度再建）に関するもので、これが本史料全体の約七割を占める。ただし、冒頭には「両本山御無祿の由来」として、本願寺の東西分派により教如を支持した徳川家康による寺地提供と無録の縁由が記され、東本願寺歴代が列挙されている（一丁オ～三四二丁オ）。その後、寛政度再建に関する記述がはじまる（一丁オ～三四二丁オ）。

第二は、文政六年（一八二三）焼失の二回目の再建（文政度再建）に関する記事で、全体の約一割程度である（三七五丁ウ～四三三丁ウ）。

第三は、文政度の両堂落慶の記事以降、昭和三十六年（一九六一）の東

本願寺における親鸞七百回御遠忌までの記事で、簡略な箇条書き形態の記載になっている（四三九丁オ～五〇五丁ウ）。この部分の大半は、長い年月間のことがらを、後にまとめて記載したものと考えられる。

第四は、暮戸教会における親鸞七百回御遠忌や、昭和四十五年（一九七〇）の殉教者石川台嶺師百回忌法要についての記事で、この部分はかなり詳細に記されている（五〇六丁ウ～五三三丁オ）。記事はここまで、

末尾は「各町内別志納金並二人員仕訳」の一覧表が付されている（今回この部分の翻刻は割愛した）。

このように、記載内容にはかなりの濃淡が見られるが、本史料からは従来、知られていないかった多くの史実が浮かび上がってくる。とくに、近世後期の東本願寺の焼失・再建に関する地方の真宗門徒の動向が事細かに知られる点で、史料的価値は絶大である。今回はじめて本史料の全文を翻刻紹介するにあたって、以下その概要に触れ、後の本格的検討のための手がかりとしたい。なお、参考資料として九〇・九一頁に【東本願寺近世後期・近代法主（門首）帶年表】【法主（門首）一覧】【略系図】【関係地図】を掲げた。

(II)

まず、本史料の中心部分を占める東本願寺の天明焼失・寛政再建についてみていく。

本山焼失の報が全国各地の門徒に伝わるや、その支援体制が、それほど時間を要さず、立ち上げられていくが、三河門徒の動きも早い。京大火のちょうどそのとき、三河より青野本光寺・東浦東正寺・羽栗順因寺が上京しており、門跡乗如（東本願寺第十九代）の本山から大谷・山科への退去に御供したという。焼失後の二月下旬よりは、三河から熊村安養寺・苅谷正覚寺・高津波金勝寺が在京して種々の手伝いを始め、さら

に三河国講法中が上京して、寺内白砂に拠点となる「御小屋」を頂戴し、焼失した本山境内の焼跡片付けに従事していく。「寺内御小屋」の始まりは河内・大坂・伏見・近江・三河の五か国であったという。三河からの手伝人の人数としては、一年に延べ二万人前後とされ、天明八年（一七八八）から寛政六年（一七九四）までは確かな記録によると記されている。

三河国内における支援体制の整備としては、まず前述の知立・暮戸両会所が設置されている。ただし、本史料では、知立に続き新たに暮戸にも会所が設立されていくことについての経緯はほとんど語られておらず、どのような方途で土地確保や堂宇建築がなったかなどはまったく触れられてはいない。次いで再建資金調達のための募財手段として、一錢講が立ち上げられた。

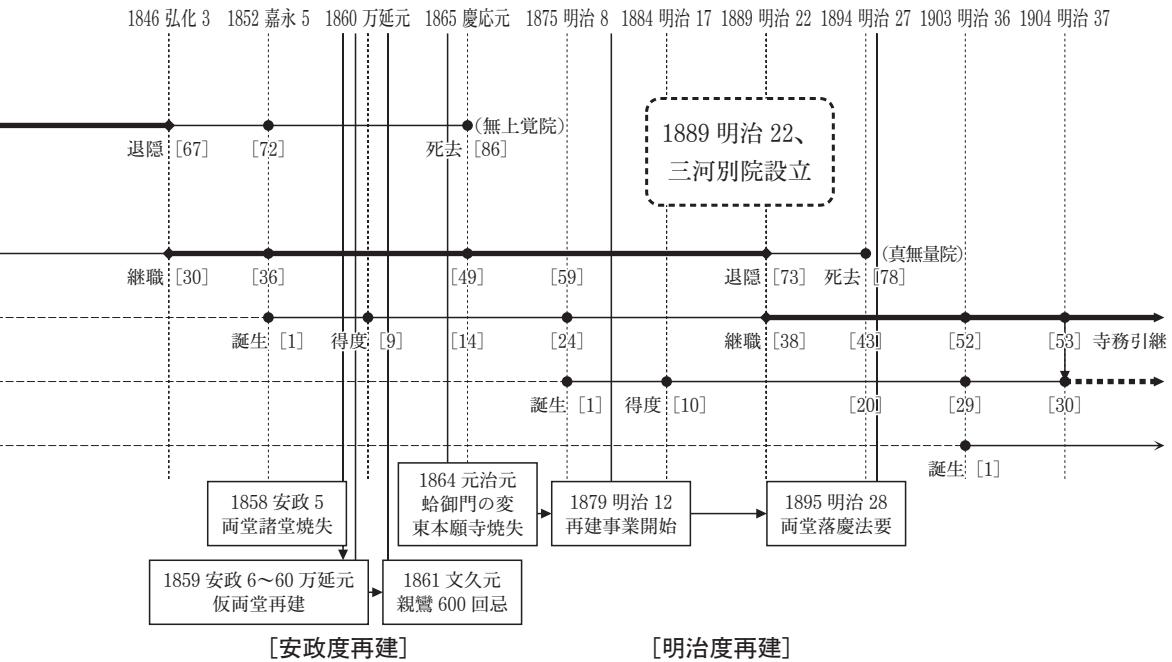
この一錢講は、後に報謝講と改称する募財のための講で、寛政三年正

月より始められ、毎月一回、延べ百二十三か寺を会所として法座を展開し、三河地域の掛錢を持ち寄り、十年間に金五千九五五両余、錢六四七文を集めた。さらに女人講が簪・貴金属・着物等を売却した四一七両余も報謝講へ加えられたことが記されている。また、寺院が中心となつたこの報謝講とは別に、柱志として、「一列元方衆」といわれた有力門徒らによる多額な寄付金も集められた。

寛政度再建における三河門徒の尽力は、こうした巨額の募財にとどまらず、結成された十五組（池鯉鮒組・箕輪組・吉良組・宝内組・豊川組・

乙川組・高力組・山内組・小川組・新郷組・高落組・矢作組・東城組・岡崎組・梅ヶ坪組）による懇志の手伝いや、再建用材の調達にもあらわれた。とくに、信州遠山（長野県下伊奈郡）の深山における夥しい木材の伐り出しが注目される。それは寛政元年（一七八九）十一月より始められ、遠江国浜松から北上して山入見分、そして伐り出しが行われた。知立より三十四里の遠隔の地において、一万七千三五本もの材木を伐り出し、天竜川河口の掛塚湊まで下り、そこから京都まで海送したのであった。本史料には、伐り出しに関する門徒の従事体制も事細かに記され、また、信州門徒との交流や、それにまつわる法宝物縁起なども掲出されており興味深い。三河門徒により調達された材木は、両堂用材の約六割といわれ、寛政度再建全体からも偉業として高く評価された。これについてはすでに当時から京都においても広く頤伝されたようで、いくつかの史料が残っている（後述）。

本山再建は主に寛政年間に全国門徒の懇志・奉仕によって精力的に進められたが、本史料にはその経緯が記されるのみならず、幕府からの通達や、各國門徒が本山のどの部分の費用を担当したかという記述、本山におかれた各國門徒の小屋改順、あるいは「御影堂児屋組寸法帳写」なども掲出されている。とくに「御影堂児屋組寸法帳写」は建築史的觀点からしてたいへん貴重な史料であろう。また、それらの記述に相前後して、再建に関わった三河門徒らの心境を述べた小歌が膨大に掲載されており、その内容から、彼らの再建事業に対する心意気がうかがわれる。

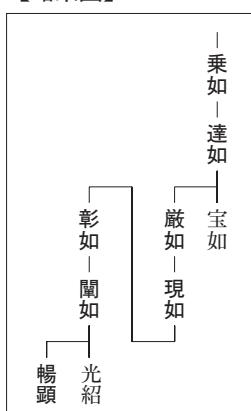


1998 平成 10 2011 平成 23

【関係地図】

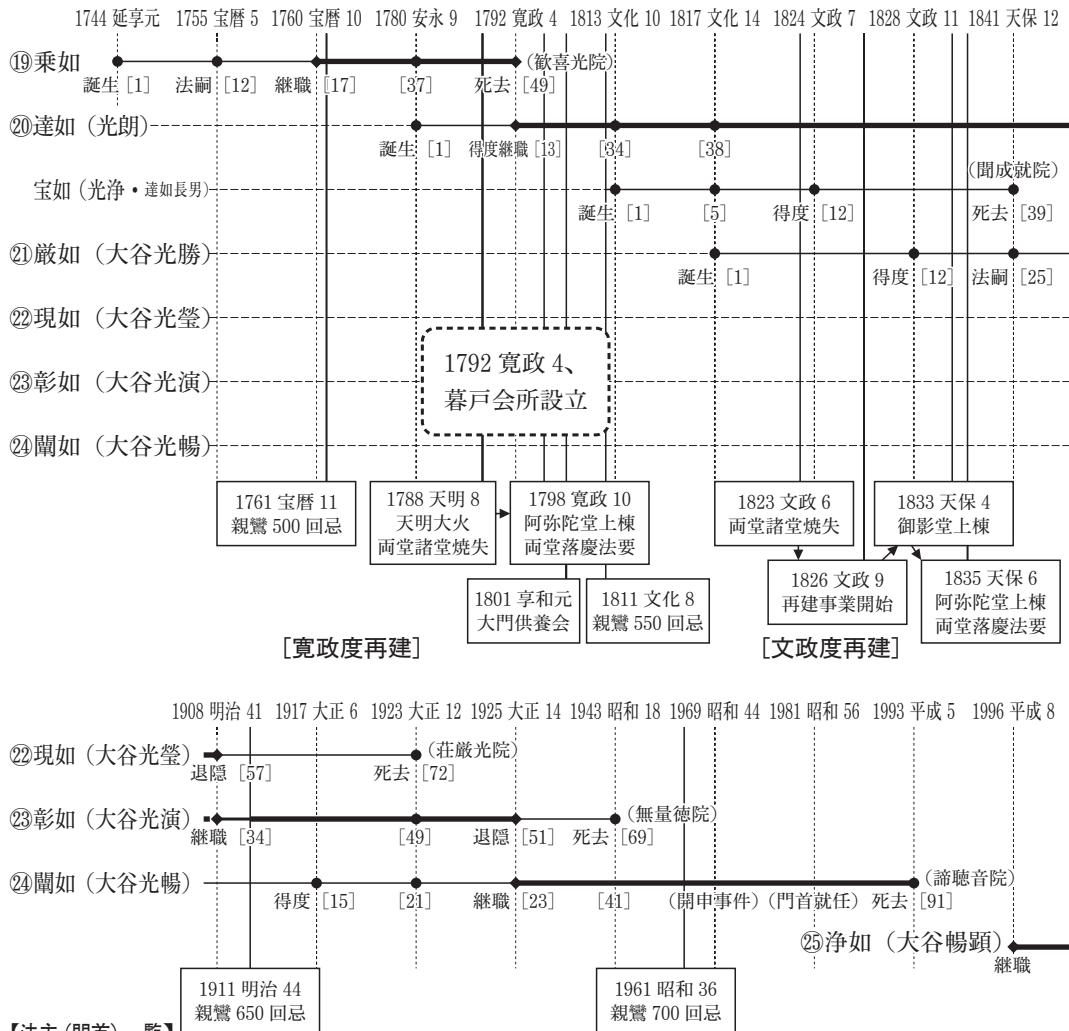


【略系図】



(白地図 Ken Map Ver 8.2 を用いて作成し、手を加えた)

【東本願寺近世後期・近代法主（門首）帶年表】



【法主（門首）一覧】

歴代・法名	生没年	在職期間	院号	諱
⑯ 乗如	1744 (延享元) 11.9~ 1792 (寛政 4) 2.24	1760 (宝暦 10) 7.11~ 1792 (寛政 4) 2.22	歓喜光院	光遍
⑰ 達如	1780 (安永 9) 1.20~ 1865 (慶應元) 11.4	1792 (寛政 4) 2.22~ 1846 (弘化 3) 5.22	無上覺院	光朗
⑱ 嶽如	1817 (文化 14) 3.7~ 1894 (明治 27) 1.15	1846 (弘化 3) 5.22~ 1889 (明治 22) 10.7	真無量院	光勝
⑲ 現如	1852 (嘉永 5) 7.27~ 1923 (大正 12) 2.8	1889 (明治 22) 10.7~ 1908 (明治 41) 11.10	莊嚴光院	光瑩
⑳ 彰如	1875 (明治 8) 2.27~ 1943 (昭和 18) 2.6	1908 (明治 41) 11.10~ 1925 (大正 14) 10.10	無量徳院	光演
㉑ 閡如	1903 (明治 36) 10.1~ 1993 (平成 5) 4.13	1925 (大正 14) 10.10~ 1993 (平成 5) 4.13	諦聽音院	光暢
㉒ 净如	1930 (昭和 5) 3.27~	1996 (平成 8) 7.31~		暢顕

さて、焼失より十三年後の享和元年（一八〇二）三月十六日の大門落慶供養会をもって、門徒尽力の両堂・門の再建・造作が終了する。これを期に、再建途中に志なかばで病没した東本願寺前住乗如（歎喜光院）の御影が全国の門末に下付されることになり、三河惣門徒も同年六月に

御影を拝領している。「御影様」は三か寺立合いの上、針崎勝曼寺において紐解が行われ、その後、暮戸会所での披露も実現したが、この経緯をめぐっては、三か寺と、会所に結集した門徒との間に摩擦が生じている。そもそも、両堂再建事業に関しては、三か寺ではなく、もっぱら門徒が主導したものと見られ、のこと自体、近世教団の内部矛盾を示している。それはともかく、会所での紐解も終わって以後、国内各組の披露巡回が始まる。その巡回順と日程も本史料に記されているが、やがてこれが慣例となり一部、現在まで存続する。御影巡回行事の先鞭と考えられる。

ただし、寛政度再建の顛末は御影下付・拝領で終わらなかった。それから十三年後の文化十一年（一八一四）三月、乘如二十五回忌を期して、二十五万両もの借財のあることが発表され、各国引請分が依頼され、三河は一万二千両の負担が記されている。諸堂再建に続き、文化八年（一八一一）の親鸞五百五十回御遠忌も重なって膨大な借財となつたと見られるが、「諸国へ内仏散錢志之儀」として触れられたものの、この工面には苦労したようである。なお、文化十二年には、再び門跡達如（東本願寺第一〇代）の三河下向があり、暮戸会所に入輿したことが記されて

いる。達如の下向は、寛政八年の江戸参向の際に暮戸会所に立ち寄つて以来、二度目であった。

（三）

文化八年の御遠忌から十二年後の文政六年（一八二三）十一月十五日、寺内よりの出火でまたしても東本願寺は焼失してしまう。本史料では「文政六未歳御焼失ノ記序」として記録を始めている（三七五丁ウ）。

失意のうちに再び、再建事業が始まり、「灰かき」に続き、仮御堂・仮御殿の普請など、三河門徒も人員・食料・物資の調達が、暮戸会所を中心に行開される。仮堂建築の記事は事細かに記されているものの、本建築がどのように推移したかは知りえず、記事は先の寛政度再建ほど詳細ではない。とはいっても、三河在地の動向よりも本山での動向に関する記述が多いことも特徴で、例えば、「京三州詰所同行中」の文言から、特定の三河門徒の詰所が存在していたことが知られる。さらに、このとき、中央会所たる「惣会所」も開設され、全国の門末の総合相談所的施設が設けられている。これは現在も東本願寺境内に隣接する建物に、その名が残っている。

文政七年正月、再建事業にあたつての門徒の心得「七箇条」が示され、本史料にも収録されている。この第一条は「今般御焼失ニ付ても弥増ニ法義御相続肝要ニ思召候、依之、相統一同ニ御取持在京中ハ別て無油断、

御法義相互ニ談合可有之事」とあり、以下も「法義して御化導」「示談」の肝要が貫かれており、難事にあつてもあくまでも仏法中心のあり方を門末に提示していることが注目される。

本史料では、文政度の仮堂諸建築・遷座、それに係る全国の募財額で記録はいったん中断したようで、以後は形式がまったく変わり、簡略な箇条書きとなる。安政二年（一八五五）六月四日の三度目の焼失にともない、目前の親鸞六百回御遠忌（文久元年・一八六一）のため、急きよ吉田御坊（現豊橋別院）の本堂が阿弥陀堂に転用されたことが見られるが、これは本山側の記録と一致しない。

さらに、元治元年（一八六四）「禁門の変」による洛中大火により、東本願寺は四度目の焼失を蒙る。本史料によれば、再建事業の開始以前の明治六・七年頃に本山十三窓土蔵（現存）、同九年に手水鉢（現存）が、三河より運搬寄進されたと記されている。これは從来知られていないかったことがらであろう（手水鉢については寛政度再建時に切り出したことを示す石碑が岡崎市小呂町の山中に現存する。なお現存の正面手水鉢には銘文等はない）。

ところで、暮戸会所は幕末維新期にはキリスト教対策、廢仏的神道国教化対策についての学習の場ともなっており、明治四年（一八七一）の菊間藩事件（大浜騒動）においても、三河護法会の拠点であったことがよく知られている。同年三月八日、石川台嶺をはじめとする行動派の一派は、この暮戸を出発して菊間藩大浜出張所へ向かったのである。この

時の様子も若干ながら本史料に記されている。とくに、蓮泉寺石川台嶺ら三十名の血誓連判の有志が大浜を目指すに際し、力石如意寺の老僧が「有志者ニ対シ大音声ヲ以テ、青年若輩ノ血氣ニハヤリ輕挙ノ所為アルヘカラサル旨ヲ延ヘ、之ヲ制止センモノト注意ヲ促カサレシモ、一端騰リシ氣焰ハ失セス」という記事は他の史料なく、興味深い緊迫感を伝える。この菊間藩事件にちなみ、暮戸教会では現在でも、石川台嶺ら事件の犠牲となつた人びとの追弔法要が毎年五月に勤められている。

さて、維新期の混亂も一段落した明治十二年（一八七九）、本山両堂再建が発示される。明治度再建のスタートである。よく知られているよ

うに、明治十四年には三河の幡豆郡古新田（現西尾市志貴野町）に製瓦場が三河門徒の懇志により設置されたが、このときに五〇万円の予算が立てられ、門徒一戸宛十二円五〇銭とする計画であったことは、本史料によってはじめて知られる。ただし、本山側の史料では、製瓦の懇志金は十一万四七〇〇円程で（総支出八万七六〇〇円余）、数字の上では大きな差がある。また製瓦の記事で特筆すべきは、両堂の「鬼瓦」（獅子口）の完成組立それぞの際に、門跡嚴如（東本願寺第二十一代）が下向していることである（御影堂＝明治十七年、阿弥陀堂＝明治十九年春）。なお、從来、獅子口については必ずしも三河において製造されたと考えられてきたわけではなく、今回修理のために降ろされた御影堂のそれを見ても、銘文等は一切刻まれていないことが確認されている。しかし、本史料のこの記事により、両堂の獅子口も三河で製造されたことが知られ、本

これが判明した意義は大きいと言えよう。

製瓦の事業は明治二十二年（一八七九）に終了するが、同年には、豊橋別院・赤羽別院・暮戸説教場（会所を改名）を合併一本化し、岡崎に新別院（現三河別院）を設立する案が提示され、十一月四日に「三河別院」の名称が許可されている。これに対し、暮戸説教場に有縁の地元門末は集会談合の上、上京して懇願を行ない、これによって暮戸については従前通りとし、「将来聞法ノ場所トナスヘキ旨ノ御指令下ル」との結論となつた。暮戸は、従来の本山再建のための会所から、聞法道場としての説教場へと、その性格を変え、現在まで存続することになったのである。

以降も明治・大正・昭和と、きわめて簡略ではあるが記述は続く。年代等の誤記も散見され、信憑性が懸念される部分もあるが、本史料にのみ語られることがらも多くあり、近代以降をめぐる史料としてもその価値は決して低くない。

（四）

本史料は、三河という一地方教団の記録ではあるが、十八世紀末から二〇世紀にかけての編年記録という希有な性格を持ち、こうしたもののがのこされていること自体、貴重である。また、常に中央＝東本願寺との関係において記述されており、近世後期以降の東本願寺教団史に関する

史料として注目すべき史料である。さらに、一宗派の問題にとどまらず、各時代に生きた人びとの、信仰を基軸としたさまざまな動向が、本史料から具体的に知ることができる。その他にも建築史をはじめ、さまざまな角度からの分析が可能な史料である。東本願寺の両堂再建自体、当時の社会に大きな話題と影響を与えたことは想像に難くないが、この点に関する歴史的研究はまったくこれからという段階である。

ところで、本史料の記述範囲は長いが、その中心は、すでに指摘したように、寛政度再建に関する記録である。これに関連する他の史料と先行研究をいくつか紹介し、むすびにかえたい。

① 『金剛一統志 全』

前半の「金剛一統志」上・中・下三冊と後半の「貫中金剛一統志」始・末二冊と合計五冊で構成されている。筆者は大坂の商人大津屋庄兵衛で、天明大火による東本願寺焼失、八尾御坊移築から、各地の材料運搬寄進や門徒の逸話などを主に記し、後半は作事や各地の篤信門徒の行状、御影堂の規矩などが記される。この記録の特徴は、おそらく全国各地におもむいて取材し、さらにスケッチ（挿画）も数多くあり、寛政度再建の極めて重要な史料である。一九九三年に私家版で全文翻刻が刊行されている。

② 『遠山奇談』

遠州浜松齡松寺の僧が、同行門徒らと巨木探索と確認のために、信州遠山の深山に入り、さらにこれをもとに本山より見分に入った役人らが、

数々の不思議な珍獣に遭遇した奇談を記したもので、華誘居士なる者が著し、寛政十年（一七九八）に平安書林華箋堂より版行された。これはまさに本史料に詳細に記される信州遠山の巨材伐出の記事と合致しており、その端緒が知られる。そして両堂落成と機を一にして版行されており、先の『金剛一統志』にも取り上げられているなど、信州遠山での材木伐出が京都でも広く話題になっていたことがうかがえる。なお、本書は、一九四二年に飯田市の山村書院から刊行されている。

③『大堂造栄 絵本古今桜 全』

本書には、寛政七年（一七九五）に開版された吉善堂咸本（A本）と、京都御寺内丁字屋九郎右衛門による再刊本（B本）の二種類の版本がある。

A本には序文があり、そこでは、聖徳太子による仏教興隆と数々の伽藍造営をはじめとし、桓武帝の時代には平安城の左右に東寺・西寺が、

後一条天皇の時代には東北の靈地が選ばれ法成寺などが造営されたといい、その折から閑白藤原道長も御堂を建立した昔語りが、ある官家の秘庫に伝わっており、この端々を抜粋し盛事を図画して都鄙の児童に与えることが、転法輪の因となるかとしている。末尾の刊記には、寛政六年（一七九四）御免、寛政七年開版が記され、書林として、江戸須原屋茂兵衛・大坂柏原清右衛門・京菊屋喜兵衛・同善屋勘兵衛・同菊屋七郎兵衛が挙げられている。

本書は、A本の場合、全十五丁からなり、その内容は、鉗始・地築の

光景にはじまって、山中での巨木伐出、運搬、木場の様子、柱立や上棟式などが描かれている。「大堂造栄（堂）」とあるのみで固有名詞は挙がっていないが、これは明らかに寛政年間に造営中の東本願寺の再建工事の光景が下敷になっているものと思われる。例えば十丁裏～十一丁表に描かれる運搬船の名称が「法力丸・弘誓丸」とされ、「藤氏の太祖天兒根命よりつたへたまふ藤の丸の船しるしをさし…」とあることや、後述する『東本願寺寛政度再建絵伝』に記される絵様との酷似などから、東本願寺との関係が想起されるが、明確に記されないのは、作者が東本願寺の直接関係者ではないからと推測される。おそらく、A本は、東本願寺再建という空前の大工事を目の当たりにした一般人が、これを素材として、あくまで一般的な大堂造営の過程を記すスタイルであらわした大衆向け絵本なのではないかと思われる。

しかし、刊行されたA本を見た東本願寺関係者は、これが東本願寺再建と関わる内容であることに当然気づき、そこで、寺内丁字屋九郎右衛門よりB本として再刊されることになる。このB本では、東本願寺造営とは無関係な内容である序文が記された冒頭の一丁分が削除され（このためB本は全十四丁となる）、途中の「足代のてい」と「木場のてい」の順番が入れ替えられ、さらに最終丁が差し替えられて、最終丁表に描かれた雲内の文章がやはりこれも東本願寺造営に関わらない一般的な内容ということで削除され、A本では刊記が記されていた最終丁裏に新たに「御影堂まへ舞楽の図」を描いて東本願寺を印象付けるという改訂が

行われている。すなわち、A本からB本への改訂により、本書が東本願寺造営そのものの絵本として門徒向けに別版で刊行されることになったものと考えられるのである。

本書の成立背景と再刊経緯自体も非常に興味深く、さらに検討の余地があるが、ここでは本史料に関わる状況を絵で示していることにより、史料を絵で補完してくれる参考文献として、卷末に全掲載することにした。底本は、A・B本ともに大谷大学図書館所蔵本（林山文庫）を用い、A本は全丁を、B本は表紙と最終丁裏を含む見開きのみ掲載した。なお、

そのほか本書の諸本については、大谷大学図書館にさらにA本一冊（補丘文庫本）、B本一冊（夢白廬文庫本）、名古屋市蓬左文庫にA本一冊、白鹿記念酒造博物館（笹部桜資料室）にB本一冊の所蔵を確認した。

『国書総目録』によれば、国立国会図書館・東京国立博物館・東京大学図書館・天理大学図書館にも本書の版本が所蔵されている。ちなみに大谷大学図書館所蔵のB本（夢白廬文庫本）の末尾には「大工徳左衛門藏」とある。大工が本書を所蔵していたことが確認され、興味深い。

また、主な先行研究としては、（1）遠山佳治「江戸時代後期の本山再建に関する真宗門徒の考察——寛政度本山再建に関する三河門徒の活動を中心に——」（『信濃』第五七号第一〇号通巻六六九号、二〇〇四年）と、青木馨『東本願寺寛政度再建絵伝』とその背景』（『同朋大学仏教文化研究所紀要』第二五号、二〇〇五年）が挙げられる。前者は本史料の分析により、寛政度再建における三河門徒の動向を見たもので、

基本的分析はなされているが、講に関する理解など、検討を要する点もある。後者は寛政度再建を題材とした二幅絵伝の考察において、本史料を引用検討したものであるが、前掲『古今桜』との関係性など、さらに検討すべき課題も残す。なお、この二幅絵伝については同朋大学仏教文化研究所二〇〇六年度春季展示図録『山田文昭コレクションの世界——【特別展示】真宗史料の世界——』でカラー図版紹介している。いずれにせよ、今後も本史料を用いた研究の進展が期待される。

(凡例)

一、翻刻にあたっては、原則として常用漢字を用いた。ただし、一部に旧字のままとした箇所もある。

一、原本における改行や文字の配列は、できる限り原本通りとしたが、一部、反映しきれなかつた箇所もある。字数の関係上、一箇所^(146カ)、一行に収まらず、実際の改行を「」で示した。

一、読みやすさを考慮して適宜、読点「、」と並列点「・」を付した。ただし、原本後半で句点「。」が付されている箇所もあつたが、それは読点「、」に置き換えた。

一、反復記号は、平仮名「ゝ」、片仮名「ゝゝ」、漢字「々」で統一し、「〳〵」は二字以上の反復の場合にのみ示した。

一、原本の破損等で判読不能の箇所については□や□、「　」で示した。

一、傍註は、本文の誤字・脱字を正すのに「」を用い、参考または説明を付す場合に（）を用いた。

一、文意が通じ難い箇所、もしくは原文のままに従つたことを示す場合には「(ママ)」と表記した（註：他史料を再写した箇所では、明らかな誤字も散見される）。

一、原文には、人権の課題からすれば問題視される表現が用いられている場合があるが、歴史資料としてそのまま掲載した。

一、今回の史料紹介にあたって、多くの方々のご協力を得た。深く感謝申し上げます。

協力機関・協力者一覧 (敬称略・順不同)

真宗大谷派暮戸教会
岡崎市美術博物館

大谷大学図書館

大谷大学真宗総合研究所 (造営史研究班)

大谷大谷派岡崎教区法寶物調査委員会

真宗大谷派岡崎教務所

杉浦守太郎 (暮戸教会責任役員)

山田 晋 (真宗大谷派正福寺・暮戸教会代務者)

大谷めぐみ (大谷大学真宗総合研究所研究補助員)

安藤幸子

史料校正

石川宣昭

史料翻刻

上野 純

史料翻刻

大原雅幸

史料翻刻

木越祐馨

史料翻刻

田村徳明

史料翻刻

伴 知成

史料翻刻

藤原 肇

史料翻刻・校正

渡辺貴之

史料翻刻

渡辺信和

史料校正

『三河大谷派記録』

(表紙)

三河国碧海郡 「

一、三河大谷派記録

天明年度以来 □正 「」

御本山御無祿之由來

御本山之儀者、御開山様已來、都鄙一同

御経回被為在之、親く御化導被為遊候

御事二而、其後教如上様御代、慶長六年

八月十六日、教如様御隱室江、東照宮様
徳川家康

被為在御成、白銀三百枚・布三百端

被下置、其節御嫡家之御当山御

取建被成下候旨被 仰出、敷地儀

可被下置旨被 命候事、依之翌

十七日、右之礼として、教如様伏見江

御登城被為在之候処、御対顔之上、

御寺領御附可下置 上意之処、

教如様被 仰上候者、誠ニ無残処、奉蒙

(1オ)

(2オ)
御懇命辱、奉敬承候得共、尊大之寺
領仕候而者、一生安逸之身と罷成、
門末江之教導も怠り可申、然ル時ハ
宗祖江対シ、不本意ニ御座候得者、寺領之
儀者、御断申上候、何卒諸国末寺・門徒ヲ
親く教導致シ、右之帰依信施を以
本廟相続仕度候得者、右教導に付、
何方ニ而も差構無ニ、抑被成下度段
宗祖江対シ、不本意ニ御座候得者、寺領之
儀者、御断申上候、何卒諸国末寺・門徒ヲ
親く教導致シ、右之帰依信施を以
本廟相続仕度候得者、右教導に付、
何方ニ而も差構無ニ、抑被成下度段

御申上有之処、寺門之本意、左モ可有

之事と 御感不斜上意被為在之候、

同慶長七年、加藤喜左衛門殿御奉行として

京六条・七条間四丁分境御渡之事、

此儀ハ、先年関東ヨリ、御由緒御尋之折節、被仰立候事、

右之通、東照宮様格別之御取立ニ而

御当山之御化導者、厳密なる 台命故

地頭・御領主たり共、御化導之一途斗ハ、

御手差ハ不相成儀と承知仕候、其上

御当山前件之次第ニ而、寺領無之御事ニ

候得とも、何事も御化導ヨリ、事始り候儀ニ而

諸國御門末普く御化導被為遊候

(3オ)

御當山之御化導者、嚴密なる 台命故

地頭・御領主たり共、御化導之一途斗ハ、

御手差ハ不相成儀と承知仕候、其上

御當山前件之次第ニ而、寺領無之御事ニ

候得とも、何事も御化導ヨリ、事始り候儀ニ而

諸國御門末普く御化導被為遊候

(1ウ)

儀者、一大事之御事^ニ御座候、然ル処、右躰

御化導^ニ付、百姓家江者、御立寄不被成

抔、御教化筋^ニ差出之箇所有之候而者、

第一 台命^ニ相障、且 御当山

御趣意、相靡候儀と被存候、

〔墨付ナシ〕

(4才)

(4ウ・5オ・ウ)

十三代目

宣如上人 御年五十一歳

承応元年^{壬辰}六月廿八日 御影堂御斬始、

万治元年^{戊戌}七月廿五日 御遷化、

人皇百十二代後西院御宇

明暦二年^{丙申}四月廿八日 御柱立、

同四年^{戊戌}三月廿三日 御上棟、

同年三月廿七日 御遷座、

同年七月廿三日万治ト年号改元、

十四代目

琢如上人

寛文十一年^{辛亥}四月十四日 御遷化、

(6ウ)

『三河大谷派記録』(江戸時代)

十五代目

常如上人

元禄十三年^{甲戌}五月廿一日 御遷化、

十六代目

一如上人

元禄十三年^{庚辰}四月十二日 御遷化、

十七代目

真如上人

延享元年^{甲子}十月二日 御遷化、

十八代目

従如上人

宝暦十年^{庚辰}七月十一日 御遷化、

十九代目

乘如上人

寛政元年^{己酉}三月廿八日 御影堂御斬始、

同四年^{壬子}二月廿二日御年四十九歳 御遷化、

二十代目

達如上人

寛政七年^{乙卯}三月十五日 御柱建、

同九年^{丁巳}三月十日 御上棟、

同十年^{戊午}三月廿八日 御遷座、

(7ウ)

(7才)

寛政八年丙辰十一月十七日 阿弥陀堂御斬始、
〔陀脱〕

同十年戊午三月廿三日 御上棟、

同年四月二日 御遷仏、

同年五月三日 御大門御斬始、

同十二年庚申三月廿六日 御柱建、

同年十一月十八日 御上棟、

享和元年辛酉三月廿六日 御供養会、

一、再建付、飛驒国白川山御林、

公儀ヨリ、御材木御拝領、

人皇百二十代

今上皇帝〔光格天皇〕 承應元年御影堂御斬始ヨリ

百三十七年目也、

一、御本山御類焼、天明八年戊申

正月晦日、

如來様・御真影様、其外御宝物

御供被遊、善知識様〔乘如〕、大谷江御越

被遊、夫より又、山科江御越被遊、又々
〔江〕大谷御帰り、暫大谷〔江〕おいて御化導

被為在、夫ヨリ、枳殼〔被〕之御殿〔江〕仮リノ兩

堂を御立被遊、御化導被為在候、

(11ウ) (10オ・ウ)
 〔墨付ナシ〕

夫より河内国八尾の御堂を御引取
 被為在、御寺内に御立被遊、
 阿弥陀堂共々御再建被為在、
 御化導被成下候御事〔二〕候、扱亦両
 御堂御成就、御遷座・御遷仏之
 後、仮御影堂、又々右之八尾江
 御かへし被遊、右之如ク御成就被遊候
 御事に候也、

天明八年甲申正月晦日、京大火之節、

上京被致罷有候當國之御法中

青野本光寺・東浦東正寺・羽栗

順円寺右三ヶ寺ハ〔因〕御門跡様、大谷・

山科江御退被遊候節、御供被致、大谷

山科江御立退之道、清水下之音羽之滝

之水ヲ、御上様江差上被申候由候、山科〔ニ〕而も

右三ヶ寺江御役人方々御相拶〔悉〕も御座候〔ニ〕付、

此段記置申候、

一、御本山御燒失付、御寺内御白砂に、

当国より御小屋建始メ之事、天明八年

申二月下旬迄十日講之内、熊村安養寺・

苅谷正覺寺・高津波金勝寺、右三ヶ寺杯ハ

在京致し、始メハ烏丸通り七条上ル、はりまや

藤兵衛方ニ借宅致シ、色々御手伝被申上候

處、三河国講・法中、追々上京ニて、

御上様より御小屋頂戴致シ、夫々同行江も

御小屋御免被下、法中・同行共ニ御寺内

御白砂・阿弥陀堂御門北側ニ焼木ヲひろい

集メ繩締リニテ、三間ニ四間半、屋祢ハ焼そきを

ひろひ、土まニテ、ゑんハなし、かべもなし、後ニ焼板

拾ひ、縁はりニ相成、敷物ハ伏見ニ而蓮ヲ買、

御仏前ニハ焼残之縁取三枚敷、御仏たんハ

御堂之焼木を拾ひ、手作ニして、瀬戸焼の

三ツ具足也、二年之間ハ盈なし、夫ヨリ御小屋

始リハ、河内国・大坂・伏見・近江・三河、右五ヶ国也、

諸国追々御手伝相登り、大勢ニ相成申候、

三河国御小屋之世話方同行、箕輪村吉兵衛・

土呂村弥助・池鯉鮒宿又七・西尾中町治郎兵衛・

鵜ヶ池村八郎右エ門、其外村々同行入詣リ、段々相増候、

右之處ハ、三河元小屋・中小屋・大小屋とて三ヶ所ニ相成、

(13オ)

(12ウ)

(12オ)

夫より小屋頭として西端村茂兵衛、車力頭として矢作村平蔵、此兩人、拾五ヶ年詰切之人也、

一、国元同行參会場處之儀、国元一統示談場所

無之付、最寄よろしき處を見合、處々ニて

相談仕候得共、国内一統氣辻不揃候故、同年

申十一月ヨリ、知立宿山形や治郎右エ門宅ヲ相頼ミ、

寛政四年子二月迄五ヶ年、右治郎右エ門方、仮之

会處ニ而御座候、同二月より知立正念寺国内

元会所ニ相成、同年十一月より暮戸出張

会處と相成候跡、双方相談之上、則十一月上旬

知立・暮戸両会處ニ相極ル、池鯉鮒会所

詰役小山村岡本銀右エ門、暮戸会處

詰役高力村川口權藏、右兩人拾五年

之間、詰切之人なり、

元会所ニ相成、同年十一月より暮戸出張

会處と相成候跡、双方相談之上、則十一月上旬

知立・暮戸両会處ニ相極ル、池鯉鮒会所

詰役小山村岡本銀右エ門、暮戸会處

詰役高力村川口權藏、右兩人拾五年

之間、詰切之人なり、

(15ウ)

(14ウ・15オ)

(14オ)

(13ウ)

〔墨付ナシ〕

一、七条浜江諸材木積來着仕候處、右材木請取
御役所詰役送り之儀、御上様乃至三河

御小屋法中方江被仰付候、其節右

御役所江高張・御紋附御幕被下置候、

且又国元法中、追々上京之御衆中ハ、

寛政元年酉二月弓山入

両御堂^并御殿向・大門、右不残組もの

ばくはな枱かた、木口はり方、三河法中江

是亦御上様より被仰付候、段々御出来ニ而

御大門之御供養会之節、御白砂御小屋

引払被仰付、又々塩屋町^ニ借宅いたし、

法中・同行共に同居仕候得共、大勢及甚ク不

都合^ニ相成、其後、十日講薦谷正覺寺・教榮寺

杯ハ、七条昆布屋裏座敷ヲ御上様ヨリ被仰付、

皆御成就迄、御用相勤被申候、又々同行

御小屋ハ、諷訪町御上様方御雜^{掌力}生御屋敷ニ、

御小屋被仰付、日夜御手伝申上候処、

其後、此御場も御引払^ニ相成候得共、越後・三河・

江州ハ、別段^ニ御上様ヨリ御頼之事^ニ付、右國々^カお

両御堂^并枳殻御殿御掃除、其外御手

伝として、壱ヶ国より五・六人宛相詰吳候様

御頼事^ニ候、右^ニ付、只今七条畠地^ニ、御長や

永代^ニ被仰付候御事、

〔墨付ナシ〕

(17ウ)

(17オ)

(16ウ)

(16オ)

(19オ)

(18ウ)

(18オ)

一、信州下伊那郡遠山御材木御伐

出付、当國へ御頼被為有候^ニ付、

御世話方申上法中元方・肝煎方、

處々^ニ会所を立、詰役致し、多分

人数入御材木伐出し川下^カ、

夫より、天龍川^カ遠州掛塚湊へ

出し、大船^ニ積送リ申候事、

右入用金、左之通、

一、金三万六千四百弐拾兩 戊年弓卯年迄

七ヶ年之間也、

内金壹万五千五百六拾六兩

弐分弐朱ト

錢七百廿三文

右者、報謝講納、御柱志納、諸

代、物払代、御会所御見廻志、

別段御再建志、両会所内仏

散錢メ末^ニ右訳記置、

内金弐万七百兩、御上方御下^カ金

(19ウ) 引残り、不足方三通丸と申

材木船引当也、

銀百七拾六匁三分三厘
錢貳拾貫八百拾貳文

(20オ~21オ) 〔墨付ナシ〕

(21ウ) 天明八年戊申三月ヨリ同極月迄

当国分御手伝、

一、人數壹万八百九拾八人 御手伝

御上より当年分飯料・諸入用拝借仕候、

寛政元年と改ル、

酉年一ヶ年分

一、人數貳万四千九百四人 御手伝、

飯米百五拾九石

金貳百四拾四兩貳步貳米

錢七貫五百貳拾五文

戌年一ヶ年分

一、人數貳万六千八百七拾四人 御手伝、

飯米百七拾三石三斗九升六合

金貳百三拾六兩壹歩也

『三河大谷派記録』(天明・寛政年間)

(22ウ)

(22オ)

(21ウ)

(20オ~21オ)

(19ウ)

亥年一ヶ年分

一、人數貳万九千百六拾貳人 御手伝、

飯米百五拾七石六斗六升七合

金三百五拾四兩貳步

錢百四拾貳匁六分五厘

子年一ヶ年分

一、人數貳万六百五拾四人 御手伝、

飯米百四拾八石四斗七升三合

金八拾三兩貳步貳米

錢七拾七貫六百四拾六文

右之外、大工作料・定結給金・惣会所掛り・
焚出し入用等有之、大造成御事也、

丑年一ヶ年分

一、人數壹万九千百貳拾四人 御手伝、

飯米百三石貳斗七升五合

金百貳拾三兩貳步

(24オ) 錢壱貫百七拾七文

右之外、入用右同断、

寅年一ヶ年分

一、人數壱万八千百貳拾七人

御手伝、

飯米百五石六斗五升五合

金百五拾五両貳拾貳朱也

錢拾五貫貳拾貳文

右之外、入用右同断、

(25オ) 右者、天明八戌申年ヨリ寛政六寅年まで

七ヶ年ハ、慥ニ記帳有之、書面之通認置候、

寛政七卯年ヨリ後ハ帳面無之、相知れ不

申候得共、享和元酉年、御大門御供養

会迄之七ヶ年ハ、御手伝人數夥敷差上

申候、此儀者皆人存知罷在候得共、格かな

帳面無之、相知れ不申、仍之如斯新書

仕置候、若何方ニ而も帳面有之て、此

末江御書入可被成候、以上、

一、天明八年申三月ヨリ、京都御小屋月

(24オ)

番として一ヶ月ニ七・八人宛、右御小屋
取締之同行、当國処々村々より、月々
代り／＼上京相勤申候得共、逐一ニは相知レ
不申、あらまし名前左ニ記、略之也、

(26オ)

同九年酉年

正月より

二月より三月十日迄、

小山村 伊兵衛

西端村 茂兵衛

暮戸村 善蔵

吉田 小吉

牛久保 庄兵衛

中立村 善蔵

三月十一日ヨリ四月十日迄

大浜村 文四郎

中根村 九左エ門

牛窪村 助右エ門

下地村 清兵衛

五月十日迄、

平坂 八右エ門

五月十一日ヨリ

六月十日迄、

平坂 与次兵衛

五月十一日ヨリ

六月十一日ヨリ

閏六月十日迄、

岡崎 権次郎

(25ウ)

		土呂 権右エ門		西尾 吉郎兵衛		対米 所平	
高落 九右エ門		同 庄五郎		不吹 源内		古井 孫右エ門	
市子 又左エ門		同 新五郎		同 庄右エ門		伊保 作右エ門	
西迫 忠次郎		足助 千六郎		十一月十日ヨリ		同 安城 利助	
一色 源右エ門		七月十一日ヨリ八月十日迄、		桑原 庄兵衛		古井 孫右エ門	
矢作 道知		七月十一日まで、		拳母 平七		同 源四郎 メ五人、	
一色 清蔵		梅ヶ坪 又蔵		川島 源七		高津波 源四郎	
閏六月十日七月十一日迄、		月番		川島 源七		春林寺 念空寺 専超寺	
御賄方 二本木善右エ門		鷺田 弥吉		尾花 吉右エ門		西心寺 楽円寺	
花園 伝兵衛		大草 長三郎		中根 九左エ門		称念寺 聞入寺	
八月十一日より		池金 要助		梅ヶ坪 又蔵		(27ウ) 御小屋詰法中	
九月十日迄、		十一月十一より		十二月十日迄、		(27オ) (28オ)	
十月十日迄、		覚		一、金五千九百五拾五両壹分貳朱 錢六百四拾七文		右者、報謝講十五組乞集高メ、	
東端 文左エ門		川嶋 新右エ門		一、金八千百拾兩三分貳朱 御柱志、		一、金五百九百五拾五両壹分貳朱 錢六百三拾五文	
根崎 久米治		川野 新吉		ふじ沢 源内		高浜 須山 友右エ門	
江原 兼右エ門		宇頭 幸七		知立 次郎右エ門		クマ村 儀右エ門	
東浦 安兵衛		花本 源兵衛		西端 茂兵衛		中山 綱吉	
同 七左エ門		駿馬 源右エ門		根崎 宇右エ門		十一月十日迄、	
広畔 十藏		萩原 善左エ門		内訛		十一月十日ヨリ	
桑原 庄兵衛		片原 九八		高浜		十一月十日ヨリ	
『三河大谷派記録』(天明・寛政年間)		一、金七百六拾両		田島淨貞		十一月十日ヨリ	

錢三百六拾九貫七百三拾四文

右者、報謝講へ衣裳類・古金類・

女中かんさし・かふかいの類上ヶ壳代、

一、金四百拾七両三分武朱

錢三百三拾四文

右者知立幕戸両会所江御見舞志、

一、金九拾弐両壹分

右同断、

錢五拾七貫八百廿八文、

西尾
辻嘉兵衛

一、金五百五拾両

棚尾
東浦

一、金六百両

中根又左衛門

一、金三百九拾両

深谷半左衛門

一、金四百両

都築彦馬

二本木

一、金三百拾五両

藤浦善右衛門

一、金六百八拾五両八御本山へ直上納、

メ千両也、

花園

一、金四百四拾三両三分

別段
内仏散錢、

一、金四百四拾三両三分

御再建志、

メ金壹万五千四百九拾八両三分武朱

錢四百式拾七貫五百五拾九文

此金六拾七両三分ト錢七百式拾三文

二口合金壹万五千五百六拾六両式分武朱

錢七百式拾三文

中根
寺田伝兵衛

山本勘右衛門

一、金式百拾四両

西尾
元方中出金

元方中出金

メ金三千六百七拾七両

一、四百五拾九両

諸代場壳代

(29ウ)

(29オ)

(30ウ)

(30オ)

(31ウ)

一、御類焼付、当国一同、法中・同行相談之上、
御再建為御助成、一錢講と名附、一日壹文
講之積リ壳人前一ヶ月三拾文、或八六拾文・

百文・武百文宛、毎月三日報謝講大集会、

十ヶ年之間相勤可申、相談相定り候、

左ニ寺別相記申候、

〔墨付ナシ〕

(33オ) 報謝講大集会所江従

御本山

御紋附御幕^井御紋附御排燈

御免、

寛政三年始り、

新堀村

光善寺

亥三月廿日

四月三日

五月三日

六月三日

七月三日

八月三日

九月三日

十月三日

十一月三日

十二月三日

一月三日

二月三日

三月三日

四月三日

五月三日

六月三日

七月三日

八月三日

九月三日

羽栗村
順因寺

桜井村
圓光寺

細川村
養住寺

花園村
^秀勝蓮寺

矢作付

勝蓮寺

和泉村
本龍寺

新堀村

光善寺

亥三月廿日

四月三日

五月三日

六月三日

七月三日

八月三日

九月三日

十月三日

十一月三日

十二月三日

一月三日

二月三日

三月三日

四月三日

五月三日

六月三日

七月三日

八月三日

九月三日

(32ウ)

(32オ)

(31ウ)

ヨリ始り申候、

一、講日晨朝^井法談ノ始り、大浜村西方寺ニて、
子ノ十月赤坂正法寺ヨリ始り候、

西迫村西福寺被勤候、

一、日中・迨夜両座ノ事ハ、牛久保村法信寺

同四年二月三日木戸村長因寺ヨリ

会処御居屋建始りなり、

一、一錢講ト云シヲ、報謝講ト改名ノ事ハ、

子ノ十月赤坂正法寺ヨリ始り候、

西迫村西福寺被勤候、

一、日中・迨夜両座ノ事ハ、牛久保村法信寺

(35ウ)

七月三日	信光寺	竹谷村
十一月三日	淨顯寺	家武村
十二月三日	願力寺	吉井村
子ノ正月十六日	御坊処	吉田
寛政四年		
二月三日	木戸村	
閏二月三日	長因寺	
三月三日	足助	
四月三日	安城村	
五月十六日	明法寺	
子六月十八日	宗恩寺	
坂崎村	正向寺	
梅ヶ坪村	木田村	
圓行寺	正長寺	

(36ウ)

七月十八日	芳友寺	山路村
八月十六日	滝脇村	専光寺
九月三日	竹村	
十月十八日	赤坂駅	
十一月三日	精界寺	
十二月三日	西教寺	
寛政五年		
丑正月十六日	牛田村	
二月三日	浜尾村	
三月三日	榎前村	
四月三日	信照寺	
五月十六日	皆福寺	
子六月三日	福淨寺	
坂崎村	江原村	
圓行寺	良興寺	
東城村		

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(37ウ)	寅二月三日	東境村	専正寺	寛政六年	寅正月十六日	大浜村	西方寺	十二月三日	池鯉附	高須村	顯宗寺	十一月三日	岡崎	淨專寺	十月三日	勝鬱寺	九月三日	針崎村	形原村	八月十八日	林光寺	七月十八日	三好村	阿弥陀寺	六月十五日	土呂村	淨專寺	五月三日	吉田	御坊所	三月三日	牛久保村	法信寺
-------	-------	-----	-----	------	--------	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-------	----	-----	------	-----	------	-----	-----	-------	-----	-------	-----	------	-------	-----	-----	------	----	-----	------	------	-----

(38ウ)	寅十一月三日	泉田村	順慶寺	十一月三日	西光寺	奥殿村	教恩寺	十月三日	圓楽寺	高河原村	教恩寺	九月三日	岡崎	等覺坊	七月三日	新子村	正覺寺	六月十六日	刈谷村	綠成寺	五月五日	大平村	淨覺寺	四月三日	西宮口村	法信寺	三月三日	牛久保村
-------	--------	-----	-----	-------	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	------	----	-----	------	-----	-----	-------	-----	-----	------	-----	-----	------	------	-----	------	------

(39ウ)	十二月三日 卯正月十六日	小川村 蓮泉寺
	二月三日 三月三日	今村 專超寺
	五月十八日 四月三日	西高須村 教専寺
	六月三日 七月三日	伊保村 和徳村
	八月三日 九月三日	上野村 信光寺
		大田村
		滝村
		野寺
		中ノ郷村 淨妙寺

(40ウ)	十月十八日 十一月三日 十二月翔日 辰正月十六日	高津波村 金勝寺
	二月三日 三月三日	福釜村 西岸寺
	五月十八日 四月三日	小山村 恩任寺
	六月三日 七月三日	堤村 万徳寺
	八月三日 九月三日	里村 西方寺
		岩堀村
		棚尾村
		安専寺
		陽龍寺
		舉母
		宿縁寺
		浅井村
		中ノ郷村 淨妙寺

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(41ウ)	八月三日	今川村 乗蓮寺
	九月三日	中嶋村 淨光寺
	十月廿五日	高棚村 ^(露) 空林寺
	十一月三日	重原村 萬福寺
寛政九年	十二月三日	米津村 龍讚寺
巳正月十六日	一月三日	熊村 安養寺
	二月三日	藤井村 下重原
	三月三日	打越村 淨福寺
巳五月三日	四月三日	大覺寺
		中根村 真淨寺

(42ウ)	六月十六日	下青野村 慈光寺
	七月三日	大草村 正樂寺
	八月三日	佐々木村 上宮寺
	九月三日	川島村 西心寺
	十月十六日	田振村 樂圓寺
寛政十年	十一月三日	中田村 萬國寺
午正月十六日	十二月晦日	大浜村 本伝寺
	一月三日	貝福村 福正寺
	二月三日	馬場村 願正寺
午二月三日	三月三日	神有村 応春寺

高取村

二月十六日

專修坊

寛政十一年
未正月十六日

下林村

善宿寺

泉田村

三月三日

西念寺

和氣村

二月三日

來空寺

中村

六月三日

善敬寺

茅園村

二月十六日

円覺寺

高力村

六月十六日

山泉寺

東端村

三月四日

念空寺

西追村
西福寺

七月三日

西福寺

中垣内村

三月十六日

德山寺

富田村

八月十六日

願專寺

根崎村

四月三日

寶林寺

篠目村

九月九日

明專寺

吉良ノよし田村

六月十八日

正覺寺

八橋村

十月十六日

淨教寺

竜泉寺村

七月三日

正道寺

須美村
敬
教覚寺

十一月三日

淨教寺

岡サキ
西照寺

八月三日

十二月三日

隨嚴寺

桜井村
法行寺

未九月三日

(43ウ)

(43オ)

(44ウ)

(44オ)

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(45ウ)	申六月三日	國谷村 善導寺	五月廿五日	稻熊村 法泉寺	四月十六日	大塚村 明榮寺	三月十六日	鷺塚村 蓮成寺	二月三日	鷺田村 正專寺	一月三日	城ヶ入村 〔城泉〕 淨專寺	十二月朔日	駒場村 隨縁寺	十一月三日	上條村 淨玄寺	十月十八日	寛政十弐年 申正月十六日	九月三日	駒場村 隨縁寺	八月三日	泉田村 淨信寺	七月三日	舞木村 順念寺	九月十八日	舞木村 順念寺
-------	-------	------------	-------	------------	-------	------------	-------	------------	------	------------	------	---------------------	-------	------------	-------	------------	-------	-----------------	------	------------	------	------------	------	------------	-------	------------

(46ウ)	右拾ヶ年掛錢	申六月三日	國谷村 善導寺	五月廿五日	稻熊村 法泉寺	四月十六日	大塚村 明榮寺	三月十六日	鷺塚村 蓮成寺	二月三日	鷺田村 正專寺	一月三日	城ヶ入村 〔城泉〕 淨專寺	十二月三日	家武村 圓滿寺	十一月三日	赤松村 本樂寺	十月十八日	菅生 萬德寺	九月三日	大塚村 本法寺	八月三日	大友村 安受寺	七月三日	池嶋村 超仁寺
右者、報謝講、寛政三年亥三日廿日ヨリ始り、同十弐年 申十二月三日満会、年數十ヶ年也、																									

〔墨付ナシ〕

〔墨付ナシ〕

(47ウ) (47オ)

報謝講當國一列元方衆中

田島淨貞

中根又左衛門

辻嘉兵衛

深谷半左衛門

都築彦馬

藤浦善右衛門

寺田伝兵衛

山本勘右衛門

榎原惣兵衛

(48オ) 報謝講毎月△上ヶ勘定方

法中惣代

西迫

西福寺

元方惣代

筆目

源藏

榎前

信照寺

其外

國々△御獻木・御買上木、

城ヶ入

^城淨泉寺

三河国

尾張国

山城国

江原

福淨寺

大和国

川内国^(アマニ)

丹波国

細川

順行寺

但馬国

越後国

越中國

中根

若林

能登国

筑後国

筑前国

九左エ門

淨照寺

近江国

加賀国

伊勢国

新郷

和泉州

紀伊国

摂津国

竹谷

和泉州

紀伊国

摂津国

伴右エ門

市右エ門

其外

國々△御獻木・御買上木、

右之國々山々より、御用材御伐出し△

御座候、已上、

(49ウ) (48ウ)

諸國御用材御伐出し之御林之分
左之通△御座候、
信濃國下伊奈郡遠山御林
遠江国戸中山御林
肥後国米郎山御林
出羽国新庄山御林
日向国楠子山御林

(50ウ・51オ)

〔墨付ナシ〕

(51ウ)

当国拾五組之初リ井ニ同行名前、

池鯉鮒組 知立 又七

次郎右衛門 小山 銀右衛門

吉兵衛門 西尾 惣兵衛

箕輪組 箕輪 吉兵衛

吉良組 次郎兵衛 新三郎

宝内組 犬飼 牛久保 長七

豊川組 篠田 六右衛門

乙川組 御油 与左衛門

高力キ組 大平 利助

高力キ組 池金 養助

山内組 塩ノ沢 善藏 七三郎

小川組 中立 善藏

新郷組 細川 文六

広畔 新郷 市右衛門

新郷組 十藏

(52オ)

(52ウ)

高落組 高落 九右衛門

矢作組 矢作 聞成

東城組 東城 源兵衛

岡崎組 本町 権次郎

梅ヶ坪組 梅ヶ坪 又蔵

メ拾五組也、

(53オ)

右者、御本山御類焼付、書面之同行衆中、
 懇志之御手伝被初、夫より段々日増し
 夜まし、御法義相続之上ヨリ御手伝御執
 持出来相増し申候、

〔墨付ナシ〕

(57オ) 信州遠山一件左記、

(53ウ~56ウ)

一、最初遠州浜松鶴松寺・蓮花寺

其外同行中、遠山大木有之由

被因候由、夫故江被相掛當國同行

合候付、右遠山見分として、古鼠小四良・

五左衛門・川辺新右衛門・左兵衛・伊兵衛・

篠田ノ六右衛門・東端ノ文左衛門、右之衆中
遠山江龍越、遠山六ヶ郷之内、八重・

(57ウ)

川内村^ニ会所ヲ建、寛政元酉年

(58オ)

十一月廿五日、右村^ニ案内致させ、山入見分
仕候処、大木數多有之候、仍之追々
相談^ニ而、遠州同行見出し之遠山、

(59ウ)

三州へ引受仕候、是より遠山掛り
之始リ也、

(58オ)

江戸浅草御坊御輪番德善寺^ヲ

公儀江願書之写

一、寛政三年亥十一月十四日御再願御口上書、

松平右京亮殿^(輝和)江差出ス其外寺社奉行

不残、御老中方不残、若御年寄之内

御勝手掛り京極備前守殿、御勘定

奉行御勝手方三ヶ所へ茂差出し候、

如左、

口上覚

先頃以書附を以、信州遠山材木出方
之儀、御願被申上候処、不被及御沙汰
段、去月廿五日被仰渡、早速京都へ

申達、御門跡被得其意候、誠^ニ右躰之
御類例も、不被為有御儀^ニ御座候得者、
絶^ニ而被申在候筋^ニは無之、殊更去年

飛州^ニ而莫大之御材木被下置、厚キ

御取立被成下候上之御事^ニ御座候得者、

再應被申上候儀、憚入被存候得共、飛州^ニ而

拝領之御材木を元立^ニ被致、大慶之

造立^ニ御座候得者、木數も多ク相掛リ候、

尤、先達^而諸堂取縮方之御触御座

候得ハ、可成丈被取縮候存意^ニ御座候得共、
中古 大猷院様御代、宣如御門跡

富士山^ニおるて拝領之御材木ヲ以、被致

建立候儀、全躰當宗之堂宇間広^ニ

建來リ候儀者、門末之教導專來衆

一同^ニ參集之事故、別^而大法会之

砌ハ、諸国^乃集り候門末、影堂^ニ滿候儀^ニ

御座候得者、格別之縮方も無御座、

且御寄附被成被下候御唐門・鐘樓ハ

格別、其外阿弥陀堂^{并ニ}書院向在

來之間、數席之學寮等^ニ至ル迄、隨分

被相縮候得共、都合^ニ而者、用木存外之

(59ウ)

(58オ)

(59ウ)

員數_ニ相成候事故、如何様_ニ被存候_{而も}、

再建難成_{ニ付}、先年拝領之御由緒

被申上、御仁恵之儀被相願候所、去年

飛州_ニ而御材木拝領之儀ハ、寔_ニ以

御神慮_ニも被相叶候御儀、御門跡

深ク感動被致、并_ニ門末_ニ至ル迄、拏_而

難有奉存、再建成就、此時節を猶

予被致候_而ハ上之思召を被恐入、

尽精誠取急候得共、右足木之儀並之

木品とハ違イ大木_ニ御座候得ハ、京都向寄_ニ

相應之木品無御座、漸於信州_ニ被相求

候處、出方之儀、所々_ニ而差支、寺門之

力_{ラニ}而者難及、既_ニ右木材、飛州拝領

材_江是加_江、漸惣木數相揃、安心被致

候所、出方之儀、差出伐置候、是木差置候、

其所之難渋而已ならず、世之不益と

相成候時ハ、歎ケ敷、木數相揃不申、彼是

障取候内、飛州拝領材迄も等閑_ニ差

置候様相聞候_而者、対上江不容易

儀、芳々_ニ以実_ニ進退難渋被致候、此段

御賢察被成下度被存候、右者壳木

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(60ウ)

(62ウ)

諸買人等之手_ニ相懸リ候儀_ニ無御座、
全当山手切運送_ニ、飛州拝領材之

足木_ニ御座候得者、右運送之路次差障

無之様、無急度御声懸リ被成下度

御願被申上候、此段何分御執成被申度、

偏_ニ御歎申上候様、從京都被申越候、以上、

淺草本願寺輪番

徳善寺

十一月 法順坊 徳善寺

法順坊

(63オ)

一、木數寸間内訳帳、極印切削銘

山川絵図、十二月廿四日松平右京亮殿へ

徳善寺持參仕候處、廿六日進達_ニ相成、

廿七日辻甚太郎殿_江御呼出し_ニ而被

仰渡候也、

江戸浅草

御坊輪番

徳善寺

寛政第四_{壬子}歲正月

惠丈判

(61ウ)

(61オ)

(64オ・ウ)

一、遠山見分_ニ御越之衆中あらまし

左_ニ相記申候

御門_(達如)跡様御機嫌克被為成

御座候、然者其國御末寺_{井_ニ}

御門徒中、入情御取持_ニ_而、御伐出

有之候、信州遠山御材木之儀

追々御出来_ニ付、先頃者長井半弥

を以、見分被仰付、工匠新八等召連

罷下候処、御柱材都合九拾本余、

其外虹梁数々御調有之、別_而

御影堂御用ハ勿論、其外

阿弥陀堂・大門御用_ニ可相成候条、

右同人_ヲ委細_ニ言上之趣、及御沙

汰_ニ候処、御満足不淺候、猶又此上

万事急様、不相替御取持之儀、

乍太儀厚賴

思召候、実_ニ無程御木揃可被為

有之段、御安慮被遊候、右

等之趣急申入との御事_ニ付、

如此候、恐々謹言、

稻波外記

順信

九月

下間大藏卿

筆合啓達候、先以

猶々於月分共_ニも各出_{〔精力〕}情御取持
被有之候段、深功之至_ニ候、無程御木
樹可有之、難有致安諸候、已上、

(67才)

(66才)

(65才・66才)

(65才)

御使僧

田島五兵衛
笛目源蔵
小山又右衛門

其外同行相添

〔墨付ナシ〕

御作事方

長井半_{〔重之〕}弥様
辻嘉兵衛
福釜新右衛門

寛政四年子六月

京都御家老様_ヲ御書簡

其外同行相添、

猪々_{〔精力〕}於月分共_ニも各出_{〔精力〕}情御取持

被有之候段、深功之至_ニ候、無程御木
樹可有之、難有致安諸候、已上、

(68才)

(68才)

(67才)

如此候、恐々謹言、

稻波外記

順信

頼興

御案内

東端ノ文左衛門
中園ノ弥三郎

三河国

御末寺衆中

御門徒衆中

(69ウ)

(69オ)

寛政四子年七月

イヅミ

都築彦馬

二本木

藤浦善右衛門

御納戸

村田吉左衛門様

御先触役

根崎ノ久米治

中根ノ九左衛門

御案内

川島ノ七郎兵衛

泉田ノ伴右衛門

同五丑年六月

京都橋本新兵衛

能登國外屋市左衛門

御納戸

寺田伝兵衛

藤井中書様

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(70オ)

(71ウ)

(71オ)

(70ウ)

〔墨付ナシ〕

一、遠山御材木山出し川下ヶ付、

右山より掛塚湊迄之村々御代官、

辻甚太郎様御役所江被召寄、山

出し・川下ヶ差支無之様、被仰渡

候趣被仰聞、誠以難有仕合、則

天流川通、御触書御公儀様

より出申候、左御触書写置候、

覚

一、木數壹万七千三百式拾五本

長壹丈八尺迄

五丈四尺迄

但 角物方六寸迄

壹丈五尺迄

平物巾壹尺四寸迄四尺五寸迄

丸木末口式尺迄

三尺式寸迄

槐 百拾壹本

内訝

同 四百三拾本

同 三千三百五本

塙地

三千式百三拾本

樅

三千百五拾五本

梅

五千式百本

栗 千八百四拾九本



極印



切判

(73ウ) 右者、東本願寺御門跡用木、信州
於遠山被相求、遠州掛塚湊まで

川下ヶ差障無之様被致度旨、被相

願候間、最寄御代官^江も被仰渡有之、

権威を以、村人足等遣候儀者、決而致間數

書面之木品、極印・切判銘有之材木、

信州從、遠州掛塚湊迄川下ヶ之節、
川通御領・私領・寺社領村々差障

無之様可致旨 松平越中守殿

被仰渡候之間、村々得其意、川下ヶ

無差障可致候、若出水流木等^二相成、

(73オ)

(72ウ)

川縁村方引上置候ハヽ、本願寺役人へ
可相返候、差掛人足雇等之儀、右役人^カ

断次第相應之賃錢請取、少しも
無滯差出し、諸事無差支様可致候、
若於相背者、可為曲事者也、

無滯差出し、諸事無差支様可致候、

(74オ) 子二月十六日 水谷祖右衛門御印

信濃国

遠山^カ

遠江国

掛塚湊迄

天龍川通両縁

御領

私領 村々

寺社領

名主

組頭

(75オ) 追而此廻状、別紙請印帳^江合請印、早々

順達掛塚湊迄相廻し、夫より川縁村々より
繼戻し、信州飯島陣屋^江可相返候、以上、

本文触書、掛塚湊問屋平左エ門方ヲ

用木掛リ之もの江可被相渡候、以上、

京都東七条迄相廻候ニ候間、万一千
難風ニ逢候節ハ、御領・私領何國之
浦々ニ而も、右極印・切判銘有之木

数之内、流失木等不隅置無連滯、

〔墨付ナシ〕

(76ウ)

一、遠山御材木、遠州掛塚湊ヲ

船積、京都内浜七条迄着之

浦御触書、御代官辻甚太郎様ヲ

出申候、左ニ御触書之趣写置候、

覚

一、梅 楠 槩
塩地 木数壹万七千三百式十五本
栗 楠 极印



切判銘

(77ウ)

右役人罷越次第可相渡候、右之
趣、相触候様被仰渡候間、得其意、
右海辺附浦々・川付村々、早々申送
書面之儀者、当村ヲ京都東本願寺江

可相届候、以上、

子二月 辻甚太郎 印

(78ウ)

遠江 三河 尾張 伊勢 紀伊 和泉 摂津 大坂夫方淀川筋
高瀬川通京都 東七条迄
御領 私領 浦々其外
庄屋 年寄

『三河大谷派記録』(寛政年間)

条目
定

(79才) 一、此度東本願寺買土^(上カ)・材木於遠州

掛塚湊令船積候條、船中隨分入念

可申候、無沙汰之致方有之、後日_二

相聞候ハ、吟味之上、船頭・水主・炊ハ

勿論、品_ニより船主親類迄も御外口

可被仰付間、得其意、船中火之用心

等堅相慎候事、

一、日和無之、何れ之浦_ニ而も、船掛致

候ハ、御材木陸江上申間數事、

一、逢難風候節者、其所江相断、大切_ニ

相困可申候、尤日和能時分、無益之

逗留致間敷事、

右之通急度可相守、若違輩之

沙汰、後日_ニ相聞候ハ、御咎可被

付候間、猥成儀無之様可相慥者也、

辻甚太郎

寛政四子年何月

御役所

遠州掛塚湊

(80才)

(80才)

(79才)

御用木出役 打越 小野田安右衛門 本郷

稻垣勘助 桑原 榎原庄兵衛

此外重而出勤申候、送リ状之事



切判

(81才)

一、御材木木数何百本

内

干

楨 何本 寸間何程
梅 何本 寸間何程

右者、東本願寺御買上御材木

木數寸間相改、遠州於掛塚湊

船積いたし、當月幾日何之刻、同湊

出帆申付候、着之上木品・寸法等、

御引合七御受取可被成候、以上、

月日 辻甚太郎手代

(82才)

(81才)

誰印

其外添人同行

京都高瀬七条内浜

一、此度東本願寺御買上御材木、
遠州掛塚湊より、京都高瀬
七条内浜御役所迄積送候間、
何れ之浦々ニ而モ、入津出帆月日
刻付、此帳面ニ相記、甚浦役人

印形取之、無益之逗留致間敷
候、以上、辻甚太郎手代
子 何月 誰印

一、御用材伐出し山仕廻迄惣世話方同行

古井小四郎
太田左兵衛
稻垣新右衛門
磯村伊兵衛
摺村又兵衛
岡本銀右衛門
平岩七郎兵衛
川口権藏

道法メ三拾四里也、

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(83ウ)

(83オ)

(82ウ)

信州遠山ノ道法覚
知立ヲ 暮戸ヘ 二里
岡崎ヲ 岡崎ヘ 壱里
藤川ヲ 藤川ヘ 一里半
赤坂ヲ 赤坂ヘ 三里
御油ヲ 八幡ヘ 十丁
八幡ヲ 篠田ヘ 一リ廿丁
大木ヲ 藤城ヘ 壱里
野田ヲ 新城ヘ 十五丁
打金ヲ 大野ヘ 壱里
野戸瀬ヲ 大川合ヘ 壱里
煙ヨリ 裏側ヘ 一リ半
川井ヲ 中部ヘ 廿丁
芋堀ヲ 水久保ヘ 半
小畑ヲ 池島ヘ 半
辰胴ヲ 辰胴ヘ 二里
青崩山ヲ 青崩山ヘ 半
八重川内ヲ 程野沢ヘ 四里
右ハ、信州遠山御材木出所、程野沢迄

(84ウ)

(84オ)

暮戸ヲ 岡崎ヘ 壱里
藤川ヲ 赤坂ヘ 三里
篠田ヲ 大木ヘ 拈丁
藤城ヲ 野田ヘ 壱里
新城ヲ 清井田打金ヘ 一里
大野ヲ 井代野戸瀬ヘ 廿丁
大川合ヲ 煙ヘ 一リ半
裏側ヲ 川井ヘ 壱里
中部ヲ 芋堀ヘ 二リ半十丁
水久保ヲ 小畑ヘ 二里

(85オ)

口上

此間知立へ御参会有之候右之御衆中、

今日御参会之儀ハ、先達而御承知之通程野沢

出木御入用金、御上御引請、追々御下ケ金有之、

金銀諸帳面立合御頼付、法中一州中

毎月四日・十四日・廿四日、右三日御出勤御座候、

組々同行衆之儀ハ、両会所十替リ御詰メ

無之候而ハ、相勤不申候、先達而之御名前外ニ

御壱人御加ヘ、一組而三人十日替り御勤可申下候、

一ヶ月両会所詰人數十式人御座候、尤御不案内

之衆中而ハ諸事御不都合御座候故、十日替り

之御人數書認、左之通御示談可被下候、右之

人數・名前へ御治定之上、別段近所而六人之

相立月番乞被及御示談候様致度候、右

組而庄兵衛、新郷組而新助、岡崎組而十助、

宝内組而新三郎、高落組而五郎兵衛、両会

留主居帳面皆添、是迄致来川口權藏・岡本

銀右衛門、両会所替ル被相勤候様致候而ハ如何

御座候哉、何不寄月番乞留主居へ御内談

之上而、六人之衆中江御掛合、法中一列

(86ウ)

(86オ)

(86ウ)

惣代より御掛合御座候様致度候、其上組々
御出会有之候共、其時之御用順シ御取計ヒ
候而ハ如何、両会所取年取仕方、

一、会所月番諸入用月メ

一、毎月晦日限り御改帳面メ、法中・一列・

月番御印形六人之衆中立合、印形次之

月へ帰廻し可被下候、

右之通、両会所諸事御費無極、猶又

御時節柄御座候故、勿論御取ノ方專ニ

御座候、此段兼御承知可被下候、以上、

追啓

一、和田川迄出木之分、無程満嶋着先達而

相下り候、五千余之御材木、不残土場廻リ

相添、右御入用、先達而御治定有之候、

法中・一州組々行報謝講引当ニ

御座候處、惣メ御上納式分五厘程御出金

有之、是迄急借而操替置候、尤組々

御皆納有之御聞合御座候得者、相知レ申候、

法中・一列四分通御出金、依之何卒乍

御苦勞御示談被成候而、当月八日までニ

其御組々而御操替可被下候、已上、

七月一日

(88オ)

寛政五年 十一月上旬

口上書

御用材掛り

両会所

御影堂御再建、諸国一統御門末
丹精を抽て、御執持・御見聞之御事、

然ル所、右御用材信州從遠山、去ル酉年
より御伐出しひ付、於當國今年迄打続、

夫々御取持申上候処、無御差障御出木有之、

先境迄大船式拾艘積登セ、追々御庭

着有之、難有御儀ニ御座候、且程野山

谷々御出木御賄之儀、

御本山江御引受とハ乍申、前々御操替
金残リ、井大紅梁口川下ヶ船積等御入用
多、御賄方甚以差支難渋仕候、四・五年

以來、聊御差支なく、御執持申来候得ハ、
今暫く之内、何卒御差支無之、御材

木首尾能御庭着有之、御堂御成

就彼為有候様、奉願御事ニ御座候、尤先

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(90オ)

一、先前江御引受人別調用、報謝講之
外ニ御操替金有之、尤御一列方ハ格別、
此外ニ御世話役中々別ニ御操替金、
凡壱箱半余、

(91オ)

一、大虹梁筏下、甚外ニ御注文木当方ヘ
御引受右之御入用、報謝講之外ニ一箱
半之御割合御不足、

境程之山之儀者、御上御引請之事、
大紅梁口迄ハ、當國御引受ニ相成、其節
御示談被上、凡金壱箱半御操替御出金
有之候ハ、御都合宜ク川下ヶ相済可申哉
ニ付、御法中・御一列并組々御同行中
御割合之処、追々御出金も御座候得共、
未タ皆御出金無御座、彼是以当暮御賄
難相凌奉恐人候、毎々種々之儀ニ御座候得ハ、
及御示談候儀、甚氣之毒ニ奉存候得とも、
前文中上候通、當國江御引受之儀ニ候得ハ、
無拠御示談宜敷奉頼上候、
一、程之沢 御上御引請、追々御下金
有之候得共、三月迄前操リニ相成、御
下金遲速之間之御操替、

(90ウ)

外ニ御操替金有之、尤御一列方ハ格別、
此外ニ御世話役中々別ニ御操替金、
凡壱箱半余、

(92才) 御本山御影堂 三州 細々

御柱巻木綿 女人講中

高メ千六百三拾六反半余、

外ニ 羽飛木綿 是八御小屋ヘ、

蚊帳木綿 系

村々内訳帳有、

〔墨付ナシ〕

京都七条御作事

小屋數之覚并諸職人

数左ニ相記候、

一、三間梁ニ 弐拾五間

一、六間ニ 四拾間

一、六間ニ 五拾間

一、六間ニ

一、七間ニ 五拾間

一、八間四面

一、八間梁ニ 百 間

(94才) (92才・93才・ウ)

(94ウ)

(95才) 一、七間ニ 三十間
一、七間ニ 三拾五間
一、六間ニ 拾五間
一、六間ニ 弐拾五間
一、四間ニ 拾貳間

一、七間ニ 焚出し小屋 拾四間
一、六間ニ 同膳場 四拾間

一、三間ニ 膳場 拾貳間
一、三間ニ 休所 十八間

一、四間ニ 御門役所 五間
一、四間ニ 御作事役所 五間

一、三間ニ 大工肝煎役所 五間
一、三間ニ 御門役所 五間

一、三間ニ 膳場 拾貳間
一、三間ニ 休所 十八間

一、四間ニ 御門役所 五間
一、四間ニ 御作事役所 五間

一、三間ニ 膳場 拾貳間
一、三間ニ 休所 十八間

一、四間ニ 御門役所 五間
一、四間ニ 御作事役所 五間

一、三間ニ 大工肝煎役所 五間
一、三間ニ 御門役所 五間

ノ数貳拾小屋

此外、御寺内ニ 諸國之御小屋

五拾七ヶ所有之候、

諸職人數覚

一、大工木挽 九百八拾五人

一、石工 八拾人

一、鎧リ方 八拾人

(96才) (96才)

(96ウ)

一、塗師 百武十人
一、鍛冶屋 弐拾五人
一、瓦屋 三拾人
一、鉄鋼張 拾五人
一、佐官 弐十人

(97オ)
一、家根屋 百武十人

(97ウ)
一、桶屋 五人
一、杣方 拾八人
一、黒鋏 拾人
一、棒削 三人
右諸職人

惣合千五百拾壱人也、

右者、寛政九已年

閏七月十五日改、

(98オ)

右之職人物会所ら焚出し、梅千壱人前二付

式粒ヅ、手塙ニ付候處、一日ニ梅千壱石弐斗ヅ、
入用、但し昼計リなり、越後の國ら梅千四拾俵
參リ申候處、日數十日ハ無御座候、右ニテ御考弁
可被成候、香のもの大根壱本四人前として、
一度ニ四百本ヅ、入用ラ、

『三河大谷派記録』(寛政年間)

此外、諸国御手伝御小屋五拾七ヶ所入用、是ハ
国元々入用送来候、誠ニ以大そふ成御入用ニ
御座候得共、委ク御成就被為有難有御事ニ候、

〔墨付ナシ〕

(98ウ) (99オ)

年内詰番 高力キ 権藏
遠山月番覚

平坂 八右衛門

川島 佐兵衛

正月

小山 重左衛門
川島 新右衛門

新堀 文八

箕輪 吉兵衛

東端 文左衛門

川島 左兵衛

足助 仙六

米津 幸吉

中根 九左衛門

(99ウ)

(100才)

七月	六月	五月	四月	三月
古井	高棚	寺津	大草	桑原
孫右衛門	庄左衛門	久兵衛	兵右衛門	庄兵衛
青野	西端	東堺	福釜	庄左衛門
久右衛門	茂兵衛	善藏	新左衛門	高津波源四郎
				宇頭
				十右衛門
				山室
				重左衛門
				大草
				兵右衛門
				福釜
				新左衛門
				形ノ原九八
				一色 清藏
				西方 兵三郎
				西尾 吉郎兵衛
				同 清七
				小望 文左衛門
				文八

(100才)

十月	九月	八月
赤根 小四郎	大坪 八左衛門	梅ヶ坪又藏
対米 所平	鵜池 八郎右衛門	高取 文七
大浜 大坪	今村 庄兵衛	阿知輪幸助
一色 源八	上矢田茂左衛門	新郷 市右衛門
		熊村 長左衛門
		池端 与右衛門
		暮戸 善藏
		東浦 安兵衛
		要吉
		犬飼 新三郎
		安城 多七

(103オ) (102ウ)

(102オ)

十一月

円川 助七

根崎 久米次

高力 七右衛門

勘生 彦七

岡崎 のミ 又七

十二月

知立 次郎右衛門

牛田 新左衛門

牛久保庄兵衛

岡崎 権次郎

右之通^ニ御座候、以上、

〔墨付ナシ〕

難有珍敷事故^ニ左^ニ書記、

覺 信州水内郡
御院家

長沼村
西巖寺

(104ウ)

(104オ)

(103ウ)

吉田村
善敬寺

神代村
円徳寺

一、米百三拾俵 但し三計入

両^ニ式拾八俵かへ^ニ而^ニ金子御持參

代金三拾四両三分ト

残四百廿七文

西巖寺末

正伝寺

円徳寺末
本覚寺

一、米七俵

代金壹両壹分ト錢七百七文
一、金貳分

右二ヶ寺^ノ、

〆

遠山御会所^江被差上候、

右、善敬寺門徒小玉村儀右衛門・善右衛門・
与惣兵衛・重六、四人之者者、昔シ三州住居

之者^ニ御座候処、三州門徒私之節、信州

水内郡小玉村^ニ居住致候、黒柳一統と申

家数四・五拾軒^ニも相成候内、右四人

御類焼已来、京都へ金弐百両也

被差上、此節金子も手支候様子御座候

処、三州同行御再建^ニ付、当国^ニ於テ

御材木伐出し、御取持事ヲ承リ、何卒

貫壱丁・垂木壱本成とも御寄進

致度願、先此度金五拾両上納之願、

右之両寺、此段被相願候得共、是迄

類例も無之候^ニ付、三州元方江相窺、

示談之上、挨拶可致之趣、尤木品^ニより

金子不足^ニ候ハヽ、追々京着迄之内

調達可致、是悲々右五拾金預り置候様

相願被申候、三州へ急々談仕書通

^ニ而返答可致之引合、遠山御会所

申参候、
信州遠山御会所

出役

八月十三日

〔墨付ナシ〕

寛政四年子としより、京都御手伝

此給金拾壱両

筭輪村吉兵衛^ヲ納

一、同四人

一、同四人
内^三人^内人ハ断^ス、三人相勧申候、

此給金拾壱両

小川組

桑原庄兵衛

夫幸右^二門

内金五両子十二月八日請取、

北山内組

此給金拾壱両

(108オ)

(107ウ)

(107ウ)

一、定詰五人

知立組

此給金拾三両三分

右組^ヲ受取、

一、定詰五人

筭輪組

此給金拾三両三分

右組^ヲ受取、

一、同五人

矢作組

此給金拾三両三分

右組^ヲ請取、

一、同四人

梅ヶ坪組

此給金拾壱両

本地宗念

内金九両子十二月廿一日受取、

一、同三人
新郷組

此給金八両壱分

子十二月十八日不残皆済、

夫幸右^二門

新郷組

桑原庄兵衛

内金五両子十二月八日請取、

此給金拾壱両

(107オ)

(106オ・ウ)

(105オ)

國々人足、定詰^ニ相成、人足壱人一ヶ歳
給金弐両三分也、

但し拾五組割当左^ニ記、

内金武両貳分三百五拾文

子十二月十八日

一、同三人

東城組

此給金八両壹分

岡崎組

内金武両

定詰六拾人、

(108ウ)

一、定詰四人

此給金拾壹両

一、同四人

此給金拾壹両

高力組

兵右衛門名請取、

一、同三人

宝内組

此給金八両壹分

右之金子組^二て渡し、竹谷村伴右衛門殿引請、

一、同四人

豊川組

此給金拾壹両三分

内金八両貳分六百文入、丑正月十六日

一、同四人

高落組

此給金拾壹両

子十二月十五日請取、
夫久右衛門

一、同五人

西尾組

吉良組^二成、

此給金拾三両三分

丑正月十八日請取、

吉郎兵衛

一、同四人

乙川組

此給金拾壹両

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(109ウ)

此給金拾壹両三分

丑正月十八日請取、

乙川組

此給金拾壹両

(110ウ)

此給金拾壹両三分

丑正月十八日請取、

乙川組

此給金拾壹両

(111ウ)

此給金拾壹両三分

丑正月十八日請取、

乙川組

此給金拾壹両

十番 尾州法中

拾壹番 尾州定詰御小屋

拾貳番 川内講中

拾三番 尾州同行中

拾四番 同国中島郡

拾五番 同国海東郡

拾六番 越中講中

拾七番 尾州知多郡

拾八番 同国愛知郡
春日井郡

拾九番 同名古屋講中

式十番 同丹羽郡講中

廿壹番 同中島郡

廿貳番 同羽栗郡

廿三番 尾州
羽栗郡 法中

廿四番 同断同行中
〔部脱力〕

廿五番 加賀国同行

廿六番 能州講中

廿七番 江戸講中

廿八番 桑名同行

廿九番 越後高田

(113オ)

(112ウ)

(112オ)

(111ウ)

三拾一番 西美濃講中

三拾二番 越中国会所

三拾三番 南伊勢

此外二式拾四ヶ所有之候、

(113ウ)

右者、御類焼タク六ヶ年目寛政五丑

とし、御小屋改順番如斯、追々

諸国よりの御小屋夥敷御事

記不違、仍而書面略せるもの也、

(114オ)

口達書

東六条御白砂

諸国

惣会所

一、御影堂御作事方、春中以 御奉書

御手配之次第、遂一被 仰出候処、

関東 御参向シテ付、還御被為成候迄シテ

仮り御上棟仕候シテ、御上覽シテ奉入度計り之

勇シテ、御小屋詰御同行中、誠シテ不借身命シテ

之働くより、案之外、速シテ御出来被為有、
此節梅雨之御凌シテも、御煩ヒ無之御事と

(114ウ)

被為成寄段、難有仕合_ニ御座候先以上之

重_井後堂迄、土居葺残らす被為相果候

得者、從是乾坤之隅より、南北御広縁

追日御建掛け、八月中_ニハ向拝迄御立

揃ひ被遊候御事_ニ候、就夫御屋根之儀、檜木

板ヲ以、長三尺・厚サ五分、真削鉄釘_メ_ニ而

結構を為し、御葺立被為有之候処、雨_ニ

濡日々曝、殊更非常之御防旁_ニ付、

善知識様甚御心痛被為遊候得者、片時も

早御瓦葺渡し候_而、乍恐尊慮を奉休

度、大坂・堺大仏之瓦師江申付、只今專

焼立候得者、八月中_ニハ上之重之分、残らす

出来之都合_ニ候、然者七月中旬迄々

葺師を取掛け候積リ_ニ御座候、依之今般

諸國御小屋中江申談候者、兼_而御引受之

御瓦師、寄進御記帳高之内、当八月迄_ニ

五分通りを御上納被下候様_ニ仕度候、尤

此段御催促_ニおよひ候ハ、御瓦一式諸国

御門末中江引請度段、御小屋一同連印

書付ヲ以願上候処、御許容被成下候

二付、瓦燒場_井土性合等委敷致吟味、

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(115ウ)

(115オ)

(116オ)

(117ウ)

(117オ)

(116ウ)

右三ヶ所へ申付候、猶又御瓦改方代銀上納
請払等之儀、諸小屋中令願付、京・大坂

御講中江被仰付御肝煎被申上候

御事_ニ御座候、左候得ハ、八月迄_ニ御瓦御出来

次第、代銀も追々可被相渡候、右等之処

差支有之候_而ハ、自然_ニ御瓦出来も遲

滞_ニ相成候道理_ニ候得ハ、能々御恐察可被

為有候、從來御取持_ニ御如在無之御事_ニ

候得ハ、御影堂御再建_ニ付、懇志ヲ

御運ヒ被成候_而も、最早御瓦斗りと

被為相成候得ハ、別_面御出情被下候様、

希ふ御事_ニ御座候、

一、上来之通り御影堂大凡御成就被為成候付、引続御本堂御再建御企之

儀、四月晦日、諸小屋連印之書附ヲ以テ

奉願上候処、当月廿一日御許容被為有

之、弥今年中_ニ御斬始御治定之御事_ニ

候得ハ、先以難有可被思召候、猶又追々諸国

一統_ニ御触可有之候_{ハハ}為御安堵、為御知_{下脱力}

旁々如斯_ニ御座候、以上、

東六条御白砂

諸国

惣会所

辰五月廿八日

諸国

御小屋中

〔墨付ナシ〕

(121ウ)

一、人數八百四拾人
右同断
同十六日、天氣よし、女子とも御手伝出ル、
細川十分一御役所御免ニ而川下ケニ成、

同十七日迄ニ細川十分一御役所上まで着、
同十八日白雨一面水三尺斗も増、同夜同行番仕ル、
細川
船八艘也

(120オ)

一、御本山御用材、当國宮口出之木、
虹梁・牛木、都合八本矢作川通り

宮口乃大浜迄川下ケニ付、最寄御法中
処々江御出張会所を相立、御執持誠ニ

大造成御事、右御用材村順川下ケ、
両側通近郷村々御手伝人數あら
まし左ニ記、

(120ウ)

寛政六年寅六月十三日、天氣よし、

一、人足四百八拾四人 宮口最寄

一、人數五百三拾人 右同断
同十四日、晴天、

一、人數七百人
右同断
同十五日、晴天、

右同断

(121オ)

(122オ)

一、川下休
同十九日、桑原村ニ出張
会所ヲ立ル、

一、右同断
同廿日、

一、人數七百八拾五人
同廿一日細川乃渡刈迄着、
同行 細川最寄
同百七十四人 女同行分

一、人數七百五拾四人
同廿一日渡刈乃配津迄着、
男子 渡刈最寄
同武百三人 女子

一、人數九百八拾四人
同廿二日配津乃川端迄着、
両側村々凡
六拾五ヶ村
同廿三日配津乃川端迄着、

(118オ~119ウ)

〔墨付ナシ〕

(122ウ)

六月廿四日川端迄着、

一、同 男八百七拾五人
女武百四拾人

両側村々

同廿五日宗定迄着、

一、同 男九百三拾武人
女武百八拾四人

右同断、

同廿六日粟寺迄着、

一、同 男八百六拾九人
女三百四拾人

右同断、
村數五十七村

同廿七日・廿八日矢作張会所立、

一、同川下兩日休、但し廿九日乃晦日迄夜分
川下男斗人數不知、

同廿九日矢作橋下迄着、

一、人数男
女武千三百九拾四人
兩側村々

村數六拾七ヶ村

同晦日乃六日迄川下ヶ休也、

七月七日六ツ名ノ西迄着、

一、人数男
女武八百三拾五人
川東村々
川西村々
右両側村々

七月八日天白迄着、

一、人数男
女武千百四人
両側村々

(123オ)

同廿九日矢作橋下迄着、

一、人数男
女武千三百九拾四人
兩側村々

同晦日乃六日迄川下ヶ休也、

七月七日六ツ名ノ西迄着、

一、人数男
女武八百八拾九人
右両側村々

七月八日天白迄着、

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(123オ)

同廿六日粟寺迄着、

一、同 男八百六拾九人
女三百四拾人

右同断、
村數五十七村

同廿七日・廿八日矢作張会所立、

一、同川下兩日休、但し廿九日乃晦日迄夜分
川下男斗人數不知、

同廿九日矢作橋下迄着、

一、人数男
女武千三百九拾四人
兩側村々

村數六拾七ヶ村

同晦日乃六日迄川下ヶ休也、

七月七日六ツ名ノ西迄着、

一、人数男
女武八百三拾五人
川東村々
川西村々
右両側村々

七月八日天白迄着、

一、人数男
女武千百四人
両側村々

(124オ)

同十二日高橋迄着、

一、同 男
女千九百拾三人

同十三日十四日下ヶ方休、

七月七日六ツ名ノ西迄着、

一、人数男
女武八百八拾九人
右両側村々

七月八日天白迄着、

一、同 男
女武千百人
右同断

(124オ)

同十一日佐々木迄着、

一、同 男
女千三百八拾武人

右同断
村數四拾五ヶ村

同十二日高橋迄着、

一、同 男
女千九百拾三人

同十三日十四日下ヶ方休、

七月七日六ツ名ノ西迄着、

一、同 男
女四百人

同十五日淺井迄下着、

一、同 男
女七百三拾五人

同十六日藤井迄着、

一、人数男
女武千百武拾六人

七月十六日藤井迄着、

七月十七日米津堺迄下着、

出張会所米津村立

一、同 男
女武千百人
右同断

<p>(126オ)</p> <p>一、同 男女式千百人 同十八日 右同断</p> <p>一、同 男女式千百人 同十九日野錢迄着、 右五百余人廿二日戌刻人足揃、 右五百余人廿二日戌刻人足揃、 右五百余人廿二日戌刻人足揃、</p> <p>一、同 武百三人 同断 大浜中若衆 下若衆</p>
<p>(125ウ)</p> <p>一、同 男女式千百人 同十九日野錢迄着、 右五百余人廿二日戌刻人足揃、 右五百余人廿二日戌刻人足揃、 右五百余人廿二日戌刻人足揃、</p>
<p>(125オ)</p> <p>一、同 男女式千百人 同十九日野錢迄着、 右五百余人廿二日戌刻人足揃、 右五百余人廿二日戌刻人足揃、 右五百余人廿二日戌刻人足揃、</p>
<p>(126ウ)</p> <p>一、高張三拾五本 箱提灯拾五張 一、海辺ニ四ヶ所油樽へ内へ割木ヲ入、 火ヲ焼 東浦 中根又左衛門殿 二本木 藤浦善右衛門殿 棚尾 辻嘉兵衛殿</p>
<p>(127オ)</p> <p>一、同夜四ツ半頃ニ 右之御衆中々勤キ同行へ御見廻事、 一、小豆粥 武拾荷 一、酒 壱駄 一、薪 百連</p>
<p>(127ウ)</p> <p>同夜九ツ時より東風雨強くなり、手伝 人足命に替へて勤事かぎりなし、 漸々夜八ツ時迄ニ、東浦入江へ引込ミ、 ミな／＼首丈水ニ入さむく成リ、御法中 并ニ同行より薪を焼キ、海辺にて あたらせて帰リ申候、法中・同行ともニ 大慶仕、翌廿三日ニ八箕輪組三十六ヶ村 不残遊日仕、各々村々の寺々江参詣 仕、廿四日米津村出張会所ニて勘定</p>
<p>(126ウ)</p> <p>一、同 百人 同夜番ゑり人 元方衆中らかゆ切喰等出ル、 箕輪組三拾三ヶ村 割合男子斗出ル、 外ニ女人も不記、 川東同行も不記、</p>
<p>(127ウ)</p> <p>同廿二日海口迄下着、 出張会所東浦ニ立 川西村々 川東村々 右両側分</p>
<p>(126オ)</p> <p>一、同 百人 同夜番ゑり人 東浦村 平七村 棚尾村</p>

初ル、

寅七月廿四日

(128ウ) 覚
志メ

寅六月十四日より、

一、金七拾五兩壹分ト四百三拾五文

一、米拾三俵

一、茶拾五俵

一、繩式百五拾連

内
御用材川下ヶ諸入用

金拾九兩三分ト四百拾五文

引

差引残金六拾五兩貳分ト錢式拾文

(129ウ) 右之通、法中・同行出会、勘定相改、
京六条御用会所江上納仕候、以上、
法中惣代印
同行惣代印
寛政六年寅七月

知立
暮戸 御会所
詰役衆中

『三河大谷派記録』(寛政年間)

赤坂御役所々之御書簡
一筆致啓上候、就者此間御差出し

被成候、杉足代木矢作川通、細川

御番所無分一之儀、御番所詰之ものへ

申渡印鑑相渡置候間、御勝手次第

川下ヶ可被成候、則御番所前通切手

壹枚差進申候、右可得貴意如斯ニ

御座候、以上、

赤坂御役所

八月十一日 田口藤藏

金勝寺様

〔墨付ナシ〕

(130オ) 諸々々御寄進分
集会所 尾州々御寄進、

(134オ) 御台處御門 尾州知多郡々御寄進、
四間二式拾四間也、

(134ウ) 御台所 尾州七郡々御寄進、
四間二式拾間 大坂々、
鐘樓堂 越中国々御寄進、

(130ウ) 鎮樓堂

菊御門

京洛中々御寄進、

御築地

越中国々御寄進、

御大門御足代木

当國 山内組々寄進、

杉丸太 長三間々 八間迄、

数三百拾六本、

ノ数三百拾六本、

数三百拾六本、

世話方川島村
七郎兵衛

〔墨付ナシ〕

(135オ~136ウ)

寛政八年辰二月十六日

一、御門跡様江戸御参向

右者、当日岡崎御泊り、知立より

大浜茶屋迄之内ニ而御院家衆

彼是御不礼之儀有之候由ニ付、

甚御氣色悪敷候ニ付、ハッ橋・

暮戸・矢作勝蓮寺殿、右三ヶ所

ともニ御立寄り無御座候、

一、当日矢作川方西ノ分掛錢

暮戸会所集り分

(137ウ)

(137オ)

(138オ~139ウ)

〔墨付ナシ〕

信州遠山阿弥陀如来略縁起

一、遠山六ヶ村之儀

御台所領飯島ニ御陳座有リ、

遠山六ヶ村本名

鶯巣村 和田村 満島村

木沢村 八重川内村 上ト村

右遠山ハ禪宗・日蓮宗斗リ、

(135オ)

(138オ)

惣掛錢ノ四百貫五百式拾八文

兩二六貫三百文かへ

此金六拾三両式分ト

錢五百廿八文

右之金子上納村々へ御印相渡済、

右者、矢作出張会所

幕戸会所共ニ勘定方

箕輪組

天王 庄九郎

矢作組

桜井 文吉

(136ウ)

(136オ)

(140ウ)

関東へ御願被遊、飛州白川山を
拝領被遊しかとも、大造嘗ゆへ御用
材中々行届不申故、足シ木として、
信州遠山六里^ニ十三里の深山なれ

(141オ)

とも、木々も數多く有りけるに、又此山^ニ
差掛り、遠江国・三河国両国御門葉、
我も／＼と馳集り、昼夜もわかつたす、
不惜身命の思ひより、終^ニ彼所^ニ

山入して、追々会所を定、後^ニハ三河斗

之引受^ニ成り、職人勵キ之者の小屋

棟数も蒿、御用材も思ひの儘^ニ伐出シ
けるこそ、関東之御威光故とは

乍申、難有事ともなり、然ル^ニ遠山の

内上村ト言ふ所の川辺に神社有、

又三間四面も有り、此辺^ニ見事成概

数多有り、是あるよし毎度行候、
頃しも夏の事なれば、暑サを凌ぐ

為^ニとて、彼拝殿に寝して居ル内^ニ、
三州摺村又兵衛と申者風と見付

けるハ、棟木にいと古ヒたる箱、繩^ニ
而

からげ付て有候事を、何やらんに

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(142オ)

おもひけれども、其儘打捨置しが、
度々見候^而より、何卒内の品見たき
ものやと、しきりに至念し候^而より、
里人に様子を問ける。答テ申
けるは、あの箱ハ逸の頃より有ル^ニ哉、
中の品も何にて候や、昔^ヲ伝へ候は、
あの箱を開ケは忽チたゞり候て、
村中疫病を煩ひ申候と言ヒ伝へ

(142ウ)

候ゆえ、中々手差事も恐れ候得者、
何事も御無用^ニ候と語りければ、
又兵衛言ふ様、然者此社をハ何人か
司サ候やと尋けられハ、中村伝藏と
申者と申ゆへ、是幸ヒと伝藏方へ
何卒見せ呉候様^ニ申けれとも、中々
承引せず、御罰の程恐ろしけれハ、
叶ヒ不申と平^ニ断申けるゆへ、其後

色々と言ふてだまし、若シ罰とかめ
有レハ、此又兵衛に当ルへき間、是悲^{〔非カ〕}
中^ヲ拝マセ呉候得と種々^ニ方便して、
終^ニ許シを請て、夫レより又兵衛、心
喜び此箱をおろし、蓋を明ケて中^ヲ

(143オ)

(143ウ)

おもひけれども、其儘打捨置しが、
度々見候^而より、何卒内の品見たき
ものやと、しきりに至念し候^而より、
里人に様子を問ける。答テ申
けるは、あの箱ハ逸の頃より有ル^ニ哉、
中の品も何にて候や、昔^ヲ伝へ候は、
あの箱を開ケは忽チたゞり候て、
村中疫病を煩ひ申候と言ヒ伝へ

見れハ、三軸之掛ケ物なり、扱々いぶ

かしやと開見れハ、是ハいかに方便法

身の御本尊十二光仏なり、是ハ／＼と

打驚キ、残り二幅開キ見れハ、御連座

光明品なり、夫より出役之御法中方

始、追々集リ奉伺に、二幅ハ紛レも無キ

御閑山様之御筆也、一幅ハ存覚

上人之御筆也、扱々かゝる山中に

如何成ル事ニテ祖師聖人之御筆の

存ス事やらん、左ハ去りながら、此度

御影堂御材木御伐出し候事を

しろしめして、是迄御凌在しならん、

誠ニ仏智不思議の御方便ならずや、

諺ニ言ふ、地獄て仏ヶに逢ふたる心地

して、嬉し泪に皆々時ヲぞ移し

候事か、先伝藏へ此よし申聞セ、中々

罰の当ル杯と申ものにてハなし、少しも

氣遣ヒ不可有、ケ様／＼と申聞けれハ、

是も不思議におもひ、始テ拝礼して

安堵しけり、扱右之評判聞伝へて、

数多の人々日々集リして引きもきらす、

誠に前代未聞の不思議なり、扱かゝる

尊キ御真影、表具ばら／＼に披レ候

事そ恐レテ、三幅共三河国へ御供

奉リ、表輔補奉リ、右表輔補之謝礼に、

存覚上人御筆十二光仏の明品ハ、

三川国同行へ譲リ与へけるにより、

則チ右之縁記を作り、伝藏へ相渡シ、

此郷に残し置けり、扱右十二光仏

尊像ハ、暮戸御会所に縁記ともに

永代の宝物とせしなり、其荒増

前書にしるすなり、

(146オ)

(145ウ)

外ニ
十二光仏縁記 壱冊有、

并ニ
遠山御用材元方会所

月番御法中御法和二座、

但し禪宗日蓮宗ゆへ現世利益和讃之題号

此縁記と法和両座の写しハ、別ニ

会所ニ有り、

(144オ)

(144ウ)

(144オ)

(146ウ) 右十二光仏様之外、式幅二十余ヶ年過キテ後、式幅御入堂大破付、十二光仏

御座所付、三河国へ開帳ニ罷來リ被成、當云所始メ川島村・下ノ一本木村、二・三日宛

御開帳、其」

外ニ御拓談御拝礼志金五両も出来仕、夫々右之遠山より来り候式人同行喜ひ帰り、大破堂ヲ再建ニ懸り見事ニ出来仕、御せん座被為有、喜ヒ之通リ書状參り候付、此所ニ白紙少々

有之付、写し置き申候事、文云、一筆啓上仕候、其御地良久々不得御意、御地

遠奉存候、扱々時下極長閑之節ニ罷成候処、弥々其御地方様無御

障リ御勇健ニ御幕被遊候哉、大悦至極ニ奉存候、繼隨而下拙共無相

替リ、凌申候間、乍慮外御休意被思召可被下候、且又当春ハ罷出綴

御馳走預リ、不淺忝仕合御座候、段々御苦勞掛申候得共、早速帰いたし、

直ニ如米堂出来仕候間、閏正月廿八日御入仏仕、村々皆相悦入申候処、乍憚川

鳴七郎兵衛様・二本木重兵衛様・中根勘門様へも、右之御礼宜敷申上可被下候、又々

誠ニ別紙差上可申候處御座候得共、其段御断可成候、且又中村伝蔵

宜敷申上候間、左様思召被下候、先者隨分ノ御機嫌能、御幕可被遊候、又々

後日貴顔之節、申入御礼旁可申上候、先々為御礼書状ニ而、御取意

申越候、如斯御座候、早々、恐惶謹言、

信州下伊那郡

巳三月朔日

遠山木沢村

三州幕戸御会所

御同行衆中様

五郎兵衛
伝蔵

羽栗 順因寺

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(146オ) 行司法中之部

見立所御名に寄る

成泉寺^城

鎌はずらんと能クされる城がり

信照寺

弁舌は涼しひ夏陰の榎前

福淨寺

何れも請らむ大緩中の江原

本光寺

能分別もおもふ面白春の青野

順慶寺

参会の夏に嵐の出る泉田

淨顯寺

仲間では皆か建る家武

西福寺

貞実に心掛けのよい西はさま

正法寺

御執持の事は皿を明て言赤松

長照寺

思案実のいる稻の首を傾ル田代

中田 万国寺

三好 阿弥陀寺

今村 専超寺

細川 順行寺

福釜 西岸寺

岩堀 西光寺

大井ノ 源光寺

日名 唯念寺

若林 淨照寺

広瀬 広沢寺

国谷 善導寺

月原 明誓寺

中田 隆勝寺

一色 安休寺

東西に会所を建てますまひ
行司は丸く喰く法中

会所 称念寺

諸相談に思案のいる池鯉鮒

〔墨付ナシ〕

(149ウ)

(149オ)

(150オ)

(150ウ)

寛政九年巳三月下旬
御口達書写

巳三月十日、御上棟御規式目出度
被為整、於 御殿御礼被為 仰付候

節、被下置候御直命、如左、

遠路上京寄持、今日者上棟も相済

満足ニ存ル、皆々有難ふ思ふて有ぶ、

猶法義相続の上より、本堂も速ニ

成就して、御遷座是有様たのむ、

以上、

次ニ栗津日向守殿御口達

(元棟)
有難ヒ 御意を蒙らるゝ付、弥々

出情いたされ、一日もはやく

御遷座被為成候様、御頼の事で

御座る、 已上、

御時節柄とハ申ながら、かゝる

御直意を奉蒙候事、誠ニ冥加ニ

相叶たる仕合、難有奉存候、夫ニ付、

(151ウ)

(151オ)

(152オ)

御頼ミ被為遊候御趣意、乍恐

(兼如)
先門様御尊慮を御恐察あらせ

られ候而、一日もはやく

御真影様御遷座被為成候様、

御取急キの御事ニ候得者、取あへす

(152ウ)
御事之言上仕度候ニ付、翌十一日

京都七講・大坂同行中ヲ始メ、

諸国御門末会合之上、

御影堂御内廻リ并後堂・御廊

下等之御造作、塗物・金もの

御出来寄之次第、逐一相調へ

申候處、今年中ニハ残ル所もなく

御周備被為成候積リニ候、且又

御本堂御建前、当正月より

割仕事ニ仕り候得ハ、霜月御正忌

前ニ土居葺も被為成候御事、

相違無御座候、依之希者来午ノ

春、両御堂御一緒之御遷座と

御治定被為成候様仕度、京・大坂

諸國一統之連印ヲ以、御請之願書

奉差上候、然者弥々無油断御取持

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(153オ)

一、御手伝同行中之儀、御石築・御
屋根方・御築地掛リ・土砂運ヒ、旁々
多人数入用ニ候間、国々御小屋江
増定詰御頼申上候事、

一、大工・木挽・杣、別而今年ハ御ヶ所

(154ウ)

一、御瓦志、先達而、御記帳有之候分、
当五月限、御引請高不残皆納

可被下候、延引仕候而ハ、下重之御瓦

御手後レ被為成候事、

一、御手伝同行中之儀、御石築・御
屋根方・御築地掛リ・土砂運ヒ、旁々
多人数入用ニ候間、国々御小屋江

(154オ)

我々、御類焼の御化導より
驚セ下され、甲斐なき身ながら、
仏恩・師恩の深重なる御事
腸にしみ候より、聊御再建ニ付

作業の働をなさしめ被下候と

思召候ハ、世間の捷を相守り、

御国政に相背かぬ様、御法義

相続の上より、御取持可被下候、

一、御瓦志、先達而、御記帳有之候分、

當五月限、御引請高不残皆納

可被下候、延引仕候而ハ、下重之御瓦

御手後レ被為成候事、

一、御手伝同行中之儀、御石築・御

屋根方・御築地掛リ・土砂運ヒ、旁々

多人数入用ニ候間、国々御小屋江

被申上候而、御移徙被為有、

先門様御追加之御悲歎

御満悦被為遊候様、御心頭ニ被掛
可被下候、実に日頃等閑ニ有りつる

我々、御類焼の御化導より
驚セ下され、甲斐なき身ながら、
仏恩・師恩の深重なる御事
腸にしみ候より、聊御再建ニ付

我々、御類焼の御化導より
驚セ下され、甲斐なき身ながら、
仏恩・師恩の深重なる御事
腸にしみ候より、聊御再建ニ付

我々、御類焼の御化導より
驚セ下され、甲斐なき身ながら、
仏恩・師恩の深重なる御事
腸にしみ候より、聊御再建ニ付

多ク相成候得者、成丈御寄進被下度候、

一、焚出し賄方、去年已来追日及減少、

既ニ当御上棟迄ニ御断可申上之処、

来春之御遷座被為仰出候ニ付、

諸職人従是相増候ハ而ハ、御遲滯

被為成候而已ならず 御上(達如)ミニ御苦

労奉掛候事、歎ケ敷奉存候、今年限

之事ニ候得ハ、御互ニ御懇志を以テ相賄

候様御出情希候事、

東六条御白砂

惣会所

詰役

三月下旬

三州御小屋

御同行中

〔墨付ナシ〕

(160才) (156ウ~159ウ)

(156才)

(155ウ)

(160ウ)

掛錢ノ金四両式分武朱
錢八拾三貫四百五拾六文

寛政九年巳十月廿八日
寬政九年巳十月廿八日

御帰京

右同断、

掛錢ノ金壹両式朱
錢四拾七貫貳百五文

兩口

合金五両三分ト
錢百三拾貫六百六拾壹文

右者小訳上納、

御印願

川辺村

上京 平岩七郎兵衛

〔墨付ナシ〕

一列之部

見立所の名に寄る

高浜 田島淨貞

遠山の事は初テから引受のよい高浜

一、
西御門跡様江戸御参向、
右者暮戸会所ニ而東派

(163ウ) 二本木 藤浦善右衛門

椿村 小林源兵衛

何事も脇を見ずに一本鎌の二本木

家内まで法義に疵のない玉椿

和泉 都築彦馬

東堺 近藤四郎左衛門

参会はいつも引受のよい酒の泉

初メてからあけきりの柳木

棚尾 辻嘉兵衛

泉田 神谷長四郎

相談にかけては下ニおかれぬ棚尾

御法義に実があらハ沢山に咲ふ山吹

東浦 中根又左衛門

新堀 深見佐兵衛

御法義は追々日の出の東浦

堤村 深見太郎右衛門

西尾 深谷半左衛門

同 深見太郎右衛門

参会の所は御独故身の振にくひ西尾

都築弥四郎

花園 寺岡伝兵衛

西境 加藤新次郎

御法義も段々と美し開く花園

行用 阿知波安兵衛

中根 山本勘右衛門

土呂 伊奈又左衛門

仏法世法をも能く守ル中根

堤村 中野清三郎

大草 山本長三郎

竜泉寺 鶴田弥右衛門

大草 斎木長三郎

矢作 義野宗春

同 豊田茂兵衛

国府 沢田武助

中垣内 中根権右衛門

同 中根五右衛門

ちりぎハすて言ふ立派な花ノ桜木

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(163オ)

(162ウ)

(164ウ)

(164オ)

(165オ)

取持方之部

見立植木に寄る

投町 中根甚之助

頼メハ荷物のよひ松の木

中村 中根甚助

ちりぎハすて言ふ立派な花ノ桜木

(166ウ) 浜尾 小笠原好右衛門

同 岡田角左衛門

矢作 林孫右衛門

西尾 永田清六

折々頼めとも顔もわるくせずに

御用脚も柏木

〔墨付ナシ〕

(166オ)

寛政十二年申三月

御書簡写

大門御再建之儀、追々御成就

有之候付、来酉ノ年三月十五日

御供養会、御治定被 仰出候、

依之当十一月十八日御上棟御規式

(166ウ)

寛政十二年申三月廿六日
〔墨付ナシ〕

(167ウ)

御治定被為有候事、全ク各懇志

之顕と 御満足被遊候、右御供養
会後、御能被 仰付候先例も

候得者、いまた御作事相残り候御場所も

有之、且ハ御時節柄、旁以今暫被及
御延引、尚無程悉御周備之上、

御触御催可有之候間、各被得

其意、今一段之処、乍左儀被申合

出情^情御取持之儀賴 思召候、此段

分而申達様被

仰出候事、

申三月廿六日

〔墨付ナシ〕

(168オ・ウ)

寛政十二年申四月十四日
御門跡様御枕時計 三州弓

寄進、
一同難有可被存候、誠^ニ

両御堂を始、御大造成御再建ニ
候処、御門末一同多年被尽丹精、

最早来春大門御供養会、

出来上リ、手間代・
唐木ノ代、
メ銀九百四拾三匁六分

雲日輪細工

(170ウ)

(170オ)

(169ウ)

金銀 台箱 唐木 志んちう

刃がね 鉄 板かね 水金
うるし 金箔 りん ほり物

色ものまで二、

此代金四拾七両ト

壱匁九厘

右ハ尾州横根時計屋

平七へ払、

世話役之部

見立植木に寄る

中根 杉浦九左衛門

後のない氣生も通ス苗字一本杉

桑原 柴田庄兵衛

堅ニおいてハラへもない石けやき

都築丈助

目通りは見事に見える梅

高落 杉山九右衛門

堅イよふでも細工にきりよひ楠の木

東端 杉浦文左衛門

何にきふても出来のよい檜

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(171ウ)

(171オ)

西尾 岩崎吉良兵衛

和らかでつかひのよいきりの木
浅井 辻村五郎兵衛

ふくのない美しひひめこ

大草 川口兵右衛門

内端てはりのよい鎌倉いぶ木

犬飼 鈴木新三郎

風俗ハ六ヶ敷見へても花ハ美しい梅ノ木

大平 山本利助

ほつとして花は美しい柏の木

能見 塚本又七

堅くれと床縁にすれハ見事な槐

新郷 近藤幸右衛門

言ふなりになる直な青柳

同 近藤市右衛門

とふ見ても直ぼれたちさ杉

摺村

沢田常右衛門

堅イで用に立熊野の赤櫻

他門て居て能御再建取替モチノキ

竹ノ谷 鈴木伴右衛門

東城 都築庄右衛門
石川作兵衛

概と同じ様に御用立塩地

梅ヶ坪 太田又蔵

小山 岡本又右衛門

前田伴右衛門

西境 早川平八

近藤善藏

同 苗新兵衛

根崎 杉浦宇右衛門

福釜 福釜新右衛門

箕輪 鳥居久右衛門

米津 杉浦重藏

同 定八

根崎 中村喜兵衛

巨海 矢田 杉浦茂左衛門

鷺塚 幸田 佐苗武八

平七 松山用吉

西尾 烏山利兵衛

同 同 綿屋嘉助
酒井藤助

(172ウ)

(172オ)

杉浦清七

木綿屋庄五郎

伊与田彦五郎

二村権右衛門

赤松

市田源藏

長沢

市田

吉田

天野佐七

藤川 丸山

高隆寺

小島庄兵衛

連尺 布袋屋伊助

井田 井田清吉

日名 日名勝右衛門

材木町 山本源兵衛

連尺 弦屋権次郎

材木町 佐渡屋十助

同 桜田仙右衛門

吉井 岩瀬庄右衛門

桜井 井上重右衛門

字頭

吉井 桜井

岩瀬庄右衛門

井上重右衛門

(173オ)

(173ウ)

石原源藏

宇頭

宇頭松右衛門

大友

岩附権六

柿崎

柿崎又藏

本郷

本郷勘助

筒針

筒針專右衛門

坂戸

坂戸源八

竹村

鈴木新助

世話方此外余多御座候得とも、此所氏少無之付

此条分ハ先ノ場へ出し、名前ハもし不申候得共、

爰ニ記し不申の処ハご用捨、

寛政十二年申十月

御手配被仰出候御書付写

大門御再建御作事、追_而御進ミ被

為有候御事、全御門末中、出情御取持
之段、

御満足被遊候、御上棟御規式も

近々相成、尚又来三月御供養

会之御事、被遊 御安慮候、就夫

先達_而被 仰出候通、右御時節

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(174オ)

坂戸

坂戸源八

竹村

鈴木新助

世話方此外余多御座候得とも、此所氏少無之付

此条分ハ先ノ場へ出し、名前ハもし不申候得共、

爰ニ記し不申の処ハご用捨、

寛政十二年申十月

御手配被仰出候御書付写

大門御再建御作事、追_而御進ミ被

為有候御事、全御門末中、出情御取持
之段、

御満足被遊候、御上棟御規式も

近々相成、尚又来三月御供養

会之御事、被遊 御安慮候、就夫

先達_而被 仰出候通、右御時節

(174ウ)

(175ウ)

(175オ)

迄ニハ、悉御周備も有之候様被遊度
候得とも、彼是と無日数も候得ハ、改_而
左之通被 仰出候事、

一、大門御作事方之儀、來二月下旬迄ニ
皆御成就被為有候様、一統御取持

御頼之事、

一、集会所御作事も追々御出来之段、
出情御取持之頭レニ候、此上何卒
来二月下旬迄ニ、御屋根御出来_而
足代等取扱、椽板張内廻リ御造

作迄、御出来候様、御取持可被申上候、
御供養之節、御依用被為有度事、
御供養之節、御依用被為有度事、

但 広椽・鏡天井、其余役所廻り・

正面通・土間廊下等ハ御在来

通り、追_而御出来可有之御事、

一、御築地之儀本堂御門_ノ北 此節

追々御出来ニ候、此上大門両脇折

廻シ之処ハ、御供養迄ニ御出来

被為有度、其余大門_ノ北菊御門迄、

并本堂御門_ノ南西へ折廻シ之分ハ

追_而御出来候事、

(176ウ) 一、御玄関・御門前供待馬つなぎ等、
御場所柄候得者、来三月まで

御出来被為有度事、
御台所御屋敷并御堂前御役

一、諏訪町御屋敷并御堂前御役

屋敷之分、追々出来之事候條、
御台所御門前角、拝領屋

(177オ) 敷も、無程出来候様被成度候、其外

諏訪町東角御役屋敷・御文役

所・町役所等も、先達而被仰出

候趣有之候得共、是又日數なく
候得者、右御時節迄地なし

石居門長屋而、拝程ハ御出来

(177ウ) 候様、家建之儀ハ追々御出来之事、
一、御墓町御門前御地面御拝見等、
可成丈御取持御頼之事、

右之外

高麗門三ヶ所、間ノ町御門

并御役屋敷町役所之分、
御供養会後、追々御出来

之事、

(178オ) 一、来春御供養会後ハ、御作事

如已前、御台所御門内へ引移シ
可申候、其後無拠御作事付而ハ
出張番所構申候事、御畠地御作事
小屋之儀、御取扱相成候事、

(178ウ) 右之儀、惣而御作事付、御雇入
之職方、其外万事取扱方

(179オ) 以前之通ニ相改可申事候、
猶御取扱方等之仕法、追々
申談可被申出之事、

一、御再建付、諸上納物取扱かた、
又ハ御下ヶ金、或ハ無拠趣願も

有之候而、御定式之外ニ

(179ウ) 御印披露状披成下候儀も有之候、
全ク御再建中之御事、無御余儀
御取扱之事も有之候へ共、是等
之儀も来春御供養会後、

候事、

御改被仰付候間、可被得其意

江も被仰渡候事、

(180オ) 此帳部書残しの分、爰に記申候、

世話役之部

(181オ)	中切	中切善藏
	高棚	高棚庄左衛門
	土呂	土呂平吉
	梅ヶ坪	杉浦権吉
	同	梅ヶ坪仁兵衛
	高力	川口七右衛門
	中根	山本庄兵衛
	同	同銀右衛門
	中垣内	鈴木助七
	上伊保	倉知作右衛門
	同	同伝右衛門
	寺津	鈴木久兵衛
	大津	中根定右衛門
	伊保	都筑伊八
	阿知波	天野幸助
	大坪	安藤八左衛門
	則定	芝田善藏
	水野善左衛門	
	足助	足助仙六
	中山	宇井綱吉

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(180ウ)

片ノ原 宮地九八郎
山室 平蔵
藤屋 新助
山室 源吉

同 同重右衛門
高取 高取文七
棚尾 東浦安兵衛
中根又吉

以上

〔墨付ナシ〕

京都御小屋方之書状

猶々御同行衆中様へよろしく

(182オ) (181ウ)

御伝言可被下候、以上

幸便、一筆致啓上候、先以

善智識様、益御機嫌能被 為

有御座、乍恐難有奉恐悦候、然者
甚^其御地、皆々御堅勝^ニ被成御座候半と、
珍重之御儀奉存候、扱又御普請之儀
追々御出来被遊、御互^ニ大慶^ニ奉存候、

御影堂御厨子・須弥檀ぬり代

(182ウ)

金高壹万武・三千両も御入用と相見へ

申候、余り金高多ク相見へ申候故、尾州・能州・三州相談仕候而、御本堂

御厨子・須弥檀塗り上事引受

申度御願申上候、先あらく

仰付も有之候様ニ相見へ申候、夫ゆへ

能州輪島へぬり方職人中江、

以飛脚相談申遣し候間、左様ニ

思召可被下候、尚又被 仰付候ハヽ、

書中ヲ以、早々為御知可申上候、猶

重便ニ可申上候、早々、恐々謹言、

八月六日 矢作 酒井平蔵

暮戸御用会所

御同行中様

〔墨付ナシ〕

(185オ)

(186オ)

山川詰役之部

見立御材木に寄る

古鼠 古井小四郎

すねても根上りのない遠山の御材木
川島 稲垣新有衛門

唯もおそろしかる横鼻
同 太田佐兵衛

疵かありてはならぬ御拌の角柱
川嶋 磯村伊兵衛

出世して下陣へ出た春山明レの御柱
平坂 新美休八

人からのよひものハ桧のなけし
同 新美与次兵衛

六ヶ敷節もよい唐戸の玉もく
寺津 鈴木京蔵

海の事は切者てきいに付ても船は能桁行
行用 阿知波茂吉

お勤めあれば山の御用に桑木
西尾 清水正平

再建に身命も投打て先も見ぬ目くら敷居
味浜 小林庄右衛門

退屈もせすに山詰ハ永々の土居
知立 新美次郎右衛門

病て引込居る後にはねはり

藤沢 藤沢源内

山川共一切者など評判のはね木

矢田 坂田市十

此ころは山ハ断りのやすみ木

古鼠 古井弥次右衛門

読事と書事においてハ天井柄

下村 下村惣右衛門

他所出られてハ老切の指梁

篠田 篠田六右衛門

松井五左衛門

日雇もきふも上手土居の鉄鉋尻

高落組遠山米所詰

定詰役部

新村 斎藤次郎右衛門

細川 細川文六

摺村 摺村又平

久保田 久保田善吉

大草 大草定四郎

見廻り役は折々増してやる染狭

『三河大谷派記録』(寛政年間)

(187オ)

(186ウ)

京都詰役之部

見立材木に寄る

牛久保 鈴木長松

尋ねても沢山にない一番の牛引

西端 鳥居茂兵衛

万事取鎮のすん芳夙

箕輪 鳥居吉兵衛

唯も取廻しかねる寄進の水盤

八丁 八町源七

居れハおる程難有見する枡形

矢作 平蔵

木の扱も教てやる足堅

舳越 鈴木小七

大友 大友源左衛門

高足 吉太郎

井の内よりも能よい御堂のかいるまた

定詰

中立 中立磯吉

戸崎 戸崎兵吉

高須 新左衛門

矢作 岩次郎

同 新蔵

(188ウ)

(188オ)

(187ウ)

鹿島 謹 同 幸助

中村 李左衛門

見出して嬉しきる押沢の御柱

以上、

此余は帳先ニ有、

外陣丸柱	三丈七尺六寸五分	拾六本
唐戸側丸柱	三丈六尺壹寸五分	式尺六寸四分
一、同木	式尺五寸より三寸迄	武十四本
一、同木	三丈六尺壹寸五分	式尺三寸

御障子側丸柱	三丈七尺六寸五分	拾本
一、同木	三丈七尺六寸五分	武尺三寸
一、同木	式尺三寸	武十四本

御内陣余間中柱

三丈七尺六寸五分

四本

床前側丸柱

三丈五尺式寸

九本

来迎柱

式尺三寸

武本

一、同木

式尺八尺壹寸

三拾本

上重八角柱

三丈壹尺八寸五分

武本

一、同木

式尺三寸

七本

後堂柱

式丈七尺五寸五分

拾八本

床後側柱

式丈六尺四寸

七本

一、同木

式尺四寸角

七本

(190ウ)

(189オ) (189ウ)

(189オ)

一、櫛
御拌柱

式丈二尺七寸三分
式尺四寸角

四本

御影堂
長サ

正入用寸法之写

左記申置候御兒屋組寸法之帳、外及
借用仕候而拌見仕候處、何様御大造成御儀、
暮戸御帳面内ハ相見ヘ不申候故、相記置申候、
浜尾 好右衛門心付

〔墨付ナシ〕

一、櫛
御拌柱

式丈五寸
式尺五寸

式拾四本

(192ウ)	一、同木 下家柱 後側下家柱 壹尺角 武丈六寸	八本
(193オ)	一、同木 丸柱長短大小 角柱同断 丸柱 八拾九本 五拾五本 七拾六本 八角同断 御虹梁之部 惣柱数 ピ武百式拾本 廣椽柵 四丈七尺 セイ四尺武寸 アツ壹尺六寸	廿四本
(194ウ)	一、同木 廣椽四方隅頭貫 武丈三寸五分 武尺三寸 壹尺四寸 壹尺 一、同木 武丈三尺五寸 武尺三寸 壹尺武寸 同断隅ツナギ 三丈五尺八寸五分	四丁
(195オ)	一、同木 同断後方乾角ツナギ 三丈八寸 アツ壹尺六寸 壹尺 四丁	四丁
四丁	廿七丁	廿七丁
四丁	八本	八本
四丁	廿四本	廿四本
四丁	八本	八本

所々十八ノ間
壹丈七尺貳寸

一、同木

貳尺三寸
壹尺四寸

廿七丁

御拝中ノ間
三丈壹尺
貳尺八寸四分
壹尺八寸

一、同木

貳尺八寸五分
壹尺八寸

壹丁

広縁十八ノ間
壹丈七尺

一、同木

貳尺三寸
壹尺三寸

拾丁

同断脇ノ間
武丈壹尺
貳尺八寸五分
壹尺八寸

一、同木

貳尺三寸五分
壹尺壹寸

武丁

(195才)

十六ノ間
壹丈五尺貳寸

一、同木

貳尺三寸
壹尺四寸

八丁

下家海老虹梁
九尺貳寸
武尺三寸五分
壹尺壹寸

一、同木

貳尺三寸五分
壹尺壹寸

六丁

虹梁大小長短
百三拾三丁

(196ウ)

御拝楨ノ木鼻
九尺壹寸

一、楨

セイ三尺三寸五分
アツ貳尺四寸

武丁

廣椽平大輪
四丈八尺

一、同木

武尺壹寸
九寸

武丁

兩妻小虹梁

壹丈八尺九寸

一、同木

貳尺壹寸
壹尺壹寸五分

拾丁

但
武丈四尺三寸迄

拾九丁

上重大輪
三丈九尺

同大虹梁
三丈七尺八寸
武尺四寸五分
壹尺貳寸

武丁

壹尺
壹尺四寸五分
壹尺貳寸

拾六丁

(197才)

両妻出大輪

壱丈九尺

一、同木

壱尺六寸

壱尺武寸

次覆

壱丈九尺

一、同木

壱尺九寸

六寸

六丁

八丁

サシ柄

壱丈九尺五寸

壱尺九寸

壱尺六寸

拾武丁

一、同木

壱丈九尺五寸

壱尺六寸

壱尺六寸

武丁

丸柄

壱丈八尺

壱尺六寸

三尺

三丁

八丁

(197ウ)

御押丸柄

三丈三尺
壱尺九寸
壱尺三寸

一、同木

(198ウ)

一、同木

壱尺

茅屋

武丈三尺五寸

三拾六丁

拾六丁

(198才)

一、同木

丸柄
四丈八尺
壱尺八寸

土重丸柄

三丈老尺

壱尺七寸
壱尺壹寸

廿武丁

拾八丁

唐戸測丸柄

四丈五尺

壱尺八寸

壱尺壹寸

一、同木

壱尺三寸

壱尺壹寸

廿五丁

拾五丁

広椽内外ノ丸柄

四丈八尺

壱尺三寸

壱尺壹寸

一、同木

四丈七尺

壱尺壹寸

壱尺壹寸五分

七拾四丁

拾五丁

天井柄

三丈四尺

壱寸

上ノ重・下ノ重茅屋

三丈四尺

壱尺壹寸

一、同木

壱尺壹寸

壱尺壹寸

(199才)	下ノ重布裏申 武丈九尺五寸 スカル風卒ねぢ付布裏申 式丈壹尺五寸 九尺五寸 壹尺五寸	一、同木 九尺五寸 壹尺五寸	拾六丁
(199才)	御挂矩破風 三丈四尺貳寸 五寸	一、同木 三尺七寸	武丁
(199才)	同断上矩破風上登裏申 壹丈九尺貳寸 九寸	一、同木 壹尺貳寸	武枚
(200才)	上重・下ノ重大三木 六丈六寸 三尺四寸 壹尺五寸	一、同木 壹尺五寸 但シソリ五寸斗リ付申候時ハ 四丈八尺貳寸	八丁
(200才)	四間半牛行 四丈貳尺六寸 三尺 ソリ壹尺ナリ	一、同木 三尺三寸 武尺六寸	六本
(200才)	四間半牛行 三丈四尺壹寸 ソリ九寸	一、同木 三尺三寸 武尺六寸	拾貳本
(200才)	四間半ノ間牛行 武丈壹尺六寸 ソリ六寸	一、同木 武尺四寸 武尺	四丁
			四枚

定堅足堅

一、同木
四丈七尺
武尺四寸
毫尺四寸

武丁

定堅足堅

一、同木
武丈七尺
武尺
毫尺

九拾七丁

(200ウ)

足堅

一、同木
三丈毫尺
武尺武寸
毫尺三寸

六丁

一、同木
右同断
三丈六尺
毫尺五寸
武丈
毫尺五寸
武丈六尺
毫尺三寸
九寸

四拾武丁

一、同木
右同断
三丈六尺
毫尺五寸
武丈六尺
毫尺三寸
九寸

六丁

(201オ)

一、同木
ツナキ引物
毫丈六尺五寸
武尺
八寸

一、同木
毫丈五寸
毫尺
八寸

武拾七丁

武拾五本

広稼角土居

一、松
武丈六尺五寸
武尺角
武尺武寸

但し本二て毫尺斗リソリヨシ

八本

上ノ重隅土居鉄砲尻
武丈六尺五寸

一、同木
武尺武寸
武尺毫寸

八本

上ノ重下ノ重共ニ土居
三丈三尺
武尺武寸角

一、松
但し武丈三尺まで

八拾五本

下ノ重八重梁り
四丈五尺

一、同木
末口毫尺八寸丸
ソリ毫尺

百廿本

ハネ木
四丈毫尺八五丈五尺迄
末口毫尺四寸斗リ
ソリ毫尺武寸斗リ

八拾本

ハネ木
三丈八尺方武丈八尺迄
末口毫尺四寸
ソリ毫尺武寸

九拾本

上ノ重
三丈三尺
武尺武寸角

一、松
武尺武寸
武尺毫寸

八本

上ノ重
三丈三尺
武尺武寸角

一、松
但し武丈三尺まで

八拾五本

下ノ重
三丈三尺
武尺武寸角

一、松
但し武丈三尺まで

百廿本

ハネ木
四丈毫尺八五丈五尺迄
末口毫尺四寸斗リ
ソリ毫尺武寸斗リ

八拾本

ハネ木
三丈八尺方武丈八尺迄
末口毫尺四寸
ソリ毫尺武寸

九拾本

(202オ)

束踏

武丈七尺

末口式尺
ソリナシ

百拾四本

初重梁り

武丈式尺

毫尺式寸角

百廿式本

二重梁り

武丈毫尺

毫尺式寸角

百拾四本

三重梁り

武丈毫尺

毫尺式寸角

九拾本

同断梁狭

武丈毫尺

毫尺式寸角

七拾六本

四重梁り

武丈三尺

毫尺角

五拾四本

同断梁狭

武丈八尺

九寸角

武拾本

(202ウ)

初重梁り

武丈毫尺

毫尺式寸角

九拾本

二重梁り

武丈毫尺

毫尺式寸角

七拾六本

三重梁り

武丈毫尺

毫尺式寸角

五拾四本

同木

武丈毫尺

毫尺角

四拾式本

同木

武丈毫尺

毫尺角

武拾本

(203オ)

上重樋木

武丈毫尺

四寸五分

三寸五分

土重野木舞

毫丈五尺

但し檜か
丸寸

三千六百四拾八丁

千六百九拾壹丁

木舞

毫丈五尺

四寸四分

一、同木

武寸

七千三百八拾

一、同木

武寸

九寸

八寸

児屋貫之部

初重小屋貫

武丈毫尺

九寸

武寸八分

七百四拾壹丁

二重同断

武丈毫尺

八寸

三寸

七百四拾壹丁

三重同断

武丈毫尺

七寸五分

武寸五分

一、同木

武丈毫尺

七寸

武寸五分

(204才)

四重同断

武丈毫尺

一、同木

武丈毫尺

七寸

武寸五分

八千五百八

五百廿八丁

四百九拾八丁

(205才)

五重束

壹丈四尺

七寸角

八千百四拾九本

百五本

下重土居之部

广椽土居

三丈四尺方武丈四尺迄

一、松

武丈八尺

武尺武寸二武尺

(205才)

百五本

武拾三本

武拾四本

武拾四本

梁行土居

三丈八尺

武尺武寸

一、松

三丈毫尺

唐后侧土居

三尺二武尺武寸

一、同木

三尺毫尺

障子侧土居

三尺毫尺

一、同木

三丈毫尺

上重土居

三尺毫尺

一、同木

三丈八尺

武丈八尺

武尺武寸角

一、同木

三尺毫尺

斗引及障子侧へ懸ル

武丈八尺

一、同木

三尺毫尺

末口毫尺八寸

拾七本

廿六本

廿六本

(206才)

四重束

壹丈六尺

八寸角

一、同木

壹丈六尺

同断

九寸角

一、同木

壹丈六尺

九寸角

柵内梁斗引

一、同木 武丈六尺
末口壘尺八寸

下陣ノ上梁斗引

一、同木 武丈三尺
末口壘尺八寸

拾六本

下重東側并御拌共一
下重隅脇野桁 壱丈八尺
九寸五分二七寸

百三拾六本

一、同木 武丈壘尺
九寸五分二七寸

百四拾八本

一、同木 武丈壘尺
九寸五分二七寸

百四拾八本

初重梁狹
初重梁
一、同木 武丈壘尺
末口壘尺七寸

拾四本

東西隅流
下重垂木掛
一、同木 武丈壘尺
九寸五分二七寸

百四拾四本

初重梁
初重梁
一、同木 武丈壘尺
末口壘尺七寸

拾四本

東西隅流
下重垂木掛
一、同木 武丈壘尺
九寸五分二七寸

百四拾四本

初重梁
初重梁
一、同木 武丈壘尺
末口壘尺七寸

拾四本

東西隅流
下重垂木掛
一、同木 武丈壘尺
九寸五分二七寸

百四拾四本

初重梁
初重梁
一、同木 武丈壘尺
末口壘尺七寸

四拾武本

東西隅流
下重垂木掛
一、同木 武丈壘尺
九寸五分二七寸

百四拾四本

初重梁
初重梁
一、同木 武丈壘尺
末口壘尺七寸

四拾武本

東西隅流
下重垂木掛
一、同木 武丈壘尺
九寸五分二七寸

百四拾四本

初重梁
初重梁
一、同木 武丈壘尺
末口壘尺七寸

四拾本

東西隅流
下重垂木掛
一、同木 武丈壘尺
九寸五分二七寸

百四拾四本

初重梁
初重梁
一、同木 武丈壘尺
末口壘尺七寸

四拾本

東西隅流
下重垂木掛
一、同木 武丈壘尺
九寸五分二七寸

百四拾四本

初重梁
初重梁
一、同木 武丈壘尺
末口壘尺七寸

四拾本

東西隅流
下重垂木掛
一、同木 武丈壘尺
九寸五分二七寸

百四拾四本

初重梁
初重梁
一、同木 武丈壘尺
末口壘尺七寸

四拾本

東西隅流
下重垂木掛
一、同木 武丈壘尺
九寸五分二七寸

百四拾四本

初重梁
初重梁
一、同木 武丈壘尺
末口壘尺七寸

四拾本

東西隅流
下重垂木掛
一、同木 武丈壘尺
九寸五分二七寸

百四拾四本

初重梁
初重梁
一、同木 武丈壘尺
末口壘尺七寸

五拾六本

東西隅流
下重垂木掛
一、同木 武丈壘尺
九寸五分二七寸

百四拾四本

初重梁
初重梁
一、同木 武丈壘尺
末口壘尺七寸

五拾六本

東西隅流
下重垂木掛
一、同木 武丈壘尺
九寸五分二七寸

百四拾四本

(207才)

下重北流南流
壹丈八尺
九寸二七寸

野桁之部

五百本

(208才)

上重捨梁
四丈六尺
末口壘尺八寸

下重野垂木檜
壹丈八尺
四寸五分
三寸五分

三百六拾本
千四百九拾五本
七拾六本

上重ハネ木

一、同木 三丈六尺
末口壱尺三寸

五拾六本

上重ハネ木枕

一、同木 武丈壱尺
末口壱尺七寸

三拾八本

上重隅行詰木

一、同木 四丈五尺
末口壱尺三寸

武拾本

メ七千百九拾五

上重野柄之部

上重野柄

一、同木 壱丈八尺
九寸五分二七寸

三百八拾本

上重新柄

一、同木 武丈壱尺五寸
壹尺二七寸

但しソリ元ニテ三尺斗リ

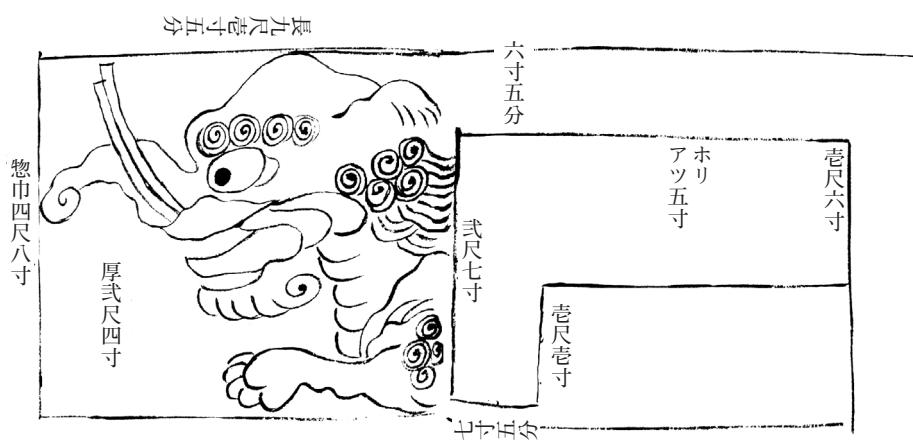
四拾八本

メ四百武拾八

惣メ 壱万九千三百拾八本

右之通、御大造成御儀故書記置、

(209 オ・210 ウ)



(210ウ)

右之通、甚乍愚筆模之、因迄も
書写し置申候、彼方様ニも御笑詠

可被下候、已上、

外々借用仕、爰ニ記、

浜尾 好右衛門

行年六十歲

手呂忠治

塩からみもぬけたやわら

大井伊兵衛

(211ウ)

(211オ)

〔墨付ナシ〕

厚信之部

見立道具に寄る

塩沢七三郎

諸国に名も聞へし鬼力之車

大塚儀右衛門

大材木引付るかくらせん

中立善藏

難有咄しに御材木も能廻ルころ

東櫻尾与左衛門

御相続に同行の氣をならす地築棒

須山友右衛門

聴聞丈にゆかみも直す鉄挺

隠シといてもすわりのよい御柱石

女人方之部

小林妙理

ものの弁シのよい御手船の三通丸

田島妙貞

錦奉加の木綿ハ外々の引立に成し船

大井阿弥陀寺 坊守

難有振ハ姿に見へる御白砂の土持

野口増度寺 おたみ

御奉加事に情の出る浜からの地車

中立 おてる

厚信なるにも聞は引立になる

中立 おそて

東櫻尾 おとも

足助 おしけ

新田 おほの

小山 おとよ

(212ウ)

(212オ)

(213ウ)

(213オ)

錦奉加の木綿ハ外々の引立に成し船

大井阿弥陀寺 坊守

難有振ハ姿に見へる御白砂の土持

野口増度寺 おたみ

御奉加事に情の出る浜からの地車

中立 おてる

厚信なるにも聞は引立になる

中立 おそて

東櫻尾 おとも

足助 おしけ

新田 おほの

小山 おとよ

青野 おふさ

土呂 おいろ

熊村 おらく

高津波 おきの

同行の懇念は御再建の万力キ

以上

此帳先に両会所詰役衆中

書記ス、

(214オ) 但し御紙之内四ツ切より十六切り迄
御免之御事ニ候、且御礼
金五両、月番へ金武百疋
上納可有之事、

申十二月

覺

一、御本廟ニおるて申御経之儀者、

往古より臨時御願

御免被為有候御事ニ候、然ル処、近年

御再建ニ付、諸国之御門葉、打続

懇情無油断事ニ候得とも、大造成

御企ニ而、御用脚も莫大之御事ニ候間、

此末猶々無怠慢、報謝之誠を

被抽候端ニも相成可申哉と、兼而厚

信之同行中々、無拠被願上候ニ付、

今般諸國之御門末一同ニ申御経

任願、御免可被為有との御事、

右ニ付、自今已後於

御本願ニ、永く例月三日宛、別時ニ

(215ウ)

(215オ)

覚

〔墨付ナシ〕

享和元西正月上旬

被仰出候御触書之写

一、大御法会も被為近付候ニ付、御門

末中為御化導、来西年迄

二十ヶ年之間、

祖師聖人御名御染筆可被

成下候間、望之仁有之候ハ、在家ニ

至ル迄、勝手ニ可被願上旨被

『三河大谷派記録』(享和年間)

御讀經可被為有之旨

御沙汰_ニ候、右之趣、各被致恐察

(217ウ)

利物偏増之、御宗旨_ニ候得者、

年々月々益懇志を被相運候様、

有之度事_ニ候、就夫右申御經相願

候儀ハ、前々_カ如御教化、他力_キ之

安心より催さるゝ仏恩報謝の

起行作業にして、銘々先祖・父母

等之年回忌日を縁といたし、

全 仏祖広大之御恩德報謝

之經營_ニ候得者、追善・追福之回向

心_ロ有之間敷者、勿論之事_ニ候、

此旨相守可申候、乍去当流_ニ於テ

仏事法会等相勤候者、悉定散

自力_キ之様申成候ハ、是又偏_ニ相片寄リ

心得_ニ候、是等之存違無之様、万一

是迄不心得之族有之候共、此度之

御沙汰ヲ御縁といたし候、而

御正意之程、篤と致聽聞、各

速_ニ信心得、堅固之上より益々

報謝之當可為專一条、深重_ニ

御定

被 仰出候事、

申 極月

一、右御書立ヲ以被 仰出候通り、

例月三日宛、申御経於

御影堂_ニ被為有 御執行候_ニ付、

法名壱人前御礼金式両宛

上納可有之候、尤 御印被成下候事、

一、法名・年号・月日_并願人名前、法名

記江御書載之事_ニ候間、其旨

被相心得候_而、書付可被差出候事、

一、申御経、願人數多キハ、可為宿坊之

勵候条、御礼金 上納之節、宿

坊之寺号相認メ、可差出候事、

一、御礼金調達難相成身分ハ、三年

賦・五年賦、或ハ毎月貳百宛致

上納候ハ、於御台所_ニ通帳相

渡し書載、被成下 御印可被

下候事、

(219オ)

(218ウ)

(220オ)

(219ウ)

(218オ)

(217ウ)

(219オ)

正月
二月
三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月

十六日
十七日
十八日
九日
六日
廿七日
廿一日
廿四日
廿三日
廿二日
廿一日

正月
二月
三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月

七日
四日
五日
廿九日
廿六日
廿五日
廿九日
廿八日
廿七日
廿六日
廿五日
廿四日

(221ウ)
正月
二月
三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月

十六日
十七日
十八日
九日
六日
廿七日
廿一日
廿四日
廿三日
廿二日
廿一日

正月
二月
三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月

七日
四日
五日
廿九日
廿六日
廿五日
廿九日
廿八日
廿七日
廿六日
廿五日
廿四日

(222オ)
正月
二月
三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月

七日
四日
五日
廿九日
廿六日
廿五日
廿九日
廿八日
廿七日
廿六日
廿五日
廿四日

右之通毎月定日之通被

仰出候也、

〔墨付ナシ〕

享和元年

御大門御供養会行列

『三河大谷派記録』(享和年間)

酉三月十六日昼九ツ時ヲ
七ツ半迄

〔墨付ナシ〕

七ぜう
三人
横四間ニ十五間程
同断

初
壱人△平僧衆数不知
△二行貳拾人程

七ぜう
三人
凡七百人之余
• • • •

•

•

せうそくなし
△飛エソ衆不知數△紋白袈裟二行△飛エソ衆三行
七ぜう

凡九百五拾人程

•

•

•

•

(227オ)
△
七ぜう
一行
△御堂衆二行△白衣紋白武人
七ぜう

七ぜう
凡甘人余
五拾九人

・・・・・

(227ウ)

△御一家衆二行△白衣紋白一人△御院家衆

余間三拾三人

内陣廿五人

式拾式人

モエギシシタ、レ

三人

△列奉行△白衣紋白式人△

法師六人
三人

△御連師^枝
式人
樂人衆
同 赤横笛
同 浅黃同
同 赤ヒチリキ
同 黑星
同 黑ヒチリキ
同 同笙
同 同横笛
三人 五人 三人 壱人 三人 四人

(228ウ)

(228オ)

(229ウ)

御シトネノ
僧壱人

紫スヲウ
壱人

白衣紋白壱人

御香炉カ
僧壱人

壱人

シタレ御供

壹持
壹人

モヘギシタ、レ
壹人

壹人

△下間
刀持壱人△

立・壹持
壱人
壹人
壹人

瑣珞冠
蓮花持
兒拾人
壹人

同断

同断

同断

(230オ)

(229オ)

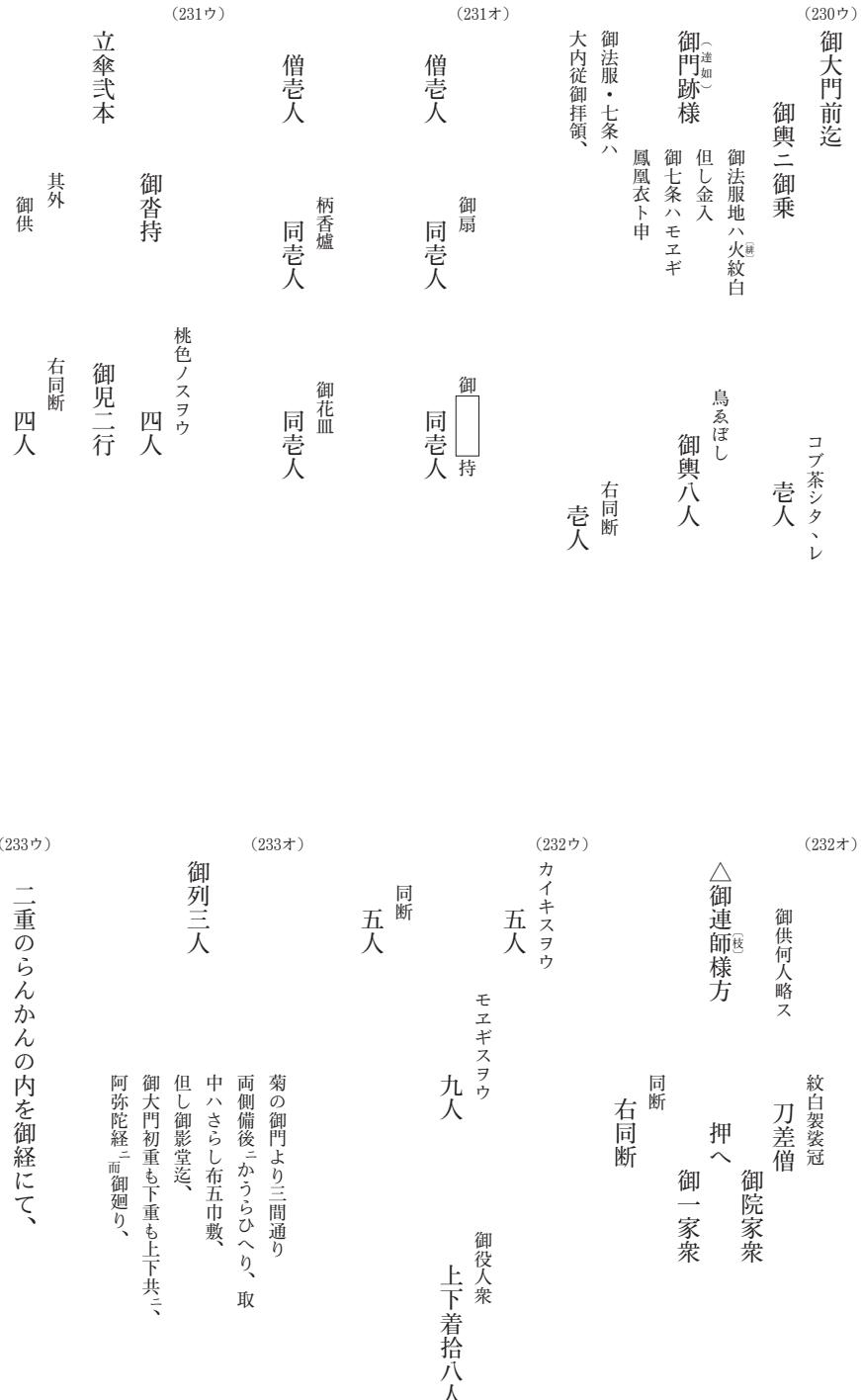
△
三人二三人付
同断
僧式人

浅黄法被
白ノ七条
カシムリ

三人

△
三人二三人付
御兒
僧式人

モエギネリ
カシムリ



五十六億七千万の御和讚三首引、

御大門下ハ、切石ノ上ニ覺を敷、柱之内を

御一家衆御廻リ、柱之外を御堂僧方御廻リ、

上下ともニ七遍ツ、御廻リ、四方の角ニ

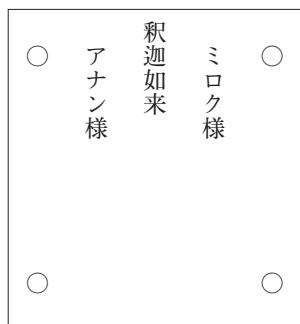
拍子木打四人、但し御堂僧方、

(234オ)

御帰り之時は、御堂の椽より高廊下を
御坐敷まで御ねり被遊候、

(234ウ)

御門跡様・御院家衆様御廻リ、



図下上門大御

(235オ) (235ウ)

〔墨付ナシ〕

両会所詰役之部

金勝寺

有レハ有もの珍しひ御再建の一番虹梁

西尾 機原正九郎

諸のものも手を置奥深キ遠山の御柱

矢作 野村聞成

年寄りてはね廻り歩行海老虹梁

高力 川口權藏

諸方の用も持掛る帳面の隅木

小山 岡本銀右衛門

角のないやうに内陣の御柱

高津波 深谷源四郎

何か細かに氣のつく御拌の細もの細工

堤 甲村市十

御再建も呼る名人声ハ高かウシ天井

筈目 野村源藏

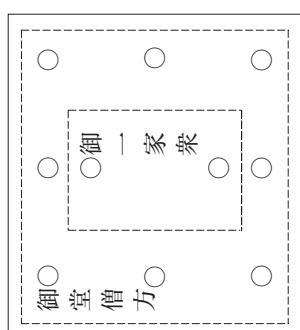
同行の氣もつなぎ虹梁

西尾次郎兵衛

右之通ニ御座候、已上、

拍子木打上下共ニ相添、

(235オ)



書事は達者な腕木

高洲 加藤孫左衛門

会所より呼にやると直に間に合ふ

足代丸太

何を書かせても見事な化粧垂木

安城 岡田常喜

川島 平岩七郎兵衛

川野 太田新吉

まだ若いか用に立調法な杉なる

古井 岩瀬孫右衛門

熊村 深谷重蔵

西矢作 三浦新兵衛

知立 知立伊兵衛

池端与右衛門

大村乙助

西矢作 三浦新兵衛

和泉屋伝吉

中島是照

京屋善助

江原淨誓

暮戸 中根善蔵

本地 宗念

川野 石川惣兵衛

大浜 大浜泰善

知立 藤右衛門

有かたき心に真はなしの華

同 中野屋又七

仏智の不思議ハ信の有の実

それ／＼御注文の有やり木

有かたき心に真はなしの華

牛田 岡田新右衛門

有かたき心に真はなしの華

今村 舳谷庄兵衛

有かたき心に真はなしの華

同 田中源左衛門

有かたき心に真はなしの華

筆目 野村新右衛門

有かたき心に真はなしの華

熊村 深谷七左衛門

有かたき心に真はなしの華

高津波 同 治兵衛

皆かおしむ名月の西方

(238オ)

(237ウ)

(239オ)

(238ウ)

积

寛政四
子歳

八月十三日

俗名

実閑

山本兵三郎

右之通、御再建中諸事御取持之

人數書記置申候也、

〔墨付ナシ〕

(239ウ)

享和元年酉六月評定書

御真影様一件 口上

(240オ)

今日は大暑之砌、各御互_ニ御参会

御太儀之御事、別之儀_ニも御坐なく、
兼而国内一同門徒_{江被} 下置候

御影様、針崎表_二
(勝覺寺 上宮寺・本證寺 慶覺寺)而御三ヶ寺御立合

之上、御紐解相済、於会所も御互_ニ

申談候通、定日無御差支、御披露
相済、難有奉存候、各御聴聞之通、
御書立等深重之 思召、誠_ニ

御心被為流、あくまで御教化に

預り、無此上人界之本望無申計も
難有奉存、日頃之誤り此時節に

えしん・さんげ不仕ハ、いつの時歟

御教化蒙ル時節、可有御座哉、何卒御互_ニ
申合、御教化之御すみかねにしたがひ、

(241ウ)

(241ウ)

御影様_江御立被為帰ての御化導、
然ル處御再建被 仰出候も、名聞

御沙汰無御座候而ハ、大津ゑを拝し
奉る様_ニ相成候而ハ、如何計歎ヶ敷、
御門主様初不及申、極樂淨土より
先主様御照見坐毎々_ニ、

(242オ)

利欲無之御事ハ、御互_ニ心付候得とも、
やゝもすれハ、御取持之厚博、しげんと
人我をつのり、いつの間か三宝僧の
おしへをやぶり、我心得顔_ニ而、御取持

無之、御方ハおのずから我手下之様
相心得取計之事とも、またん_ニ候得とも、
外相に顯れ候迄_ニて、信内_ニ無之儀は、
勿論_ニ候處、内外とも_ニ同しうて、大切
御安心相続之道具を似テ、浮世を

わたる口ふさけに相成、十余ヶ年之
御事故、少しハ人我之可有と、互に
我慢に道理を付、りくつと欠引_ニて
人をこまらせ候様_ニ、御教化の鏡_江
あらわれ候様、恐入重々あやまり果

(242ウ)

可成丈之御取持、見聞之差図、心頭ニ

かけられ、世事之御相談、今暫之間

有之候様、致度御事ニ御座候、左候得ハ、

上たるハうやまひ、下たるハあわれみ

申候との御教化奉蒙儀、専一

行末々迄も、

御影様御順在被為有候共、御差障リニ

相成とも、他人わるきニあらす、皆此方より

相送り候御事と御引請無御座候而ハ、

此度被下置候、

御影様難有恐受仕とは申かたく候、

右之御心服、今日此御坐ニ而信行之

御別座、御互ニ聴聞仕度候、弥々難有

御引請御座候ハ、御教化通、御書立ニ

まかせ、暫く御順在御延引被為有

候共、末々迄も被為行届候ニハ、別紙

之通、御三ヶ寺之御差図受申候方

御尤ニ存候、右伺書左之通り、

御同奉申上候口上之覚

一、今般御再建御成就ニ付、国内惣

門徒江

『三河大谷派記録』(享和年間)

(244ウ)

歛喜光院様（乘如）御影被下置、難有

仕合ニ奉存候、御紐解ニ付、御寺法

其役筋ニ御示談可申上本意ニ御座

候処、暮戸役所之儀ハ、御再建中

十余ヶ年之間、御法中様御入込、是迄

御示談御座候、会所之御事故、

御紐解定日御使僧様へ御願申上候、

然処御三ヶ寺様ヲ御使僧様へ、御内談

被成下、末々御相続被為有候段被思召、

於針崎ニ御三ヶ寺様、御別席ニ而

御紐解被成下、重々難有奉存候、

且同行共、是迄心得違、何事も

行届不申段誤り、果同行惣代ヲ以、

各様方へ御侘言申上候通り相違無御座候、

御聞届之上、差支可有御座候御儀ニ候ハ、

御三ヶ寺様・御使僧様、御示談之上、会所

ニ而披露之儀、御差留メ無御坐、旁以九日

迄、夫々御法中御出席ニ而奉蒙

御教化、無此上も難有仕合ニ奉存候、

御影様御儀は、早々御箱へ奉納、

同行共会所ニ而御番仕候、此御国内

(245オ)

(244ウ)

御順達之儀、一刻も早々 御化導

御延引^ニ不被為在候様、御取斗奉

願上候、組々同行打寄り申候^ニは、

乍恐此度御三ヶ寺様御差団無御座

内ハ、御順在ハ不及申、拝礼等も

難相成、歎ケ敷奉存候、何卒組々江

御三ヶ寺様方ヲ御請待申上、乍御苦勞

御院主様之奉蒙御教化、喜ヒ申度候、

御録所・御役寺様御儀^ニ御座候得者、

御末寺方彼是御差支も御座有間敷様、

奉存候、当会所^ニ而御法中是迄之

御行司様方、御示談之程、御頼申上度候

得とも、御再建^ニ付、御新例殊^ニ御交代

多御座候得ハ、御役寺方^ニ而末々御評事

御治定可被成下候形^ヲ以、五ヶ寺様^{并ニ}

吉田御坊へも御願出申候間、先

御三ヶ寺様^ニ而御示談被成下、一刻も早ク

御順在被為有候様奉願上候、延引

仕候^{而ハ}、京都江対し、猶又 御書立

深重之 思召^ニも恐入候、前文之通り

御三ヶ寺様より御末寺様方へ被仰渡無御座

(247オ)

(248オ)

(247ウ)

内ハ、御延引被為相成、猶又御三ヶ寺様方

最寄リ^ニ、御末寺中其手永々^ニ而

御勤被成下候事、相叶不申候ハヽ、当即國

御順在之廿八日講、御使僧様御付渡り

御願申上度、左様^ニも相成候ハヽ、即刻

同行惣代上京仕、御願申上度、国内

無御差支趣、夫以御尋被為有候節ハヽ、

乍御苦勞御三ヶ寺様御上京可被成下候、

且又御使僧様御付渡り^ニ相成候時は、

正月極月御延引^ニ相成申候、其節ハ

廿八日講 御書様御紐解之御當

番様^ヲ御勤被下候様、又ハ御下末々ヘ

御当院より被仰付下候様仕度、何レとも

可然様、無御差支 御化導奉蒙

度奉存候、

一、御影様御三ヶ寺様御預り被下候共、

任御差団可申上候、乍去暮戸会所

之儀も、今般高麗門二ツ作事方

被仰付候儀ハヽ、一同御承知被為在候通り、

右御場所無御座候^{而ハ}、手配リ相揃不

申候、依之、

(247オ)

(246ウ)

(246オ)

御影様御順在之間^ニハ、暮戸会

委敷申候^ニハ不及口上、今般

所へ御帰り被為存候^而、拝礼仕度候、

御再建^ニ付、御用之儀相済候ハ、、

御三ヶ寺様之内へ、何れ共御預^リ被下

候様奉願上候、何分同行共之儀ハ、、

愚知之者共二候得ハ、御教化之御手免シテ

被成下候^而ハ、御寺法^ニ背キ心得違、御太切

成一大事、人我之情をつのり、重々

恐入候、此已後御示シ御^教訓を奉蒙、

寺・国法とも^ニ内外相嗜申度候、以上、

組々同行惣代如此御座候、以上、

暮戸会所

西六月

御三ヶ寺御銘々一通ツ、

乍恐被仰聞候趣承り違候^而ハ、行届

不申候間、御取次様^ヲ御口上書被成下

候様奉願上候、已上、

右之通^ニ御座候、今日此件^ニ相決シ、

同行式人ヅ、今日中^ニ御三ヶ寺へ

致手分ケ差出申度候、同行先方へ参り、

(249ウ)

(249オ)

(250オ)

御影様被下置、先頃御紐解被成下

難有奉存候、右^ニ付御順在之儀

御三ヶ寺様御差図奉蒙度、委細ハ

組々同行内^ヲ口上書認メ申候、何卒

可然様、御差図被下候様奉願上候と

申計リ^ニ、宜敷其外色々御尋

御座候とも帰り、同行共^ヘ可申聞と申

候^而、此方^ヲ口聞候事、御無用^ニ奉存候、

先暫く中入

一、高麗御門之義、御作事弥大浜^ニ而

作事場、京都よりも御頼、何卒御正忌

前船積御座候様、御内々御頼事候へ者、

各々取^メ御示談可被成候、尤御材木之儀

夫々御引請も有之候得ハ、今日御治定

次第、材木ハ大浜^江相廻り候、且大材之

義ハ、手入兼候得共、取^メ吟味致候ハ、、

御間^ニ合可申哉^ニも奉存候、左候得ハ、弥

過急^ニ右之手配り、最寄々々之御世

話役其御心得役者、役人割追々

しけんと可有御座候間、御違背なく

(250ウ)

(251ウ)

(251オ)

一きよふけん、いとま乞之仕打御勤

申度御事ニ候、

京都御台所御操作セ金御大借ゆヘ

殊之外御難渋、被為在候御様子、追々
諸國へ御頼ミ事共も有之、當時之

御操作セ御凌被成候得ハ、じねんと御皆済
之時節も來り候得とも、御大門御供養会

迄、諸国一同御小屋相詰御普請

御急がせ申上候斗リ^二而、早速御成就ハ

被為在候得共、御互^二身^一こたえ候御取持ハ、
不仕奉恐入候、御本廟之御借財^二

あらす、銘々之不懇忘^一、

御門^(達如)主様御尊慮いたませられ

候御儀可有御座候哉、分限^二あらざる

義ハならぬとも、御称名共小首を

御かたげ申度御事、先ハ川向之

けんくわと存候得ハ、何も世話^二は成不申

候得共、心安樂^一と御称名之唱させ

被下候、殿方の御影、能々御しあん

此儀も一寸乍序、御噂申上候、乍去誰

言ふと申主ハ無御座、是か是迄之

(253オ)

(252ウ)

(252オ)

御世話御取持之御意内を、筆^二荒増
申候也、

くれくも今日ハ御留り、しつぱりと

御相談、必御茶付相済御帰り之儀ハ、

御無用御申合、専一^二奉存候、已上、

酉六月

〔墨付ナシ〕

享和三年亥五月廿三日

(254ア・256ウ)

暮戸御会所へ參集之節

評書写

(257オ)

一、今般、態々組々同行中御惣代御參

集被成及、御示談^二候件々、当会所

之儀、從来遠山御材木御伐出シ

御取持被申上候^二付、御用所出

役出張、以旁々其御掛り

御代官所迄御聞済之上、多年

出木之間、無差支御繼立相済

候上ハ、引払可有之処、

從京都追々御作事等被仰越

(258オ)

(257ウ)

候付、各々一統御取持被申上候通、

近頃 御法事前、手洗軒家形

無難着、皆出来之御間合、難有

奉存候儀者、御見聞之通、依之以

思召女人講中江

御菓子被仰付、并御納戸

方舟御書簡至來、拝見之上、各

御菓子配分御頂戴可被成候、

猶又密談手洗軒_詠覆并京都

御居家五・六人宛、御普請皆

御出来迄詰異候様との

御頼事候得共、當会所相続

之儀無覚束、猶又

御国法_江対シ、一分先引払相片付

不申候ハ、でハ難相済、会所御執持

之儀も、多年故行届キ不申、依之

当五月限家財相片付、当村

御支配所へも御断申上度候、右之

趣今日御決シ有之様_ニ致度、早々

京都_江奉申上度候、右之通申

上候時者、京都之御家屋、国元

『三河大谷派記録』(享和年間)

(259ウ)

(259オ)

(258ウ)

同行御相談之場所無御座候而已

ならす、

御真影様、是迄会所_ニ御預り

有之候得とも、御住居無御座候、

惣御門徒_江御ふぞく之御事_ニ、

末々迄御相続專一之事候、左候

得者、後日御示談之評書、左之通

当月廿九日夕、組々_江御預り之事、

但し一ト組_ニ十五日宛、年々くじ取_ニ而

御取御預り、外組_江御請持被成度

候ハ、其御預り之組合_ニ御逢對_ニ

被成候方可然候、右之御示談_ニ相決シ

候得者、

御真影様_ニ会所附廻り会所_ニ

相成申候、其組々_ニ而_ニ会所之儀ハ在家_ニ

不限、寺方_ニ而_ニ最寄之氣辺_ニ

まかせ御取計、十五日之間、御順在

御化導之儀ハ、何れとも其組之

御示談相決シ候故、京都へ申上候_ニハ、

組々_ニ而_ニ会所相建申候得ハ、月番

之組別紙_ニ申上置候得ハ、当ル月之

(261ウ)

(260ウ)

(260オ)

組へ 従京都御用状來り候得ハ、

其組々最寄見立、組々參会有

之候様致度、左候時ハ、惣組々惣代_ニ而

御世話方御名前改御記帳有之、

京都へ御差出し之上ハ、右之當テ名_ニ而

御用状參り候得者、京都之御様子

相訳り申候、猶又自然と京都_ニ三州之

御居家も四・五人宛差置候様_ニ、

相続可相成哉、賄之儀改り候上者、

格別之儀も無御座、惣組々以御割合

月賄、尤加賀・能登・越中・越後・

江州・三州、別段御頼之事、右之

国々御居家等大造成御引請、最早

取掛り之御事_ニ御座候、夫レ_ニ三州も

在京御頼之御断難申上候、

御思安可被成候、

一、組々 御印書御願込も

九百本余、近々御差トシ有之

候得ハ、不残相渡し被下候様相成候得ハ、

御安心可被成候、

御示談思召御座候ハヽ、先始メ_ニ

(262ウ)

(262オ)

(263オ)

(265オ)

同十五日晦日迄

高落組

平吉

御引請 兵右_ニ門
高力組

(264ウ)

當日參会引請人別左_ニ記、

御真影様 亥五月廿五日_ヲ 月割

六月朔日_ヲ十五日迄

御世話役衆中

亥五月廿三日 会所

(263ウ)

候故、組々御披露之方可然奉存候、

猶又組々思召ハ、当月廿九日まで_ニ

當会所迄、否之御挨拶御申入

可被下候、其節當会所引扱、

別段_ニ御案内ハ不申候間、各々

御參集之上、御取片付可被下候、

夫レ迄八月番_ニ而相勤申候、是悲々

今度ハ留守居之銘々御断、呉々

被申入候得者、今日御評談相決シ

候様、御尤_ニ奉存候、已上、

(263オ)

(265ウ)

七月朔日方

同断 九右衛門
五郎兵衛

岡崎組 同断能見町

十五日より

又七 伊助

小川組 同断

須山 友右衛門

桑原 庄左衛門

曲一村 源四郎

則定 善藏

山内組 同断

引受 七三郎

平蔵 新助

清八 梅ヶ坪組

同十五日方

安右衛門 伊八郎

(266オ)
九月朔日方
同十五日方

新郷組 同断

市右衛門 重蔵

矢作組 同断

川島 七郎兵衛

本郷 勘助

知立組 同断

今村 庄兵衛

笛目 源藏

箕輪組 同断

中根 九左衛門

浜尾 六郎兵衛

吉良組 同断

引受

味浜 庄右エ門

鵜ヶ池八郎右エ門 伊八郎

(266ウ)
十一月朔日方
同十五日方

(267ウ)

東城組

同断 源兵衛

藤八

十二月朔日方

宝内組

同断

西廻 源右卫門

同十五日方

豊川組

深沢 豊吉

同断

長沢 彦五郎

篠田 六右衛門

乙川組

同断 大平 利助

池金 養助

改名武右衛門

右之件々、組々而御披露之被成方、

当会所之儀、引私候儀、猶又十五日ヅ、

御預リニ相成候上之儀、其組小參会

村々不洩様御呼出し、其寺々江

(267オ)

子正月朔日方

同断

長沢 彦五郎

篠田 六右衛門

乙川組

同断

大平 利助

改名武右衛門

(279ウ)

児時文化十一年戊辰三月廿三日辰中刻
於小寝殿

御直命

今般、前住上人廿五回忌引上の法会も

昨日限り及満座致ス事しや、何れも

遠路参詣奇特之至り存スル、扱今日召寄せ

たる事ハ、先再建之儀ハ、天明類焼之砌、

(278ウ)

(278オ)

(268オ~277ウ)

〔墨付ナシ〕

御本廟御大借付、無拠御上段
善智識様御耳^(達如)達し、甚御心痛
御苦慮被為遊、当三月前住上人様廿五回御忌御法会御執
行被遊、右御法会後、廿三日^(二)
御直命、諸御末寺^(并)諸門徒迄^(二)

厚御頼奉恐入候、仍而左記置申候、

其村々同行衆々、急度御届ケ可
被成候、後日^(二)至御差支無之様
御心得、御披露可被成候、以上、

前住上人深々悲歎有て、製作之文^ニも

心を尽くし、書浅し玉ひ、予^(達如)が幼齡の身

として、再建を受伝へ恐み思ふ処に、

両堂元のことくに成就し、剩^ハ諸宇に

至ルまで東^ニ周備せし事、全以テ仏法

不思議の力^ヲ、且ハ前住上人遺徳の顯レ、別^而

諸国門葉の不惜身命の懇志のいたす

ところと深々満足致ス、かたのことく大堂を

始メ、大造之造営、時日を経ずして成就に

付ては、おのづから其用脚も借財に及ヒ

止事を得ズ、かく迄大借に成リてハ、徒^(達)來門

葉の懇志の助力キハ相隠レ、唯名聞の再建と

而已、他門^ニ於テハ存すべきや、然ル時ハ前^(乘如)住上人

遷化の期迄も日夜御苦慮有之、遺志^ニ

背キ、且は諸門下の粉骨碎身の懇志も、

空く成ル而已ならず、予が当職に至り、右等之

儀に及ヒ候事ハ、前住上人遺慮に対し、

且は門葉の懇志に対し、予が当職の

本意も立かたき事、旦暮悲歎に及ブ事じや、

是全く予か不徳のゆへと、弥々以テ歎ケ敷存

ズル、併し去ル未ノ春ハ遠忌の法会も滞なく

(280ウ)

(280オ)

(279ウ)

執行^ニ付ても、諸門^末の懇志淺からざる

ゆへと、いよいよ満足いたす事じや、夫レに付ても、

借財末夕返済の期もみへす、懇志の顯レ

ざる事ハ、莫太の借財故とは言ふながら、

不本意の至リと日夜苦労いたす事じや、

夫レに付ても、當時此頃の次第にてハ、本廟

相続も無覺束存スル間、此度格別に省略

に及ヒ、嚴蜜^(密)取締リを命して、家中の者

ともに、右之次第申聞せたる上、家人を減し

門戸を閉、万事質素の取締リに及ぶ、

是等之儀ハ別^而累代ヘ対し不本意の至リ、

且ハ慈愛もかけて、外実甚ハタ悲痛に

及フ事ながら、誠^ニ以止事を得さるゆへじや、

前來中聞たる通り、何レも年來疲レ

の程も深く察し入事ながら、此上ハ唯門

葉の助力キを相頼より外ハさらさら無ヒ、

既に今度前住上人引上の法会も、借

財之儀ハ、右申ことく造営より起ル所にありて、

先代^(江)対し報恩とも相成べき事なれハ、

予が微志を汲得て、偏^ニ懇情を相頼事

じや、掲銘々の安心の一途、兼^而聴聞之通り、

(282ウ)

(281ウ)

(281オ)

當流之正義ハ他力キ本願之ことわり心得

誤リ無キよふに、正意を能々聞開キ、信決定

の上より行住坐臥をえらばす、仏恩報謝の

称名常に退転せぬよふ、自ラも信し

人にも教へ聞せて、自他一味の志を同しふ

して、仏祖廣大之恩徳を喜ヒ奉りて、

弥法義相続して、本廟相続無滯様

一同心を合せ、仏祖代々の報恩謝徳を

存シ、且ハ予が当今の苦慮を銘々の身に

引受、弥々出情精を致し、不日ニ懇志之程も

あらわれ、借財も済よりて安慮致ス様、

謫ニ懇情の取持を相頼事じや、猶又

委細之儀ハ、家司之者共より演説ニ及フ

間、何レもよろしく承知いたすよふ、

御直命後、下間様暫く御演説有之、

一、其後御借財付、折節御門末ハ

御直命被為
有候得共、不殘御書

記不申略仕候、

御直命後、国々上京之同行、

其國々江御引請被申候分、則

左之通ニ御座候、

御直命ニ仍而諸國引請之分

一、金五万両

一、金五千両

一、金武万五千両

一、金壹万弐千両

一、金壹万兩

一、金五万両

一、金四万両

一、金壹万兩

一、金貳百両

一、金四百両

一、金五千両

一、金貳千両

一、金

(286オ)

一、金壹万両

(285ウ)

一、金四百両

(285オ)

一、金四百両

(284ウ)

一、金壹万兩

(284オ)

一、金五万両

奥州羽	出羽州	五ヶ所	大和内	尾州	勢州	播州	能登	飛驒	和泉	越後	豊前	若狭	近江	中坂
-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

一、金壺万五千両

筑後前

戌三月廿八日

右者大広間^ニ而御演説、

今度御直命^ニ付、諸國御門末

御借財御引請被申候、

右之国々引請之書付　御上覽之上

御直命御礼

速^ニ出情懇情之程満足^ニ存スル、

〔墨付ナシ〕

(289才) (287ウ~288ウ)

(287才)

(286ウ)

未正月十七日始り、

一、武人半

十二月十五日

金三両壺分ト

一、武人半

十二月十五日

拾一匁式分五厘

矢作割組

金三両壺分ト

拾壹匁式分五厘

一、武人半

十二月十五日

金貳両三分

一、武人

十二月十五日

一、壺人

十二月十五日

金壺両壺分貳朱

新郷割組

小川割組

梅ヶ坪割組

御大会^ニ付

御堂御洗人足割合

文化七年未　正月十一日人足立

但し宮宿

綿屋泊リ、

『三河大谷派記録』(享和・文化年間)

十二月十五日

金壺両壺分貳朱

一、壺人

山内割組

十二月十五日

〔墨付ナシ〕

御大会^ニ付

御堂御洗人足割合

文化七年未　正月十一日人足立

但し宮宿

綿屋泊リ、

一八三

(291オ) 金壺両壹分貳朱

岡崎組 割

(291ウ) 金壺両壹分貳朱

吉良組 割

一、壱人

十二月十五日

金壺両壹分貳朱

乙川組 割

一、壱人
十二月十五日

金壺両壹分貳朱

箕輪組 割

一、壱人

十二月十五日

金壺両壹分貳朱

豊川組 割

一、壱人
十二月十五日

金壺両壹分貳朱

箕輪組 割

一、壱人

十二月十五日

金壺両壹分貳朱

高力組 割

一、壱人
十二月十五日

金壺両壹分貳朱

箕輪組 割

一、壱人

十二月十五日

金壺両壹分貳朱

高落組 割

一、壱人
十二月十五日

金壺両壹分貳朱

箕輪組 割

一、壱人

十二月十五日

金壺両壹分貳朱

高割組 割

一、壱人
十二月十五日

金壺両壹分貳朱

箕輪組 割

一、壱人半

十二月十五日

金壺両貳ト

三勿七分五厘 割

一、壱人半
十二月十五日

金壺両貳ト

箕輪組 割

一、壱人

十二月十五日

金壺両壹分貳朱

東城組 割

一、壱人
十二月十五日

金壺両壹分貳朱

箕輪組 割

一、壱人

十二月十五日

宝内組 割

一、壱人
十二月十五日

金壺両壹分貳朱

箕輪組 割

〔墨付ナシ〕

(296オ) 文化十年酉七月十八日暮戸出立、
同九月十九日帰国仕候、

一、御本山御借財二付、諸國へ内仏

散錢志之儀二付、御先触出、

御用書持參御差向二而

大草村 川口兵右衛門

東端村 杉浦文左衛門

一、右兩人、信濃国御末寺百式十ヶ寺
不殘志御記帳相済、其節前文二

有之候、五ヶ寺之旁々へも参上仕、先

年遠山御見舞之御礼挨拶等

仕候、右帰リ之節、彼四人之衆中へも

立寄リ、是又先年遠山御見廻挨拶

仕、与惣兵衛殿方ニ一宿仕、馳走ニ預リ

申候、右四人之衆中何レも曆々なり、

元来三州黒柳一統と申而、今

信州小玉村ニ住居而、只今ニハ

式拾五軒有之由、式百五拾年以前

織田信長之兵乱、三州御門徒

拏之時節かと被存候、誠ニ以因縁

御事ゆへに、如此書記置候、

〔墨付ナシ〕

(308オ) (298オ~307ウ)

(297ウ)

(297オ)

一、御門跡様東都御下向、
年遠山御見舞之御禮挨拶等

三月十日晴天ハツ時

当御会所 御殿江

御入興、

当御会所番

川口權藏

平岩七郎兵衛

中根重右衛門

天野幸助

杉浦文左衛門

御菓子料

金式拾七両

組々

元方衆中

同行中

右者、岡崎御本陣江持參、

御勘定方江十日夜上納、

外ニ、

御掛錢 西出張会所

一、金拾八両弐分

文化十二年亥三月御参向

『三河大谷派記録』(文化年間)

一、錢八拾貫四百五拾宛

上納メ金三拾三両貳朱、

錢三百貳拾八貫七百貳拾六文

西本郷

惣右衛門

世話方

新郷

幸七

牧内

助藏

寺領

忠右衛門

同所

彦右衛門

同所

伝十

川島

權左衛門

村高

彦兵衛

世話方方中代

廣畔

与左衛門

重蔵

東矢作出張会所

藤左衛門

一、金三分
但し銀壹枚也、

一、金八両壹分貳朱

一、金五両二分ト

錢貳百四拾八貫六拾四文

武百八文

西派

專修講中

(310ウ)

右上納物内訳御印出、銘々江相渡済、

江戸御供人別

銘細張

御道具役割

人足其外小前、

右之書物御会所長持^二入置有之候、

御掛錢

暮戸

両会所

矢作

(310オ)

(311ウ)

桜井

長右衛門

寺領

忠右衛門

同所

彦右衛門

川島

權左衛門

同所

伝十

村高

彦兵衛

世話方方中代

廣畔

与左衛門

重蔵

東矢作出張会所

藤左衛門

一、金三分
但し銀壹枚也、

一、金八両壹分貳朱

一、金五両二分ト

錢貳百四拾八貫六拾四文

武百八文

西派

專修講中

(311オ)

(312オ)

〔墨付ナシ〕

(328オ) 去ル酉年御借財御上聞ニ達し、

御門跡様甚御苦慮ニ被 為有之、

酉年諸国御門末江、

御直命ヲ以御頼被 為有、既ニ翌年

戌ノ三月御法会御執行之後、諸国御

門末江 御直命ニ而御頼、其節国々

上京之御門末江御引受高申上候処、

甚御満足被 思召、直様御礼

被 仰聞、難有恐入申御儀ニ御座候、

尤五ヶ年之間ニ御上納可仕旨、御請

奉申上候処、其後諸国一統延年ニ

相成、是又甚以御苦慮被 為有之候、

然ル処文政四年巳九月諸国一統上京仕、

大寄会ニ御座候処、御借財御皆納之

御時節ニ相成、御安慮被 思召候、勿論

諸国一同丹情ニ抽出候故、先々

御安慮之時節ニ相成、一統御互ニ奉恐悦、

尤是迄折々御直命御頼御座候得共、

是又委細ニハ記不申、御安慮之御時節ノ

『三河大谷派記録』(文化・文政年間)

(329ウ)

御直命而已、相記置申候、左様ニ御承知
可被下候、已上、

(329ウ) 文政四年巳九月晦日於御集会所
御礼御直命

(330オ) 文政四年巳九月晦日於御集会所
御礼御直命

何れも、賑々敷能不社上京奇特に存ス、
誠に先達而諸国門末へ直命ヲ以相頼趣
意、追々行届キ、しかしより已來、國々一同
不惜身命之懇志の出情ニよつて、安慮の
時節に及ぶ事、全く諸国門家の法義
相続の上の信施により、且ハ報徳の
群類候ところと不残満悦する、尚又本廟
永久相続のため、別而厚志をも不欠に
相運フ様聞に達し、行末迄も安慮の
基と深く満足ス、併シながら遠国・近国との
數十ヶ所の事なれば、若し直命の次第
未タ不行届方もあらは、畢競平生
法義の疎か中ヘと、甚以不安慮に思ふ、
仍而自今は猶當派の安心の正意を
能相心得て、信決定の上には、仏祖廣大

の恩徳を相歎、報謝の称名無油断相

勵様にと、しかれハ此上にも銘々帰國の
上には、人々江不洩よふ委しく相伝へ、

弥々無懈怠、法義を相続致せよ、

(331ウ~335ウ)
同日光養君様、於集会所御直命御礼、
同日御簾中様、於南御殿ニ、御代御房様
御礼御挨拶、（宝如）并不残御菓子頂戴仕候、

右之通、諸国御門末上京皆上納仕候故、
御借財御皆洛之御見通し被為付候而、
御三方様甚御満悦、御直命之御礼
被 下置、上京之輩なく難有恐悦之仕候、

〔墨付ナシ〕

(336オ) (331ウ~335ウ)

御本山御堂僧御名前覺
寶光坊
実了庵
顯真坊
實円坊

淨邦坊

順正坊

玉泉坊

華門坊

正觀寺

連城坊

史坊

欣淨坊

性智坊

正圓寺

快樂庵

泉竜寺

大泉坊

南林坊

西宗寺

常德寺

円重寺

法幡坊

敬円坊

真勝坊

泉德寺

(337オ)

(336ウ)

(338才)

(337ウ)

大念寺 願照寺 仏現寺 憶念寺 正念寺 法輪坊 本行坊 法順坊 等覺坊 円徳寺 専称寺 法光寺 願成寺 東ノ坊 仙宗寺 仏願寺 最明寺 願成寺 顕正坊 唯乗坊 閑唱寺

(339才)

(338ウ)

即現寺 成就坊 德應寺 專心坊 勝福寺 長堅寺 善久寺 德善寺 善林坊 皆演坊 願照寺了惠 因重寺賢亮 净真寺 即乘坊 長覺寺 專福寺 教日坊惠証 法泉寺 西福寺 大行坊 咸林寺

長徳寺
専称寺義梁
轡門坊円隆
正円寺円実

〔墨付ナシ〕

(340オ) (339ウ)

井波 福本
瑞泉寺 本瑞寺

天満 姫路
本徳寺

大津 八尾
大信寺

金沢 萩木
岩船 本徳寺

大谷 和州
城端 善徳寺

高田 三条
桑名 本統寺

浅草 難波
荒井 願正寺

高山 名古屋
照連寺

長浜 東山
大谷

(341ウ) (341オ)

堺 小瀬
吉田 守口

宇和島 和歌山

甲府 牧方

光沢 吉崎

津島 五村
成信寺

赤穂

馬原 山科
専念寺

赤羽根

赤穂

合三十九ヶ所

一、文政四年牛(マツ)十二月、先達而東国十五組御門末中へ、

被下置候 欽喜光(タケヒコガタ)様御真影様、御表具

御痛被為在候ニ付、先例を以て、御本山御納戸

御役人中江願出候処、御前江被相窺候得ハ、無勿体も

善知識様 御拝礼被為在之、如斯くすれ候事、

三河の国御法義の御繁昌の故なりと御感賞

被為在之候而、則御殿御役人江被為 命候而、

御真影様御破様御縕ひ、御表具御仕立候而、
被下置候事、

一、已來 御真影様御画染筆、何れにても

(340ウ)

(342オ)

御破様有之候節者、御成替御再興、被成下候等ニ、
集会所御役人中・御納戸役人中より
被仰渡候、向後無趣可心得置候事、

一、金千疋
御礼金上納

外ニ、

一、銀三拾匁壹分
〔御納戸方
集会所方
原山へ壹包〕

又十二光仏様御表具料

一、銀九拾四匁程

外ニ小入用とも、

都合金四両三分入用、

〔墨付ナシ〕

(342ウ～375オ)

前段ニ記録セシ通、天明八年ノ御類焼
十三年ヲ經テ、御再建昔ニ替ラス、周備
御満足アラセラレ、文化八年辛未三月
御開山聖人様五百五十回ノ御遠忌モ
（複数）

『三河大谷派記録』（文政年間）

オコソカニ善尽シ、美尽シ御莊嚴ノ
美々敷事ハ云モサラナリ、御白砂ノ數多
ノ幡春風ニヒルカエリ、恐多クモ西方ノ
極楽淨土ノアリサマモ、カクヤアルラント

アヤマタレ、堂内ニテ伽陀・読経ノ調声ハ
自然清和ノ岐樂カト、ソ、ロニ難有、涙ハ
袖ヲ潤スハカリニシテ、十昼夜ノ大法会モ、
目出度事御満散アラセラレ、弥増御法流
御サカニシテ、四海ノ御門葉、飽マテ甘露ノ
法雨ニ潤シタテマツリシカ、爰ニ一ツノ患発レリ、
其謂レハ右御再建ノ節ノ御用脚御借財

トナラセラレ、追々嵩ミ候テ、文化十三年
酉ノ十月ハ二十五万金ニ及ヒ、モハヤ防クヘキ
手段モナク、恐ナカラ
御前ノ被達

御聞ニケルニ、御上様ニモ大ニ御悲歎
（達如）

アラセラレ、是予カユヘナリト御衣ノ袖ヲ
ソレヨリ七ヶ年ノ中ニ皆済ナリ候ヤフニト、
シホラセタマヒ、
諸国門末ヘ御頼アラセラレ、当日ヨリ

(376ウ)

(377オ)

御台所御門ノ御閉アソハサレタリ、誠ニ

勿体ナクモ御門末ノ不冥加ノ重リユヘ、カク

御大借トナラセラレシコトヲ、御身御一人ニ

御引受下サレ、予カ不徳ユヘト御意ナシ下サル、

カ、ル御中ヨリモ、唯御門徒ニ信心ヲ決定シテ

クレヨカシ、極楽マヒリヲ仕ソンスルナ、早ク安心ヲ

トリテ、其ウヘ報謝ノ實意ヨリ取持ヲ頼ムト

數度御直命下サレ候得共、七ヶ年ニ御済方

モ附カセラレス、又候三ヶ年ノ御延年御願ヒ、

漸ク文政五年ノ年限リニ御皆済コレアリテ、

此年報恩講ニ右丹誠ヲ抽シ、門徒ヘ末々迄

ノ御化導ノ為ニトテ、新タニ御書ヲ御製作

アリテ、冥加ノ御礼ヲ以テ一同ニ御免下サレ候

御本山御書コレナリ、同六年未ノ正月ニ

十箇年目ニテ始メテ、御台門御開キアリテ

目出度春ヲ御迎アリテ、同年三月十一日ニ

御発駕アリテ、越後国ヘ御化導ノタメニ

御下向アリテ、御洛度畢テ五月四日ニ花洛ヘ

還御マシニテ、暫ク御尊慮ヲ安ンシサセ玉ヒ、

マスニ御化導サカンナリシニ、イカナル事ニヤ

アリケン、同十一月十五日ノ夜酉ノ刻花ノ間ノ

辺ヨリ出火シテ、忽両堂ニ焼移リ、ワスカニ
二時程ノ間ニ、殿宇不残灰燼トナリマシマス、

善知識如上人早速両堂へ欠付サセラレ、
御両尊ヲ始奉り、数多ノ御宝物ヲ唐櫃

ニ納サセ玉ヒ、其外 御公達様方枳穀穀ノ御殿ヘ

御退去コレアリ、ソレヨリ大谷ノ御坊ヘ御移有ケル、

御上様今年御寿齡御四十四歳、誠ニ

御幼齡ニ先達而ノ御再建ヲ引繼セ玉ヒ、

御一代ノ内ニ又候カマル御大変ニ掛ラセ

玉フ御事、恐レ入奉ル御事ナリ、如斯ノ

御中ヨリモ、翌十六日ノ晨朝ノ勤行モ

御滞ナク御修行アリ、其席ニテ御直ニ

御勸化ナシ下サレ候、誠ニ燒上リタル炎ノ中

ニテモ、唯我々ヲ御不便ニ思召下サセラル、

ヤルセナキ御恩ノ程、身ヲ粉ニシ骨ヲ

碎クトモ、報セスハアルヘカラス、

御直ノ御教化、

(378ウ)

(379オ)

辺ヨリ出火シテ、忽両堂ニ焼移リ、ワスカニ
二時程ノ間ニ、殿宇不残灰燼トナリマシマス、

善知識如上人早速両堂へ欠付サセラレ、
御両尊ヲ始奉り、数多ノ御宝物ヲ唐櫃

ニ納サセ玉ヒ、其外 御公達様方枳穀穀ノ御殿ヘ

御退去コレアリ、ソレヨリ大谷ノ御坊ヘ御移有ケル、

御一代ノ内ニ又候カマル御大変ニ掛ラセ

玉フ御事、恐レ入奉ル御事ナリ、如斯ノ

御中ヨリモ、翌十六日ノ晨朝ノ勤行モ

御滞ナク御修行アリ、其席ニテ御直ニ

御勸化ナシ下サレ候、誠ニ燒上リタル炎ノ中

ニテモ、唯我々ヲ御不便ニ思召下サセラル、

ヤルセナキ御恩ノ程、身ヲ粉ニシ骨ヲ

碎クトモ、報セスハアルヘカラス、

御直ノ御教化、

まことに婆婆は有為転変の習ひ、天明年中
（承知）前住上人御尊慮ありて、諸國門末大義の
うへより、再建ありたる處の魏々たる大堂壯麗

たる殿宇、一夜の中に一点の煙りとなりはてた、

是に付て、三界無安、猶如火宅と説せられて、

片時も油断のならぬありさまちや、さりながら

本尊・御真影・宝物、無滞御供いたす事、

歎の中の喜びなり、刲聖人の勧め玉へる趣ハ、

雑行雑善をすてゝ、一心一向に弥陀如来に

帰命し奉れハ、間違いなく報土の往生

疑ひなし、尚当坊がありたれハこそ、今朝の

晨朝も滞なく相勤る、是全仏祖の御恩と

一同に相喜へ、それにつき教如上人より代々

相承する本廟、予か當職に至てかゝる災に

あふ、來春は前住聖人の御年回にあたる

悲歎に対し、近退につき道を失ひ、前後

当惑に及ぶ、尚又早々再建ありて、

御真影御還座あらせらるゝやうにいたしてくれるる

やう御一統に相頼む、前住上人、去ぬる火炎の

折に、たとひ大千世界に、みてらん火をもすき

ゆきての和讚をもて命に及ハれ、今朝是

幸ひに正像末の三時にハ弥陀の本願弘れり、

誠に末世相応の要法弘通するに付てハ、一日も

(381オ)

(380ウ)

(380オ)

早く大堂を再建せねハならぬ、仏恩報謝は爰にある事ちやによつて、無事のミおもふ、別而

当職の身は流を汲む一天四海の門末へ、再建に及ぶ事をたのむ、尚一老江御文を申付置候

ほとに、篤と聴聞して安穩にうつらせられ候、

御真影へ拝礼をいたして帰るやう、

御文三帖目
ソレ南无阿弥陀仏ト申ハ、

其一

御直命　御家中へ

(381ウ)

(382オ)

誠に昨夜は両尊を始、無障御遷座あらせられ
忝存する、此度の大義東七条の本廟、暫く中絶に及ぶ段悲嘆いたす、今朝より

此小院におゆて、是迄とハ引替へ、御崇敬

御龕末之段、恐れ入る事ちや、役所・詰所・頓所

大躰片付、格別出情の者、不出情之者見聞に

及ぶ、平生之心得も相顯れた事ちや、未曾有の事なれハ、何れも大義誠に有為転変の

ありさまなれハ、此度の大變に驚きて、一流

安心のあやまりなきやうに相心得、法義

相続のうへより二世の御恩を喜ひ、此上にハ

尚更質素を相守り、弥々精勤を励むる、

何よりの肝要、

御直命畢

猪焼残り候分、御台御門・十三窓御土蔵・

御作事部屋・太鼓の番屋、すべて御台所より

北の方皆残る、其外御宝蔵・森の内御茶屋一軒・

南御殿御門・同御台之側土蔵二ヶ所・御本堂手水屋形・

同南火除土蔵・御墓町御門、右の分相残り申候、

類焼ハ下間氏両家共表門は残り、跡ハ不残焼ル、

其外御役屋敷・町屋共一軒にても類焼なし、

堵又火事之中より取出し候分、唐戸不残両堂共、同障子

内陳通障子不残・御道具不残、御厨子扉屋根・

行馬

矢来畠不残、大門御本尊様立三躰共出し奉る、

同扉不残、其外取出し候品数ふるに暇あらす、
撞鐘ハ燒落候得共、燒後仮之榜（マツメ）樓を拵へ候て

釣り上、極月廿二日御成候節つき申候所、音声さして
相替り不申候、

(383ウ)

(382ウ)

(383オ)

(384ウ)

御書御拝読にて、明朝名古屋へ向御出立の積にて
御用意混雜之処、右之趣ニ御座候へ共、何れよりの
出火にて候や、又風の様子、焼ケの次第も不分明故、

信用しかたし、疑ひあやふし申候得共、いつれ
形の無之事ハ風聞も無之者や、先急キ名古屋へ
御越不然候ニ、夫々急ニ供揃へいたし御出立
被成候、然ルに誰いふ共なく近辺へ相知れ候ニ付、

御法中方・同行中為御見舞、当会所へ

相集り居申候所、欠村之同行江州信樂江

所用ありて参り、其節京都へ出、十四日晨朝之

勤行にあひ出立仕候所、道中ニ而之風聞、京都

御消失相違無之候と告來ルに付、弥得其实を

先諸組へ之廻文相認メ、飛脚の用意いたし候、

折節名古屋御坊御遷仮之節ニ付、高橋組・

知立組・箕輪組は多分參詣仕候ニ付、名古屋ニ而

承り、夫より直様上京仕候者もあり、馳帰り所々へ
告知らせ候者もあり、大に騒動仕候事ニ候、然ル処
夜八ツ時とも覺敷頃、名古屋御坊輪番所より

御飛脚兩人、当会所(上宮寺・本證寺・勝樂寺)・三ヶ寺・吉田御坊へしらせ

の為、文通御持參到來仕候ニ付、此御文通を讀上で、不淺只忙然とあきれ果、歎息するより外なかりけり、

去ルにても斯であるへき事ならねハ、先

御門跡様御機嫌御宿として、中岡村治郎兵衛殿、外に同行壱人相添、兩人即刻打立、上京為致候、国内同行聞付ノ、会所へ群集して周章する事大方ならず、我もノと上京して道中引もきらず、折節久留米の城主交代ニ付、宮宿の渡船、差支申候程之義に御座候、

当会所詰切役

文政六年未十一月十八日 東畑村

杉浦文左衛門

六十九歳

御直命

極月十二日大谷において飛檐中へ前段、

斯而御大変の御中にも、御化導の本源たる御本廟の報恩講御執行なくんハ叶ふへからすとて、大谷において如例年、七昼夜御修行有之、但晨朝より日中・迨夜(通)・批判ともに引続て相勤り、申の半刻頃迄ニ相済、其跡にて毎日御直命被為在之候、

報恩講無御滞御執行相済、二十八日集会所ニおいて、

(385ウ)

国内同行聞付ノ、会所へ群集して周章する事大方ならず、我もノと上京して道中引もきらず、折節久留米の城主交代ニ付、宮宿の渡船、差支申候程之義に御座候、

当会所詰切役

文政六年未十一月十八日 東畑村

杉浦文左衛門

六十九歳

御直命

極月十二日大谷において飛檐中へ前段、

いつれも早々上京奇特、誠に此度の火災は時節到来とは云ながら、言語に絶したる次第、悲歎限りなき事ちや、上ミハ仏祖代々江江対し、下モハ門末の悲歎に対し、進退道を失ふはかりの風情、前は先年類焼已後成就の後、間もなく如斯の次第、くれノ歎きおもふ事ちや、しかしながら真影を初メ、宝物ことノく當坊へ守護し奉り、

『三河大谷派記録』(文政年間)

(386オ)

斯而御大変の御中にも、御化導の本源たる御本廟の報恩講御執行なくんハ叶ふへからすとて、大谷において如例年、七昼夜御修行有之、但晨朝より日中・迨夜(通)・批判ともに引続て相勤り、申の半刻頃迄ニ相済、其跡にて毎日御直命被為在之候、

報恩講無御滞御執行相済、二十八日集会所ニおいて、

(386ウ)

悲歎に被為対候而、速に可被 仰出義御本意にさふらへとも、右に尽きては深き思召しも被為在之候得は、篤と御深考之上、可被 仰出との御事ニ候間、

一、今般御大変に付、不取敢各上京有之候段、不淺御満足被 思召候、夫ニ付、御再建之儀は

御真影様井御累代江江被為対、且御門末之

御真影様井御累代江江被為対、且御門末之

悲歎に被為対候而、速に可被 仰出義御本意にさふらへとも、右に尽きては深き思召しも被為在之候得は、篤と御深考之上、可被 仰出との御事ニ候間、先夫迄は大木・大石等は勿論、其外寄進物等、荒涼ニ取沙汰無之様可被致候、此段帰國之上ハ、御門末へも篤と被為相達、御法義相続之実意タ、

銘々家業ニ不相障候様、一方々々相心かけ御取持可被申上候事、

別条なき事ハ何れも安心せよ、それにつけ

いよ／＼一流の法義相違なく相心得よ、なお

不遠再建の義沙汰のうへにハ、いつれも

相替らす出情(舊)取持する様、帰國の上一同ニ申伝へよ、

御直命畢、

一、枳(設)穀の御屋敷に仮の両堂御普請被 仰出、

早速相掛り申候、御本堂ハ御寺内の土手町

長因寺を引移し西向に建ル、御影堂ハ河内の国

守り口の御坊御普請中故、幸ひニ此材木を引登せ

南向ニ建ル、五間半に奥行六間程のお堂なり、

枳穀の御屋敷、南の御門より参詣いたし、東へまがる也、

極月十六日夜子ノ刻 御還座有之、折節其夜

霄より雨強く降申候て、甚以御難渋なり、乍去

安井御門跡御門前にて雨やミ申候、

善知(達如)識様御履(くつ)にて御供、其余御連枝様始、

三等御衆中・飛檐中・平僧より不残徒士立にて

御供奉なし奉る、御本尊御転輿御堂衆八人、

御真影同断、御還座相済候て、淨信寺にて

粥飯を下さる、平僧ハ仏現寺にて下さる、諸講中へ

御菓子を下さる、御行烈付の記別紙に二連あり、

当会所にあり、東殿御還座相済、其席にて、

(390オ)

(389ウ)

(389オ)

御直命

誠に今晩は無滞御還座ありて難有存する、

皆々同様てあらふ、誠に先キの月の此頃より悲歎

やすくす、胸にせまり七条の本廟もしハらく

中絶に及ふ処、幸ひに先此屋敷に移し奉りしか、

其処ハ誠に難有存する、さりながら見掛る通り

挾少にして、誠に龜末の所へうつし奉る事

甚悲歎に及ぶ、傍今夕皆々寒夜、別して

雨中にて大義に存する、尚今晩真影等へ

拝礼を申付る筈なれとも狭小、殊ニ混雜中故、

明晨朝より御戸を申付て置間、ゆるりと

拝礼を致せ、返々誠に今晩ハ大義に存する、

翌十七日御直命

誠に昨夜は両尊を始奉り、無障御還座

あらせられ、拝礼を致して難有存するてあらふ、

誠に此度の大変ハ、呉々言語に絶したる次第、深く

悲歎致す事ちや、予か心痛より門末の悲歎

心痛を押はかるに、いかはかりと存すれハ、尚更苦慮を

致候事ちや、去なから此屋敷無難につきてハ、

昨夜の御還座も出来に及ぶ事ハ忝ふ存する、

しかしながら引かへて、狭小龜末のところに安置する

事ハ、恐れ入なげき存する事ちや、夫ニ付ては

まのあたり有為転変のありさまなれハ、いよ／＼

当流の正意の趣を深く信じ奉りて、信決定の

うへより報謝の称名相喜ひ、尚更いよ／＼

法義を大切にいたせよ、

(390ウ) 一、御灰かきも霜月二十四日より始り、極月廿二日迄に片付付脱カ候様、被仰出候處、如命に相片申候、

一、焼跡へ御成被為有候日、霜月晦日・極月七日・

極月十五日・極月廿二日、以上年内四ヶ度なり、

霜月晦日御成之節、御影堂焼跡へ三州

廿八日講之幟を立、法中・同行平伏仕居處、御役人

三州廿八日講に候と言上有之候處に、無勿躰なくも

何れも大義と、御上意御座候、皆々感涙仕候、

一、古焼ケ金費同改メ覺

金銀
十九貫目余

銅
九千二百八拾八貫五百目

鉄
壹万七千八百六拾六貫五百目
鉄之分私代凡六千兩余

一、明れハ文政七甲申正月、東殿御仮住居に

して 御所様方御機嫌克、御迎陽被為在、
〔達切〕

『三河大谷派記録』(文政年間)

年始之御観式も如例に行ハせられ候て、
六日に御門末へ対し、

御直命

(391オ) いつれも數日大義に存す、誠に場所の灰かきにつけても存外早々相済、此上の事ニ存す、誠に年暮に及び、寒氣もいとハズ何れも出情出情の事、去ながら右躰の出情出情を致スニも、實に真影へ御直の御奉公を申上ると申ものなれハ、いよ／＼難有存し、尚更一世の御恩を喜び、

かゝる御時節につけても、いよ／＼王法・仁義の揻を相守り、其上にハ當流の法義をよく相心得て、油断なく法義相続いたすか、何よりの肝要ちや、

畢

一、前之御再建被為在之候時の通り、先御築地内に仮之両堂御建被為在候ニ付、御本堂ハ新規ニ

御造営にて、三月二十五日御柱立、四月十五日御棟上

被為 仰出候、御影堂之儀は、尾州名古屋
再建まへの古御堂、十七間有之候を御献上

被申上候、此堂を繕ひひろめ、御用ひ被為遊候、

御場所ハ集会所焼跡へ両堂共南向に

(392オ)

(391ウ)

相建申候、但 大堂再建の後ハ、右の

御影堂集会所に御用ひ可有之やニ奉存候、

右御影堂一色ハ、尾州一ヶ国より仕揚申候て、

他の合力ハ請不申候、此節尾州の勢ひ冷敷候、

一、光養^(宝如)君様御得度之儀、兼々ハ三月七日と

被 仰出、引続 敦^(秉如)喜光院様三十三回忌御法会、

三月十五日より御執行之御触出し御座候處、此度之

御大麥^{ニ付}、御延引相成申候所、当九月廿三日

御得度可在之旨、正月十日頃被 仰出、一同

安堵仕候、依之仮之御殿向御普請被 仰出、

御黒書院は大坂表にて切組相登せ候御規定、

御白書院は尾州名古屋にて切組、四月上旬迄^ニ

船積仕候御規定^{ニ而}、尾州名古屋御坊ハ、

殊外之御混雜之御事^ニ御座候、右^{ニ付}、荷作り繩

莫大御入用^{ニ付}、当國へ御頼^{ニ付}、三月上旬 繩

百固 平坂湊新美八右衛門殿と申問屋へ

相頼、名古屋御坊所へ積送申候、

未十二月会合

一、京都御手伝人足法^ヲ被・胸当共^ニ入用

申来候、御組合村々女人講中^{ニ而}つもぬき・

(393ウ)

(393オ)

(394ウ)

(394オ)

よりこ、多少によらす御取集被下、木綿にして少々ツ、御懇志被下、近日当会所迄御出シ

可被下候、外^ニ御手伝之三河印之轍りも、四・五本

入用と申来候、此段無御失念、近日^ニ御頼入、

急成儀^ニ御座候故、木綿会所^ヲかり入

染申候、村々女房衆へ御披露御頼上候、

一、近日御本山焼跡片付け人足、五拾人斗

のほせ可申由申来候、荷ヒ物丈夫成御同行、

壹組^{ニ而}四・五人宛も御相談之上、被遣可被下候、

此儀も御聞捨なく、今日御取極可被下候、

細切りにして千切^ニ御用意可被下候、三河^ヲ

毎日五百人も御手伝^ニ御座候、大根切ぼし

急々御頼入候、

一、味噌も此間当会所より、大樽ハ^ツ遣し候得とも、

中々行届キ不申候、此節大豆少々宛、御心當

御用意可被下候、此段御頼入候、

右之通、御組々村々御内々^{ニ而}、来ル十日

御同行中一流、当御会所へ御參集被下、

御評儀^ヲ可被下候、待入候、已上、

十一月十日

(394オ)

(395ウ) 十二月十八日、三等衆ヲ始御法中惣会合在之、
趣意 每月廿三日集会定日之事、

一、御取持一条、其組内無故障、御助成可被成
法中・同行を押斗り、大造之儀ヲ御引受
事、

(396オ) 一、御取持二付、三人・五人之了簡ヲ以、国内之
申候事、決而致間數候事

一、御小屋詰、三人ヅ、二割合可申事、
一、御取持二付、官職之高下を不論、打混て
可申上候事、

一、御得度一件、御一流御勘考之事

一、御取持二付、一己之功を立、末々 御本山ろ
御会釈等、決而請申間數事、

一、今般御取持二付、御触状相守、蜜^蜜二御用
意可被下候、

右之条々、集会之上、一定仕候、以上、

十二月十八日

法中

(396ウ)

(397オ) 正月九日会合趣意、
文政七年甲申正月吉日

『三河大谷派記録』(文政年間)

何れも今日御相談申上度事

一、御本山焼失二付、冬年ヲ御示談之通、

御灰かきも相片付申候得は、国元ヲ御手伝之御人ハ
御断申来候、人入用之節は、京都ヲ案内可有之
候間、先々御見合可被下候、尤此上京都ヲ御手伝
申來り候とも、何れも町宿ニ御手伝可被下候、御小屋
入之儀は、定詰人足之外御断申上候、

一、十一月廿四日御灰かき、初メより当國ヲも四・五百人も
御上京被下、中々御小屋ニハ行届不申、大困り入候、

右二付、極月十日二人改之所、段々下向ニ而凡百廿人
余に相成、一日ニ白米八斗五升九斗宛^{合カ}并味噌薪

諸入用、一日ニ金壱両貳分宛も入用ニ候、十一月十八日ニ
乍御見舞、同行三・四人御登り、御小屋賄ニ金貳拾兩
遣し申候所、十一月晦日迄之賄行届不申、朔日十日迄ニ
金拾両相登申候得共、中々行届不申ニ付、大晦日迄ニ

金三拾両相登セ申候様、京都ヲ申来候、尤京都

詰同行も、慥成仁物四・五人御頼置申候ハ、如在者
無之候得とも、大混雜之事故、致方無之、又候

金三拾両かり入候、極月廿三日早便ニ為登申候、
都合金六拾両、京都賄方ニ相成候事御座候、
此金子当月限ニかり入申候得ハ、組々是迄

(397ウ)

御出金之外、御世話方御割合被下、当廿日迄_二

当会所へ御出金奉御頼上候、尤会所_ニ米・

大豆とも_ニ五拾俵程も只今有之候へ共、是ハ十一月迄_二

今月迄毎日 御本山御上納、其外御見舞・

御用向之御同行中、朝から晚迄御茶漬御飯

たへ不申、御勘考可被下候、

一、極月廿五日出し書状_ニ申来候、まだ御手伝_{井ニ}

当申年中、定詰_ニ被遣候組々共_ニ、凡五拾人程も

御出之由_ニ御座候、定詰人足壱人_ニ付、一日_ニ白米

壱升として、一ヶ月_ニ三斗なり、当年閏月故、

十三ヶ月三石九斗入申候、平場白米壱両_ニ七・八斗替

として、飯米代斗り壱人前金五両ツ_ニ也、此間

申來候ハ、申年定詰八人、或ハ十人ツ_ニ、也被遣候

御組合も御座候由、拾人も被遣候御組合ハ、当月迄

毎月飯料金五両ツ_ニ、当会所迄御出金可被下候、

是_ニハ一ヶ月_ニ四升ツ_ニ、も過_ニ相成候へ共、是ハならし

相場_ニ御座候、冬年迄定詰被遣候組々ハ、此割ヲ

以無間違、當正月迄御出金可被下候、

一、当会所_ニ御留守居仕候四・五人之同行、乍恐

了簡申上候ハ、未夕仰出候も無御座御事_ニ候得者、

集りざわづくと御手伝ハ見合申候_而、国内御一統

(399ウ)

(398ウ)

(400オ)

御相談之上、当國十五組之内大組ハ定詰五人、

中組四人、小組三人、此割ヲ以御相談被下候ハ、都合

取締之處、国内_ニ而_ニ四・五拾人之定詰、只今迄之

通壱人前給金三両_ニ而_ニ、一組之内三拾村・五十村

之内_ニ而_ニ、年頃廿四・五歳迄_ニ三拾歳迄_ニ之、氣立

宜敷若イ者御見出し、御抱被遣候ハ、給金・飯米も

其組_ニ而_ニ行届可申哉_ニ候、唯今壱組_ニ而_ニ十人・拾五人ツ_ニ、

定詰候ハ、入用斗り多分_ニ而_ニ、此上十ヶ年・十五ヶ年

御出来迄ハ、御手伝無覚束と奉存候、尤末々迄_ニ之

思召御座候て被遣候ハミ、隨分難有奉存候、

一、前文之通、定詰五人・十人冬年迄被遣候御組合ハ、

当月迄飯米代割之通、無相違御出金可被下候、

一、当御会所当年迄ハ、一統之御相談_ニ可相成候へ共、

來末ノ正月迄極月迄之京定詰・暮戸炊

給金、未夕御不參之組々も御座候間、是又御勘考

被下候_而、御_ニ參之御方ハ、旧冬京都入用不足・

かり入割合共_ニ、当月廿日迄_ニ御出金之御相談、

今日無相違御取究可被下候、

右ヶ条之通、無御聞捨、今日御相談、御究

被下度奉願上候、已上、

申 正月九日

(401オ)

正月十二日御元方衆中会合

今日御集会之儀、御願奉申上、

御苦勞之程、難有奉存候、

一、京都御大変之儀も、先以御灰かきも御片付
被遊候由、追々京都方申来候間、此段奉申上候、

就夫而ハ御取持申上度儀者、数々之御事ニ候へ者、
御門主様御尊慮を御痛可被遊哉と奉恐察候、

附而者、一紙半錢之志積り、山と成御心持二而、
何卒国内一致に御心を寄セ、御取持被成下候
様御願申上度、宜敷御相談可被下候、

一、京都江も乍御参詣、御元方衆中御月番

入替に成とも、御詰メ被下候様御願申上度、右
詰所家之儀も心組有之候得者、此段宜

御示談之可被下候、

一、御再建二付而者、先年も御材木之御世話、当国

以前之同行中々被相勤、御再建第一之御用二
相立、御前江対し難有奉存候、其もふけ之

当御会所ニ御座候、

一、可相成義ニ候ハ、此度も 御公儀様、御寄附被遊候
御村山御拝領材、御再建第一之御材木、御世話方

当國同行中々御勤被成下候ハ、難有奉存候、

(401ウ)

今日御集会之儀、御願奉申上、

御苦勞之程、難有奉存候、

一、京都御大変之儀も、先以御灰かきも御片付

被遊候由、追々京都方申来候間、此段奉申上候、

就夫而ハ御取持申上度儀者、数々之御事ニ候へ者、
御門主様御尊慮を御痛可被遊哉と奉恐察候、

附而者、一紙半錢之志積り、山と成御心持二而、
何卒国内一致に御心を寄セ、御取持被成下候
様御願申上度、宜敷御相談可被下候、

一、京都江も乍御参詣、御元方衆中御月番

入替に成とも、御詰メ被下候様御願申上度、右
詰所家之儀も心組有之候得者、此段宜

御示談之可被下候、

一、御再建二付而者、先年も御材木之御世話、当国

以前之同行中々被相勤、御再建第一之御用二
相立、御前江対し難有奉存候、其もふけ之

当御会所ニ御座候、

一、可相成義ニ候ハ、此度も 御公儀様、御寄附被遊候
御村山御拝領材、御再建第一之御材木、御世話方

当國同行中々御勤被成下候ハ、難有奉存候、

(402オ) (402ウ)

乍恐 御上々も先年之姿を以、当國へ御世話

被 仰付候趣ニ、内々相聞ヘ申候、左候得ハ、金錢
之儀ニも無御心置、何卒国内一般ニ御取持

被下候ハ、難有御儀と奉存候、以上、

御上様御高慮、奉休事、無御座候哉、御勘考

之上、宜敷御相談可被下候様、奉願上候、

一、新門様御得度ニ付而者、御勅使様御入

被遊候、御殿・御座敷・御門無之候事、

一、御法事御執行ニ者、唯今東殿之御仮堂ニ而者

御勤り被遊かたく候事、

正月十二日

(403オ) (403ウ)

正月 御法中様方御会合有之候事、

正月廿三日御評議之事、

一、御仮堂・御仮御殿、御手普請被遊候ニ付、
国内組々法中・同行右御普請為覚、

無用金錢取集メ上納可仕事、

一、二月々御法中御兩人宛、御上京月番ニ

御出勤可被成一定之事、

一、御法中京都御詰所元方中と打済シ、
御相談被成度思召之事、

一、二月四日国内同行中集会之儀、御本山様

二月十九日示談趣意書之写

御殿向不残、御台所迄、御公儀江御延引付、右峯数七ヶ所、御手普請相成申候付、

大工壱組二面壱人宛、御寄進之引請相談、相極申候、則飯米作料共々、その組名仕立可

申との御事相成り申候、

二月十六日示談

此日ハ 歆喜光院様御祥月御法事付、

例年之通、御使僧本乗坊様御入御執行故、同行數多參詣有之候処江、京都詰所より

早状到来、披見及び候処、御普請付、御材木京都中御買上

被為在之候御事故、良材不足してハ御はかとり

無之付、惣会所而相談之上、当國より挽木

材木伐立、早々元船壱艘も為登申候様申來候、右付、小川組・山内組の衆中も相見得申候付、早速

相談及申候所、所詮集メ材木ハ、急之間に

合不申候付、能山を見立、買取申候而、早々伐立可申候由、示談いたし、右之衆中ハ、急キ山内江

被帰申候、跡而、諸組へ文通を以告しらせ、来ル十九日十五組集会仕、評義可及候と其趣、

組々江掛合及申候、

(404オ)

(404ウ)

(405オ)

(405ウ)

一、今般御本山御仮御殿・御門、其外御棟数も夥敷御普請ニ御座候、尤御仮とハ乍奉申、見事なる様の木御撰ミ之御材木故、京都中御買上被遊候而、調兼申候間、大坂表迄も御吟味有之候付、京惣会所而御示談有之、當國名も檜木五寸・六寸并大角たけ壱丈名壱丈五・六尺迄之所、元船に壱艘も積登申候様、京惣会所より申参り候付、山内而買付、根伐り相掛り可申と取急キ申候所、又候一昨十七日京詰所名早飛脚到来仕候而、九月上旬迄皆御成就無之候而者、御得度御差支相成候事候得者、唯今根伐り仕候材木、京着仕候迄ハ、海上之事候得者、余程日限可相掛や難斗候、若延着仕候而者間合不申候間、可相成たけ京坂之内而御都合可被成候間、先買入山ハ見合可申旨申来り候、尤御献木被成候思召之御方ハ、思召次第ニ御座候、殊ニ白書院は尾州而切組為相登、御黒書院は大坂而切組被為登候趣ニ御示談相究候、夫ゆへ大工も右ニ準じ見合す、又々評議次第可申遣候間、夫迄ハ万時着留候様申来り候、左様御承知可被下候、乍併日数

(406オ)

組々江掛合及申候、

わすかの中に、御太造成ル御普請御座候得ハ、何時

如何様之御用、被仰付候も難斗候間、油断ハ相成

不申、兼而其御心組被成置可被下候、夫付而も第一之

肝要ハ、丸印御座候得は、常々此所御含置可被下候

様奉希候、併何事も荒涼取沙汰仕間

敷候旨、再三被仰出候間、隨分物しつかに御取持

専一之御事候、

一、此度惣会所御開起付、御取持御門末中、心得

之趣七ヶ条を以被仰出候、法海嗣講演説被下候由候、

御趣意ハ御取持片より、法義安心をワキ致シ、

或ハ御法義相続片より、御取持之作業をワキ

致候者、ともに御正意ハ相叶ひ不申候間、御法義

相続と御取持とハ、一躰と相心得可申旨、被仰出候、

此義ハ兼々御直命之度毎に被仰出候間、此

御尊慮相背かぬ様仕度奉存候、御法義相続と

御取持とハ、車の両輪のことく可相心得との御事、

専要之御事奉存候、以上、

右之通り数多認メ、来集ノ人々江相渡申候、

筆者

淨惠
淨泰
武右衛門

(407オ)

(406ウ)

一、当定詰所隣家二かひ之儀も、先年之

通り越後国より預付、相渡申候、甚困り

入候、右付御法中様何卒御宿替被成下

候様、御集会之節御嘶シ可被下候、且今而

五人様御出御逗留ゆへ、皆々心遣ひ御ざ候間、

何卒申分無御座内、能々御相談被下、売家

もあり、又かり家も有之、思召次第御相談、

御取持可申上候、此節御樂御心安キ御方様

斗而、遠慮も不仕相暮シ居候得共、諸事

心遣イ候間、此儀者無御捨置、御集会御相談

被成下、御極置可被下候、御飯米・味噌之義ハ、

御都合次第御相談可申上候、以上、

申二月十七日 京三州詰所同行中

二月廿三日御法中様方御集會付、口上

書ヲ以願上候、書付左相認メ置候、

乍恐奉御願上口上之事

今般御本山御焼失付、国内御三等様

始メ、御法中様御一統、毎月廿三日御本山

御取持付、當御会所江御集会被成下、国内

組々同行一流、難有奉恐悦、右付、當

会所之小寄講、毎月三日と八日御座候處、

(408ウ)

(408オ)

(407ウ)

何卒此八日之小寄、廿三日仕、当国十五組之

同行当日ニ、御集会之御法中様之内ニ而

御法座御出勤御願申上度候、左候得者、

御法義御相続、同行一同難有奉存候、

何卒、来ル三月廿三日迄當極月廿三日迄、

十一ヶ月御相談之上、御極メ被成下、御招請之

御寺号御記置被成下候様奉願上候、以上、

申二月廿三日
当御会

惣代同行中

惣御法中様

右之願御聞済被成下、難有奉存候、

組々御同行様御願上候口上之事

一、今般京都 御本山御焼失付、諸国共京都江

定詰・御手伝申上候処、御年限長キ御事ニ候へ者、
御白砂惣会所よりも、当國女人中ヘ蚊帳

壹張御頼之事ニ候、当國詰所ニ而も

御三等様始、御法中様・同行一流、蚊屋^(紙)・蒲團

出来候様御願申上度候、去ル十一月廿日頃より極月迄、

かく蒲団致候所、損料拾八貫文相払申候、

若急ニ御再建も始り候得者、十ヶ年余も

相掛り候内、夜具無之候而者、御互ニ御手伝に

(409オ)

(409ウ)

御上京被下候而も、甚困入申候、此段御勘考
被下候而、何卒新蒲団者不及申、古ふとん

ニ而も宜敷御座候間、成ル丈、御出情御取持

被下候様奉願上候、此旨男女御同行様方、

御汲わけ被下度奉希候、以上、

申三月
御会所

組々御同行中様

女人講中様

國中同行集会

申三月廿八日評定趣意

一、当会所詰役之義、十五組之内ニ而一ヶ月交

代ニ御勤メ被下候様、年々張札を以御頼申上候ヘ共、

是迄御出勤も無御座、等閑ニ打過候事ニ候処、今般

御本山御焼失付、旧冬より御上納金、猶又

京都・暮戸両会所諸入用金も相重り候事ニ候、

尤金子出入者、毎月帳面相改取計ひ申候得共、

諸用向繁多ニ御座候付、愚子老年申、其上不遠

御再建も被仰出候ハ、年数も永々相掛り

申義ニ御座候間、此段御勘考被成下、来ル四月迄

闕取ニ被成候而、組々ニ御出金被下、一ヶ月宛ハ賄

可被下候奉願上候、尤不案内之儀者、是迄御留主

(410オ)

(410ウ)

居仕候者共々、御案内申上候而御差支二不相成様

可仕候、左候得者、毎月晦日二者金銀出入、御上納候每二相分り申候、左も無之候而者、永々の御再建

中行届キ申間敷と奉存候、先四月より相始組々ニて、一ヶ月宛御賄可被下候、此義今日第一番に

御評議被成下、御取究被下候様願上候、以上、

右之通申出候処、何れも尤之筋と相聞済有之、則月番左二相定申候、

申ノ年月番

(411ウ)

八月	七月	六月	五月	四月	上野組 山内組	閏八月 高橋組	高落組	乙川組 吉良組 東城組	上野組 山内組	高橋組 吉良組 東城組	高落組	乙川組 吉良組 東城組	上野組 山内組	高橋組 吉良組 東城組	高落組	正月
矢作組 豊川組	岡崎組 宝内組	小川組 箕輪組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	正月

『三河大谷派記録』(文政年間)

西ノ年月番
(412オ)

正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	上野組 山内組	高橋組 吉良組 東城組	高落組	乙川組 吉良組 東城組	上野組 山内組	高橋組 吉良組 東城組	高落組	矢作組 豊川組	岡崎組 宝内組	小川組 箕輪組	高力組 知立組
矢作組 豊川組	岡崎組 宝内組	小川組 箕輪組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	高力組 知立組	正月												

右之通相定申候、以上、

四月廿三日御法中三拾貳ヶ寺着帳、
京都御詰所借家之御示談御座候、
御勸化、八万之法藏之御文御讚台マツ二而、
あしのや安楽寺様御教化一席也、

申四月京都惣会所諸国同行中

七箇条之御請書写し

御請奉申上候口上覺

(413オ) 一、旧冬御大変付、諸国御門末一同打驚、
追々罷登リ御取持申上候付、当惣会所

被為遊御構、私共江心得誤無之様、

御書立并御条目を以、今般御焼失

付而も、弥増御法儀相続肝要被為思召

候との御趣意、御講者様方江具御演説

被為仰付候段、一同拝聴仕難有奉敬承候、

夫付私共、是迄相心得罷有候者、此度之

大変付御取持申上候ハ、只世間名聞之

心中而誠一大事の後生を打忘れ、

我慢勝他之心得相成罷有候處、我往生の

善知識様、深ク被為有御尊慮、日々

深重の御教示被為仰付候段、一同

徹心根御慈悲之至、難有奉敬承候、

依之自今已後、日頃之心中を翻し、

弥後生之一大事を心かけ、信決定之

上より報謝之称名相励ミ、尚又帰國の

上ハ、同行相互及示談、御法義相続之

上より、王法、仁儀之道理を相守り、家事・

農業不相障様、一期を限り相嗜み、報

恩之実意より御取持可申上候、右之通

心底相改、今般被為仰出候、御書并

御条目之御趣意、急度相守リ、毛頭違反

仕間敷候、依て御請状如件、

文政七年申四月日

諸国詰所同行連名

七ヶ条御請書、先へ書留前後仕候、則七ヶ条

御趣意相印置申候、

御書立七ヶ条之写

今般御焼失付、御門末中遠近ヲ論

せず、早速上京有之、御機嫌ヲ被相伺、尚又

御守護旁各々越年在京有之、日々相会所へ

被相詰、御番筋談合有之由、御聴たつし、

奇特之至り不浅、御満足思召候、就夫別紙

ケ条之通り、御法義御引立ハ勿論、以来御取持

方万事付、御門末心得之趣、講者へ演説

被仰付候間、一同打潤ひ御法義御相続之

實意々、御取持被申上候事、下問宮内卿(類附)

申正月 下間治部卿

(414ウ)

上より、王法、仁儀之道理を相守り、家事・

農業不相障様、一期を限り相嗜み、報

恩之実意より御取持可申上候、右之通

心底相改、今般被為仰出候、御書并

御条目之御趣意、急度相守リ、毛頭違反

仕間敷候、依て御請状如件、

文政七年申四月日

(414ウ)

(415オ)

栗津因幡介
(元好)

川那部帶刀
(邊宗延)

一、今般御焼失付ても、弥増法義御相続
肝要思召候、依之僧俗一同御取持、
在京中ハ別而無油断、御法義筋相互二
談合可有之事、

一、御代々御本廟御相続之御本意ハ、一昨
年以御書、御門末一同江御教化被成、
被下候得者、右之御趣意忘却有之間敷事、

一、御本山御取持之儀者、万事付御法義
相続之上之御取持候得者、御法義相続と
御取持と一躰之儀ハ勿論候得共、尚又
心得違ひ無之様可相嗜事、

一、御焼失付も、御化導暫も御滞り

無之御事候段、全ク治世の国恩候得者、

尚又王法・国法を可重事、

一、御末寺之面々ハ、兼々被仰出候通り、不律・

不如法之振舞無之様、相慥(猶)ミ可申義ハ

勿論、御取持付、官職之高卑を不論、
学解之勝省不拘、惣会所おるて心底

之程、無腹藏及示談、且又帰國之上は、

『三河大谷派記録』(文政年間)

(417オ)

一、大寢殿

十三間拾四間、今垂木打土イふき、

(416ウ)

右之条々堅ク違犯有之門鋪者也、
申正月

右者、文政七年申正月十五日、京都御場所
之内、惣会所江被仰出候也、
是又当に写置候處、失念仕候故、差置可申と
奉存候へ共、先此忝く印置申候左之通り、
御普請只今御建被遊候軒數之覚

一、御本堂 拾壹間四面、今御瓦ふき、壁塗、
(堂脱力)

一、御影堂 武拾間四面、名古屋古御九間、
御ヒロケ、今垂木打取掛り、

一一〇七

前段之御趣意、御門末一同江行届き様、
無油断可相伝事、

一、御門末之面々御取持付、我慢勝他
之心ヲ以テ身分之高下を論し、一己之僻

案を相募り申間敷事、尚又念佛の
行者不似合之振舞於有之ハ、見聞次第

無遠慮、示合急度相改可申事、

一、於当席無益之雜談、高声の戯論、是を
禁ス、尚聊之事たり共、不取留事荒涼二
申間敷事、

(416オ)

一、御白書院 九間^ニ拾壹間、名古屋^ニ而御切組、追々

着船、今足代小屋組出来、

一、御黒書院 九間^ニ拾壹間、大坂^ニ而御切組、御足代小屋

高ふき、石場石、大坂^ニ而切組、追々御庭着、

一、南御殿 拾八間^ニ拾五間、名古屋^ニ而切組、足代小屋

根出来、追々着船、

一、同曲尺ノ手御殿 拾間^ニ拾八間、右同断、

一、御台所 拾六間^ニ拾三間斗、今垂木打、土井ふき、

一、女中御部屋 只今右梁、名古屋^ニ而切組、追々大坂へ着船、

一、御玄関 今石築相濟、足代出来、今小屋組、

一、御集所 (会脱カ) 今垂木打土居ふき、十六軒斗^ニ見へ申候、

一、外廻り 御築地、南方より高屏御取掛り、

一、所化寮 長貳拾間横三間、梁二ヶ所、下間様

御屋敷^ニ御建被成候、

一、御土蔵 御台^{〔所脱カ〕}東^ニ御建、御小屋出来、

惣会所八間^ニ拾貳間、

寄講会所五間^ニ七間、

やけ金よりわけ長屋式拾間之船

右之内幅四尺^ニ長屋式拾間之船

やりわけ船式艘^ニ而より訣申候、

一月^ニかね百五拾日出ル日も有、百貫目出る日も有、

(417ウ)

(418オ)

(419オ)

五拾貫目出る日も有、炭ハ日々五拾俵ツ、出来、
吹詠鍛冶相立、日々ふきわけ申候、右炭かけ金
之山ゆりわけ、十一月迄も相掛り可申との御事、

右之外、御作事役所・御白砂中役所、一々の御
作事小屋・御すさ切之小屋、其外新御屏風、

百双 三十双ハ金屏、 今御張立被成候事^ニ御座候、
七十双ハ^并屏、

七月五日夜酉ノ刻、仮の両堂江

御遷座相濟、引続仮ノ

大寝殿^ニライテ御礼有之、下間氏

口上、

諸国門末御遷座無滞被為相濟、

一同難有奉存まする、

御直命

今晚遷座も無滞相濟置、忝存する、

先々安慮致す、誠ニ両堂すみやかに
成就候事、全以門末之一同の出情^{〔精〕}

のゆへと満足する事ちや、附^而ハ弥々
無油斷御法義相続致シ、尚又心得違

なく、此上神妙^ニ出来いたすやう、

畢

右御礼相済、諸所江帰り候節ハ、
七ツ時ニ相成申候、

〔墨付ナシ〕

(419ウ・420オ)

上納所国分

(420ウ)

一、金七百五拾両壹歩

四匁四分六厘

山城

一、金五拾四両貳分一朱

大和

七分式厘

一、金百五拾八両貳分

河内

三匁三分壹厘

(421オ) 一、金百六拾三両二分三朱

和泉

武匁壹分五厘

一、金千六百六両三分貳朱

摂津

四匁六分九厘

一、金壹両貳分壹朱

伊賀

三匁五分五厘

一、金四百八拾貳分三朱
〔兩脱力〕

伊勢

壹匁壹分六厘

『三河大谷派記録』(文政年間)

一、金千六百貳拾貳両壹分二朱 尾張
壹匁貳分三厘

一、金千八百壹拾両貳分壹朱 三河
武匁三分一厘

一、金九両壹分三朱 遠江

一、金三分一朱 駿河

一、金貳分貳朱 甲斐

一、金九百九拾壹分貳朱
〔兩脱力〕 駿河

一、金九百九拾壹分貳朱 近江
壹匁一分五厘

一、金貳千三百六拾四両壹分二朱 武藏
三匁四厘

一、金九百八拾貳分三厘 近江

一、金九百八拾貳分三厘 美濃

一、金九百三拾八両三分三朱 飛驒

一、金貳拾貳三分貳朱 信濃

五匁四分五厘

一、金貳両三分ト 下野

九分七厘

(422オ)

(421ウ)

一、金貳千三百六拾四両壹分二朱 武藏
壹匁貳分三厘

一、金九百九拾壹分貳朱 近江

一、金九百九拾壹分貳朱 駿河
壹匁一分五厘

一、金九百九拾壹分貳朱 近江

一、金九百九拾壹分貳朱 美濃

一、金九百九拾壹分貳朱 飛驒

一、金九百九拾壹分貳朱 信濃

六匁三分九厘

一、金貳拾貳三分貳朱 信濃

五匁四分五厘

一、金貳両三分ト 下野

九分七厘

一、金貳百四拾九兩壹分貳朱 山城

壹分七分壹厘

一、金拾八兩

壹分八厘

大和

一、金百貳拾三兩三分貳朱 河内

三分四分七厘

一、金貳拾五兩壹分

一分九分一厘

和泉

一、金百五拾三兩壹分貳朱 摂津

七分三厘

一、金四百貳拾貳兩三分朱 大坂

六分

一、金壹分 壱分九分九厘

伊勢

一、金貳百六兩三分朱

六分

一、金五百六拾五兩貳分貳朱 尾張

五分三厘

一、金六百兩壹分貳朱 三河

五分三厘

壹分貳厘

一、金貳兩貳分ト 遠江

三分五分五厘

『三河大谷派記録』(文政年間)

(427ウ)

一、金貳拾五兩壹分貳朱 河内

三分四分七厘

一、金貳拾五兩壹分 計

一分九分一厘

一、金百五拾三兩壹分貳朱 摂津

七分三厘

一、金四百貳拾貳兩三分朱 大坂

六分

一、金壹分 壱分九分九厘

伊勢

一、金貳百六兩三分朱

六分

一、金五百六拾五兩貳分貳朱 尾張

五分三厘

一、金六百兩壹分貳朱 三河

五分三厘

壹分貳厘

一、金貳兩貳分ト 遠江

三分五分五厘

武六分

(428ウ)

一、金七百拾九兩三分貳朱 甲斐

九分八厘

一、金貳兩也

常陸

一、金三百四拾四兩貳朱 下総

江戸

一、金三百四拾四兩貳朱 武藏

骏河

一、金三百四拾四兩貳朱 甲斐

信濃

一、金六百三拾貳兩壹朱 美濃

飛驒

一、金六百三拾貳兩壹朱 近江

三河

一、金六百三拾貳兩壹朱 信濃

信濃

一、金六百三拾貳兩壹朱 陸奥

信濃

一、金六百三拾貳兩壹朱 三河

三河

一、金六百三拾貳兩壹朱 四分四厘

三河

一、金六百三拾貳兩壹朱 二分四厘

三河

一、金三分壹朱 一分六厘

若狭

一、金百六兩三分ト

越前

四分五厘

三匁壹分四厘

賀^加

一、金貳兩三分
武匁貳分武厘

紀伊

一、金三百拾三兩壹分

能登

一、金壹分壹朱
武匁貳分武厘

阿波

一、金貳百貳兩三分朱

賀

一、金三拾四兩貳分
三分四厘

讃岐

一、金貳百五兩三分貳朱

越中

一、金三拾九兩壹朱
三分三厘

伊予

一、金三百六兩壹朱

越後

一、金壹分八厘
壹匁一分八厘

筑前

一、金六兩貳分貳朱

佐渡

一、金七兩貳分
壹匁九分九厘

筑後

一、金九兩貳朱

但馬

一、金百三拾九兩壹朱
三分三厘

豐前

一、金壹分壹朱

丹波

一、金五拾五兩
壹匁八分

肥前

一、金三兩貳朱

因幡

一、金拾壹兩三分
壹匁四分

筑後

一、金百六拾八兩三朱

出雲

一、金三兩壹朱
壹匁八分

豐前

一、金五百三拾八兩三朱

播磨

一、金八兩貳分貳朱
武分八厘

肥後

一、金五百三拾三兩三朱

安芸

一、金五百三拾九兩貳分一朱
五拾八匁九分七厘

一、金五百兩壹分

備前

(430才) 一、金五百六拾八兩三朱

安芸

(429ウ)

(430ウ)

御用場国分

(431ウ)

一、金九拾九兩三步

山城

一、金六兩壹分貳朱

大和

一、金拾六兩三分壹朱

河内

一、金拾三兩貳分貳朱

和泉

一、金百五拾三兩

攝津

一、金九拾五兩

伊勢

一、金貳百七拾九兩三分壹朱

尾張

一、金三百七拾四兩貳步貳朱

三河

一、金六兩也

遠江

一、金壹兩三分貳朱

駿河

一、金貳步

甲斐

一、金貳分貳朱

下総

一、金貳百八拾八兩三分

武藏

一、金百六拾四兩三分一朱

近江

一、金貳百六拾三分貳朱

美濃

飛驒

〔墨付ナシ〕

(439オ) (433オ~438ウ)

一、文政年度本山ノ御再建、諸國ノ

『三河大谷派記録』(文政・安政・文久年間)

門葉打揃ヒ報謝ノ懇志ヲ運ビ、

両堂・大門ヲ始メ、大寢殿・白書院・

黒書院等悉ク落成相成ル、

一、安政二年六月四日、万年寺通りヨリ出火シ、

折柄ノ風ニ煽ラレテ、御影堂ニ重屋根ニ

燃ヘ移リ、両堂ヲ始メ一山ノ堂宇建物ハ

再ヒ焼失ノ悲運ニ遭ハセラル、実ニ

有為転変ノ語ニ洩レス、昼夜六時

法雨ノ潤ヒシ七宝ノ法林モ、忽チ無

間ノ火炎ニ化シ、僅カニ御真影、其

他什法寶物ノ御避難アリシノミ、

一、宗祖聖人六百年御遠忌ノ年時モ、

瞬間ニ差迫ラセタル折柄ナレハ、両堂御

再建、続キテ大門・白書院・黒書院等、

御造営ニ御着手遊バサレ、安政五年、當

国吉田御坊、今ノ豊橋別院本堂ヲ、

〔西三河〕
西参鶴ヶ崎、山本篠松氏所有ノ地ヲ

借受ケ船積トナシ、大坂港ヲ經テ京都

ニ運搬シ、遂ニ十一間四面ノ阿弥陀堂ヲ

建立シ、爰ニ全ク諸宇完備ス、其取

毀チタル吉田御坊跡ハ、味崎願正寺ノ

(440ウ)

(440オ)

(439ウ)

(442ウ) 庫裡ヲ求メテ、本堂一修補シ五尊ヲ

安ズ、當時ノ世話方ハ、土井太田林左エ門・

太田磯右エ門・日名佐野万右エ門・大門石

川義兵衛・高取神谷伝七・杉原為助・

野村安右エ門・後藤太助等ノ諸氏ニシテ、

日夜寝食ヲ忘レテ尽力一方ナラス、抜群ノ

功労者ナリ、

一、文久^元三年三月十八日ヨリ二十八日マテ、十昼夜

(441ウ)

宗祖聖人六百年ノ御遠忌御修行、

御当代ノ善知識ハ嚴如上人ニシテ、前

門跡達如上人・新門跡現如上人毎座

御出仕、諸国ノ善男信女ハ、遠近ヲ問ハス

老少ヲ云ハス四來雲集、報謝ノ誠ヲ尽

シ歎喜ノ涙ヲ流シテ、難値ノ勝縁ニ遇ヒ奉ル、

一、元治元年伏見騒動起リ、焚火ノタメニ本

山ノ堂宇ハ、第三回ノ御焼失、御老体ノ達

如上人ハ山科ヘ、嚴如上人ハ大谷ヘ、現如上人ハ

岡崎ノ別院等、夫々移御遊ハサル、去ハアレト、

御崇敬ハ片時モ忽ガレニスヘカラサレハ、焦土尚

サメザルニ、五間四面ノ阿弥陀堂、九間四面ノ御

影堂ヲ繩シバリニテ、御仮堂御造営、僅

(442オ)

カニ五尊ハ雨露ヲ凌カセラルニ止メ給フ、

一、慶応元年十一月四日、達如上人御遷化、

御年八十六歳、枳殼邸ヨリ御出棺、七条ノ

畠地ニ於御葬儀御執行、上人ノ御一代

数多ノ御難ノ蒙ラセラル、只々恐レ入ルヘキ事ノ

極ミニコソ、

(443ウ)

一、明治四年三月六日夜、赤松本樂寺安藤見

慶師ハ、小川蓮泉寺石川台嶺師ノ門ヲ叩キ、

大浜藩中ニ起ル廢仏毀釈・寺院ノ廢合事件ニ

付議事ヲ擬シ、教徒ノ一大事、国内ニ於ケル

大法難捨置クベキ時ニアラスト、七日三河国内ノ

各寺ニ急告シ、八日当暮戸会所ニ大

集会ヲ開キ、議歩愈々進ミ、酒一樽ト生豆

腐一百挺ヲ野村安右エ門ニ命シテ、意氣欲

ニ昇リ、忽チ三十余名ノ血誓連判ノ有志ヲ

得ルニ至ル、而ルニ力石如意寺老ハ、有志者ニ

対シ大音声ヲ以テ、青年若輩ノ血氣ニハヤリ、

軽舉ノ所為アルヘカラサル旨ヲ述ヘ、之ヲ制止

センモノト注意ヲ促カサレシモ、一端騰リシ氣焰ハ

失セス、先ツ五尊ニ灯火ヲ点シ香ヲ焚キ、台

領師ノ調声ニテ正信偈三首引ニテ、如来大悲

(444オ)

ノ恩徳等ノ一首ヲ結讚トシテ、キトモ殊勝ナル

御暇勤行ヲ修シ、懇^ニ拜礼シテ座ヲ去リ、其

夜三時頃一同ハ発足ナシヌ、途中ノ処々ニ

待チ受ケシ俗人ハ加ハリ幾百名トナリ、翌日午

後二時頃、鷲塚蓮成寺^{少_事}ニ着シ、折柄出張

中ナル菊間藩ノ正參次三人ハ、片山宅^ニ在リ

シヲ以テ、問答數刻、勇ヲ鼓シタル農民ノ

連中、予テ用意ノ竹槍ヲ以テ、彼ノ一人ヲ刺

殺ス、事ハ益々重大^ニ及ヒ、遂^ニ台嶺師始メ

連累ノ僧俗捕ハレ刑^ニ処セラレ、台嶺師ハ

十二月二十五日斬首、力士城ヶ崎ハ絞首、星川

其他何レモ十年・三年・二年ノ懲役ヲ申渡サル、

一、明治五年十二月三日ヲ以テ、陽曆明治六年

一月一日ト改正發布サル、

(445ウ)

一、明治六・七年頃三河国内ノ門徒ヨリ、本山ヘ
十三窓土蔵ヲ寄附ス、九久平^ニテ仮立ノ

日ハ、投餅・呈酒、取持同行雲ノ如ク集リ来リテ、
殊ノ外ナル雜踏ヲ極メ、宗教ノ面目ヲ博シ、

国内ノ一致ヲ誇リヌ、梅ヶ坪伊右エ門・下市場
安兵衛・鈴木永六・中島善六・鈴木友蔵・

中島觀光ナド時ノ世話方ナリ、而シテ鶴ケ

(446オ)

『三河大谷派記録』(文久・元治・慶応・明治年間)

(444ウ)

ノ恩徳等ノ一首ヲ結讚トシテ、キトモ殊勝ナル

御暇勤行ヲ修シ、懇^ニ拜礼シテ座ヲ去リ、其

夜三時頃一同ハ発足ナシヌ、途中ノ処々ニ

待チ受ケシ俗人ハ加ハリ幾百名トナリ、翌日午

後二時頃、鷲塚蓮成寺^{少_事}ニ着シ、折柄出張

中ナル菊間藩ノ正參次三人ハ、片山宅^ニ在リ

シヲ以テ、問答數刻、勇ヲ鼓シタル農民ノ

連中、予テ用意ノ竹槍ヲ以テ、彼ノ一人ヲ刺

殺ス、事ハ益々重大^ニ及ヒ、遂^ニ台嶺師始メ

連累ノ僧俗捕ハレ刑^ニ処セラレ、台嶺師ハ

十二月二十五日斬首、力士城ヶ崎ハ絞首、星川

其他何レモ十年・三年・二年ノ懲役ヲ申渡サル、

一、明治五年十二月三日ヲ以テ、陽曆明治六年

一月一日ト改正發布サル、

(445オ)

『三河大谷派記録』(文久・元治・慶応・明治年間)

(446ウ)

崎ヨリ船便トナシ、京都ニ運送シ建築セリ、
当地方ニテモ、岡本重兵衛・樅山市右衛門・
岡本広吉・岡本文助・杉原為助・後藤
太市・野村安右衛門・永田藤四郎・鈴木
孫藏等ノ諸氏ハ尽力一方ナラス、餅ヲ投ケ
酒ヲ配シテ人気大ニ振フ、

一、明治九年、本山ヘ手水鉢ヲ寄附ス、即チ小呂

山ヨリ発掘シ、岡崎覺恩寺境内ニ於テ、石工

之ヲ成就シ、車ニテ菅生川ニ送リ、河船二艘

ニテ、途中米津同行ノ希望ニ依リ、観覽ヲ

許シ、亀崎ヨリ親船ニ積替ヘ京都本山ニ送ル、

一、明治九年、地租百分ノ三事件ニ就テ、三重

県下ノ農民大暴動ヲナス、

一、明治九年十一月二十八日ヲ以テ、宗祖聖人ヘ

見真大師ノ謚号ヲ賜ハル、

一、明治十年十一月ニ、西南ノ役アリ、

名古屋守綱寺所蔵ノ一切

経ヲ、代金四百円ニテ當場ヘ謙リ受ケ、経

蔵ヲ建立シ之ニ納ム、第十二組池田ノ中島

觀光・永田藤四郎・野村安右衛門・杉原為

助・後藤太市・越前朝倉堅道・加

一一五

藤正道・小川宗恵・前島惠觀・滝川賢城・土屋觀順・
徳願寺・鈴置善平等共ニ、周旋ノ勞多カリシ人々ナリ、

(448オ) 一、同年頃、当場ニ示談所ヲ建築セリ、

世話方野村安右エ門・永田藤四郎・鈴木永六・後藤太市・藤井藤吉・杉原為助・
神谷龍助等數名、

一、明治十二年、本山両堂御再建御発示、

一、明治十二年四月、起工式御举行、

一、明治十二年三月、見真ニ一大字ノ勅額並、
蓮如上人ヘ慧燈大師ノ謚号ヲ賜ハル、

一、明治十二年八月、双幅御影当場ヘ御

内陣・余間改築ノ件ヲ議シ、即チ国内

内陣・余間改築ノ件ヲ議シ、即チ国内

内陣・余間改築ノ件ヲ議シ、即チ国内

内陣・余間改築ノ件ヲ議シ、即チ国内

内陣・余間改築ノ件ヲ議シ、即チ国内

内陣・余間改築ノ件ヲ議シ、即チ国内

木仏本尊・謚号御影、御入仏御奉安

申上ク、當時重ナル世話方ヲ列記セハ、後藤

太市・上原平三・野村安右エ門・鈴木永六・

永田藤四郎・杉原為助・鈴木孫造・中

根幸七・神谷龍助・石川八兵衛・藤井藤

吉・中根治郎吉等ニシテ、外数名ノ尽

力セラレシ同行、一々記スルニ違アラス、

一、明治十三年、本山御再建ノ用材トシテ献

木、杣ノ木・松ノ木等、第十二組ヨリ矢作川ヲ

利用シテ流木シ、日々各村落ヨリ御取持チノ

同行大多数ニテ之ヲ手伝フ、此際、暮戸野

村吉右エ門・中園鈴木幸吉・山崎後藤善助

ノ三名ハ、水勢ニ引込マレテ遂ニ溺死セラル、実

悲惨ノ状、目モ当テラレズ、

一、明治十四年、本山両堂ノ製瓦ヲ、幡豆郡古

新田ニ設ケ、三河御門ノ懇志ヲ以テ寄附

シ奉リ、本山ヨリハ使僧トシテ、藤九郎・讚岐

脇屋大順・広島桑門志道ノ人々派遣セ

ラル、毎月十六日、当示談所ニ集合シ、信不信

ノ沙汰ヲナシツ、上納金取纏メ、瓦土持等ノ

人夫ハ、国内同行、弁当持參ニテ御取持

ヲナシ、五カ年間ニシテ製瓦ノ工事終ル、

一、明治十七年、御影堂ノ製瓦落成ニ付、現

場古新田ニ於テ、鬼瓦ノ組立ヲナシ、御門

永田藤四郎・杉原為助・中

根幸七・神谷龍助・石川八兵衛・藤井藤

吉・中根治郎吉等ニシテ、外数名ノ尽

力セラレシ同行、一々記スルニ違アラス、

一、明治十三年、本山御再建ノ用材トシテ献

木、杣ノ木・松ノ木等、第十二組ヨリ矢作川ヲ

利用シテ流木シ、日々各村落ヨリ御取持チノ

同行大多数ニテ之ヲ手伝フ、此際、暮戸野

村吉右エ門・中園鈴木幸吉・山崎後藤善助

ノ三名ハ、水勢ニ引込マレテ遂ニ溺死セラル、実

悲惨ノ状、目モ当テラレズ、

一、明治十四年、本山両堂ノ製瓦ヲ、幡豆郡古

新田ニ設ケ、三河御門ノ懇志ヲ以テ寄附

シ奉リ、本山ヨリハ使僧トシテ、藤九郎・讚岐

脇屋大順・広島桑門志道ノ人々派遣セ

ラル、毎月十六日、当示談所ニ集合シ、信不信

ノ沙汰ヲナシツ、上納金取纏メ、瓦土持等ノ

人夫ハ、国内同行、弁当持參ニテ御取持

ヲナシ、五カ年間ニシテ製瓦ノ工事終ル、

一、明治十七年、御影堂ノ製瓦落成ニ付、現

場古新田ニ於テ、鬼瓦ノ組立ヲナシ、御門

(449オ)

(448ウ)

(450オ)

(449ウ)

跡台下御下向ノ上、一般門徒ニ對シ拝観

ヲ許サル、

ノ全部ヘ配付セリ、

一、明治二十一年八月、御影堂ノ瓦葺人夫・

瓦職等ハ、三河国内ニ於テ御引受ケ申上ゲ、

翌二十二年五月九日ヲ以テ、上棟ノ式典ヲ

御举行遊ハサレタリ、

一、翌十八年、両堂ノ製瓦焼上リ、十九年
ノ春、阿弥陀堂ノ鬼瓦ヲ當場ニ於テ組
立テ、御門跡台下御下向被為遊、一般門
徒觀覽ヲ許サレ、台下ハ三河門末ノ懇
念ノ厚キニ、殊ノ外御満足ノ御沙汰アリ、

其後組立タル瓦ヲ數個ノ箱ニ納メ、野村

安右エ門・二村甚十・杉原為助・永田藤四郎・

細井幸右エ門・太田善造・野村源藏・中

根倉次郎・中根善吉・高橋源七・近藤

安蔵・細井松造・杉浦又吉・中村惣右エ門・

岩月清吉等諸氏ノ尽力ニテ、京都本山

マテ送ル、此製瓦予算五十万円ニシテ、門

徒一戸拾武円五拾錢ノ割当ニテ、五ヶ年ニ

分納、年額式円五拾錢宛ヲ納ム、送瓦ノ際、

外ニ金壺千五百円ヲ御再建費トシテ上納

ス、古新田ナル製瓦場跡ハ記念トシテ石

碑ヲ建設シ、瓦形等ハ當場ニ保存ス、製

瓦落成ノ記念トシテハ、扇子四万本ヲ別製

シ、製瓦ノ実況ヲ写シテ、一本宛国内御門徒

(451ウ)

立テ、御門跡台下御下向被為遊、一般門
徒觀覽ヲ許サレ、台下ハ三河門末ノ懇
念ノ厚キニ、殊ノ外御満足ノ御沙汰アリ、

其後組立タル瓦ヲ數個ノ箱ニ納メ、野村

安右エ門・二村甚十・杉原為助・永田藤四郎・

細井幸右エ門・太田善造・野村源藏・中

根倉次郎・中根善吉・高橋源七・近藤

安蔵・細井松造・杉浦又吉・中村惣右エ門・

岩月清吉等諸氏ノ尽力ニテ、京都本山

マテ送ル、此製瓦予算五十万円ニシテ、門

徒一戸拾武円五拾錢ノ割当ニテ、五ヶ年ニ

分納、年額式円五拾錢宛ヲ納ム、送瓦ノ際、

外ニ金壺千五百円ヲ御再建費トシテ上納

ス、古新田ナル製瓦場跡ハ記念トシテ石

碑ヲ建設シ、瓦形等ハ當場ニ保存ス、製

瓦落成ノ記念トシテハ、扇子四万本ヲ別製

シ、製瓦ノ実況ヲ写シテ、一本宛国内御門徒

(452オ)

立テ、御門跡台下御下向被為遊、一般門
徒觀覽ヲ許サレ、台下ハ三河門末ノ懇
念ノ厚キニ、殊ノ外御満足ノ御沙汰アリ、

其後組立タル瓦ヲ數個ノ箱ニ納メ、野村

安右エ門・二村甚十・杉原為助・永田藤四郎・

細井幸右エ門・太田善造・野村源藏・中

根倉次郎・中根善吉・高橋源七・近藤

安蔵・細井松造・杉浦又吉・中村惣右エ門・

岩月清吉等諸氏ノ尽力ニテ、京都本山

マテ送ル、此製瓦予算五十万円ニシテ、門

徒一戸拾武円五拾錢ノ割当ニテ、五ヶ年ニ

分納、年額式円五拾錢宛ヲ納ム、送瓦ノ際、

外ニ金壺千五百円ヲ御再建費トシテ上納

ス、古新田ナル製瓦場跡ハ記念トシテ石

碑ヲ建設シ、瓦形等ハ當場ニ保存ス、製

瓦落成ノ記念トシテハ、扇子四万本ヲ別製

シ、製瓦ノ実況ヲ写シテ、一本宛国内御門徒

(453オ)

立テ、御門跡台下御下向被為遊、一般門
徒觀覽ヲ許サレ、台下ハ三河門末ノ懇
念ノ厚キニ、殊ノ外御満足ノ御沙汰アリ、

其後組立タル瓦ヲ數個ノ箱ニ納メ、野村

安右エ門・二村甚十・杉原為助・永田藤四郎・

細井幸右エ門・太田善造・野村源藏・中

根倉次郎・中根善吉・高橋源七・近藤

安蔵・細井松造・杉浦又吉・中村惣右エ門・

岩月清吉等諸氏ノ尽力ニテ、京都本山

マテ送ル、此製瓦予算五十万円ニシテ、門

徒一戸拾武円五拾錢ノ割当ニテ、五ヶ年ニ

分納、年額式円五拾錢宛ヲ納ム、送瓦ノ際、

外ニ金壺千五百円ヲ御再建費トシテ上納

ス、古新田ナル製瓦場跡ハ記念トシテ石

碑ヲ建設シ、瓦形等ハ當場ニ保存ス、製

瓦落成ノ記念トシテハ、扇子四万本ヲ別製

シ、製瓦ノ実況ヲ写シテ、一本宛国内御門徒

(454ウ)

立テ、御門跡台下御下向被為遊、一般門
徒觀覽ヲ許サレ、台下ハ三河門末ノ懇
念ノ厚キニ、殊ノ外御満足ノ御沙汰アリ、

其後組立タル瓦ヲ數個ノ箱ニ納メ、野村

安右エ門・二村甚十・杉原為助・永田藤四郎・

細井幸右エ門・太田善造・野村源藏・中

根倉次郎・中根善吉・高橋源七・近藤

安蔵・細井松造・杉浦又吉・中村惣右エ門・

岩月清吉等諸氏ノ尽力ニテ、京都本山

マテ送ル、此製瓦予算五十万円ニシテ、門

徒一戸拾武円五拾錢ノ割当ニテ、五ヶ年ニ

分納、年額式円五拾錢宛ヲ納ム、送瓦ノ際、

外ニ金壺千五百円ヲ御再建費トシテ上納

ス、古新田ナル製瓦場跡ハ記念トシテ石

碑ヲ建設シ、瓦形等ハ當場ニ保存ス、製

瓦落成ノ記念トシテハ、扇子四万本ヲ別製

シ、製瓦ノ実況ヲ写シテ、一本宛国内御門徒

(455オ)

立テ、御門跡台下御下向被為遊、一般門
徒觀覽ヲ許サレ、台下ハ三河門末ノ懇
念ノ厚キニ、殊ノ外御満足ノ御沙汰アリ、

其後組立タル瓦ヲ數個ノ箱ニ納メ、野村

安右エ門・二村甚十・杉原為助・永田藤四郎・

細井幸右エ門・太田善造・野村源藏・中

根倉次郎・中根善吉・高橋源七・近藤

安蔵・細井松造・杉浦又吉・中村惣右エ門・

岩月清吉等諸氏ノ尽力ニテ、京都本山

マテ送ル、此製瓦予算五十万円ニシテ、門

徒一戸拾武円五拾錢ノ割当ニテ、五ヶ年ニ

分納、年額式円五拾錢宛ヲ納ム、送瓦ノ際、

外ニ金壺千五百円ヲ御再建費トシテ上納

ス、古新田ナル製瓦場跡ハ記念トシテ石

碑ヲ建設シ、瓦形等ハ當場ニ保存ス、製

瓦落成ノ記念トシテハ、扇子四万本ヲ別製

シ、製瓦ノ実況ヲ写シテ、一本宛国内御門徒

座敷等大破^ニ及ビタルヲ以テ、一人五拾錢

以上ニテ法名一人ヲ記入シ、経説ノ方法ヲ以テ

信施ヲ募リ、修繕^ニ着手シ、庫裡ヲ本堂

ノ南ヘ移転シ、玄関門ヲ建テ、長屋ヲ庫

裡跡^ニ引直シ、大嘗繕ヲ加フ、其頃日夜尽力

ノ世話方ハ、野村安右エ門・後藤太市・神谷

伝三郎・永田藤四郎・上原平三・細井幸右エ門・

石川庄七・岡本庄五郎・樹神浅右エ門・杉原

為助・岩月善兵衛・山本伝兵衛・稻垣与一・

神谷耕助・藤井藤吉・神谷元右エ門・長谷川

清十・岩月小八・太田又十・倉橋富右エ門ノ

諸氏ナリ、

一、明治二十二年十一月五日、即チ三河別院ノ名称

御許可ノ翌日、嚴如上人ハ現如上人へ御

讓職遊ハサレ枳穀邸^ノ御隠退、

一、明治二十五年、本山阿弥陀堂瓦葺ノ工事、

是亦当國ニテ御引受ケ申上ケ、同年十一月

二十九日、上棟式ヲ御举行相成ル、

一、明治二十六年、本山ノ負債実ニ參百余

万円ノ巨額^ニ及ビ、之力整理ノ儀御発表

相成、諸國ノ門葉御趣意ヲ体認シ、報

(456オ)

(455ウ)

(455オ)

(456オ)

(457ウ)

(457オ)

(456ウ)

謝ノ誠ヲ抽シテタルヲ以テ、年末ニハ皆済ノ
幸運ニ到ラセラレ、多年教学ニ就テ自由ヲ

許サ^ダリシ負債ノ根芽ヲ断チ、法音宣流

ノ好機縁熟シ、御隠退ノ大御門跡^ノ於カセ

ラレテハ、老ノ皺ヲ延シタリトテ、御満足ノ上、御

越年遊ハサレタリト洩レ承ル、

一、明治二十七年一月十五日、嚴如上人ハ御年
七十有八ノ御高齡ヲ此土ノ一期トシテ、遂ニ御

遷化相成リ、同二十九日、御葬儀御執行

遊ハサル、

一、明治二十七・八年、日清ノ戦役、

一、明治三十年四月、本山両堂御落成ニ就テ、

御遷仏・御遷座御供養ノ法会ヲ行ハ

セラル、

一、明治二十八年秋九月、當場ニ梵鐘新

鑄ノ協議整ヒ、三尺ノ大鐘ヲ経費金毛

千壱百參拾六円五拾八錢五厘五毛ニテ、上

原平三・細井幸右衛門ノ兩人、東參牛久保町

中尾十郎氏方へ赴キ製鑄交渉シ、各門

徒ノ淨財喜捨ヲ永代經^ニナシ、其応募額

壹千六百四拾六円貳拾七錢四厘ヲ算シ、翌

二十九年春、梵鐘供養会ヲ執行セリ、

一、明治三十一年、慧燈大師四百年ノ御遠忌、

本山ニ於テ嚴重御執行遊ハサル、

一、明治三十二年、當場ヘ 慧燈大師ノ御影

御下附ニ付、永田藤四郎・野村安右エ門ノ兩人、

御迎ノタメニ出京、四月、四百年ノ御遠忌ヲ

執行シ、使僧トシテ川崎顯成師ヲ被差向、

一、明治三十四年十二月四日、御歴代双幅御

影ノ御成替ヘ御下附、途中知立石川庄七・

今村神谷藤太郎・橋目永田藤四郎ノ三戸

ヘ、御影御立寄之上、當場ヘ入御相成ル、

一、明治三十七・八年日露ノ大戰役、

一、明治三十八年五月四日、天牌御下附ニ付テ、

高木銀衛氏奉迎ノタメ上京、第八組里村

杉山佐治衛方ヘ御立寄之上、當所ヘ入御相成、

御奉安ノ式ヲ行フ、

(459ウ)

(458オ)

(458ウ)

當説教場ニ於テハ宗祖大師六百五十年ノ
大御遠忌ヲ執行イタシ、四月一日・二日ノ

結願逮夜・日中御法要ニハ、特ニ御門跡

台下御親修、布教使トシテハ宮部円成師

ヲ差向ケラレ、経費弐千參百余円ヲ要シ、

日夜尊前ニ跪キ報謝ノ懇念ヲ運フ、縉素

老少堂ニ溢レ、境ノ内外立錐ノ地ナク、殊ノ外ナル

群詣ヲ見タリ、世話方ノ重ナル者ハ、高木銀蔵・

岩月嘉十・杉原為助・永田藤四郎・上原

平三・桑子清吉・後藤善四郎・岩瀬林八・

神谷藤四郎、其他數名、

一、明治四十三年九月六日、夏御文ヲ當場

ヘ御下附相成、高木銀衛・神谷藤四郎上京

拝受セリ、而シテ同十日ヨリ十三日マテ、布教使

近藤恵隆御經解拝讀ノ出張ヲ命セラル、

一、本山御遠忌御待受ノタメ、
御門跡

台下当國ニ御駐錫遊ハサレ、法義ノ興隆

ニ力ヲ尽サセラレテ、各組御巡化、當場ヘハ明

治四十四年二月、風寒キ折柄ノ御厭モナク

御立寄被為在、山門ノ第十組・第十二組ノ

御難渋、急坂ノ個所ハ數丁ノ御徒步モ

(461ウ)

(460オ)

(460ウ)

(460オ)

遊ハサレシト承ル、

於テ御遠忌御執行、(現如・影如)両御門跡毎座

一、明治四十四年辛亥ハ、宗祖大師六百五十年

御遠忌御正当ナレハ、四月十八ヨリ二十八日マテ、

本山ニ於テ嚴儀御執行遊ハサレ、御門前ノ

烏丸通り拡張、不明門通リヲ取毀チ、方形

ニ電車線路ヲ敷設シテ、三々五々數十個所樹

木ヲ植ヘ、白書院・黒書院・勅使門・大師堂

門・阿弥陀堂門・寺務所等御改築遊ハサレ、

諸準備全ク調ハセラレ、亦鉄道トノ交渉ヲ得テ、

団体参詣者ノ便ヲ謀リ、当國ノミニテモ、豊橋・刈谷

間、日々一千人宛、十日間一万人ノ輸送アリ、着発

駅ハ七条ト梅小路ノ両駅ニ区分シテ、日夜幾數

万ノ善男女ヲ昇降セシメタリ、夜間柵内ノ参拝

アリ、伝導ノ布教ハ各所ニ開カレ、宿舎ノ慰

問・伝導等枚挙ニ違アラス、遠近ノ道

俗諸事遺憾ナキニ至ル、差シモ盛大ナル十昼夜

夜間ノ御法要、無魔事御満座ニ及ブ、

一、同年十一月二十一日ヨリ二十八日マテ、七昼夜御正当ノ

報恩講、春期ノ大遠忌キニ続キ、麗敷御

執行、境闊千里ヲ遠シトセス、群詣亦市ヲナス、

一、翌四十五年四月二十三日ヨリ二十八日マテ、大谷御廟ニ

(462ウ)

(462オ)

(463ウ)

御出仕アリテ、大谷ノ清キ流レヲ汲ミ法水ニ浴
スル道俗、幾千万ト云数ヲ知ラサリキ、

一、明治四十五年七月三十日前零時三十分、
六千余万ノ同胞ヲ日夜愛撫シ給ヒシ我

明治天皇、遂々神去リマシヽ、愁雲四方ヲ
覆ヒ、哀悼ノ情雨ハ国民悲泣ノ涙トナル、

今上陛下(大正天皇)即時御践祚アリテ、大正元年ト改元アラ
セラル、

一、大正二年六月、世話方集会ヲ開キ、當場

将来ノ維持ニ就キ、例年酬徳会ヲ執行
シ、國ノ為、法ノ為、及ヒ當場創立以来
功勞ノ篤志者ニ對シ、徳ヲ酬ヒンタメ、読

経ノ法筵ヲ結フ、依之十二月十七日ヨリ十九
日マテ三日間、第一回ヲ修シ、(現如)前御門跡

台下結願法要ニ特ニ御親修、御紐解

アリテ、參詣一同ニ御親教遊ハサレタリ、

因ニ法名記ノ題字ハ、台下ノ御染筆
ナリ、

一、大正三年十二月十九日ヨリ廿一日マテ、第二回酬徳

会、御代理トシテ足利瑩含派遣、読經

(464ウ)

(464オ)

(465ウ)

致サル、

一、大正四年七月六日・七日、天牌御成替並ニ

現如上人御寿像御下附ニテ、知立沢田屋御

立寄、平野屋御一泊、今村神谷札次郎・

柿崎後藤廉一・東大友杉上彦七御立

寄ノ上、入御相成、奉安御崇敬ノ式ヲ行フ、

一、大正四年十二月十七日ヨリ十九日マデ、第三回目

酬徳会執行、光徳院連枝代理御

派遣遊ハサレ、親シク法要ノ筵ヲ開カセラル、

一、大正四年十一月十日ヨリ京都ニ於テ、

御即位

今上陛下 大嘗ノ式典ヲ行ハセ給ヒ、十二月

ヨリ翌五年四月末日マテ、一般国民ノ參觀

ヲ差許サレ、数万ノ入洛者アリ、

一、大正五年十一月三日、宮中ニテ

立太子ノ御儀ヲ行ハセラル、同

日、前法主台下参 内御慶賀、

法主台下ヨリモ賀表奉呈ア

ラセラル、同日本山ニ於テハ

奉祝講演会開催セラル、

一、同年十二月十五日マデ、

『三河大谷派記録』(明治・大正年間)

當場第四回目報徳会執行、

御代師欣淨院長島勝采師

参勤、

一、大正六年四月一日、光養齋殿御

得度式御執行遊バセラル、法号

ヲ闡如上人ト称セラル、

一、同年四月八日ヨリ十五日迄、三河別院

ニテ宗祖大師六百五拾回大御遠忌

執行、其内、十二日・十三日前法主台下

御親修、十四日・十五日法主台下御親

修アラセラル、

一、同年十二月十五日ヨリ三日間、當場

第五回目報徳会執行、三河

三ヶ寺参勤ス、

一、大正七年一月二十五日、新法主台下、

久邇宮智子殿トノ御婚約御発

表アリタリ、

一、同年四月八日ヨリ十五日迄、御本山

ニ於テ嚴如上人二十三回忌御法要、

御二門様御揃ヒニテ御修行セラル、

一、同年四月十九日ヨリ二十二日迄、當場

一、同年十月二十九日、本山ノ内事改築

申出ラル、

^ニ於テ^(達如)无上覺院殿五十九回忌法要

執行、御代理トシテ^(大谷登詔)宣暢院殿御参

一、同年十一月二十日ヨリ二十三日迄、當場第八

回目報德会、并ニ故石川台嶺師五十

回忌及ビ、殉教難者追弔会執行、

御代理宣暢院殿御参向アリ、

一、同年十二月十三日、常勤柿崎ノ後藤
又市死亡ニヨリ、若林ノ安田林吉代勤

トナル、

一、同年十二月二十日ヨリ二十式日迄、當場

第六回目報德会執行、

一、大正八年五月七日、皇太子殿下ニハ、

賢所御前ニ於テ、盛儀御成年式

一、同年十一月二十五日、皇太子殿下摶政

ヲ全般一齊ニ執行セラル、

御舉行アラセラル、

一、同年十二月十九日・二十日、當場御内仏前

ノ宗祖大師六百五十回御遠忌修行、

一、同年十二月二十日ヨリ二十二日迄、當場

第七回目報德会執行、

一、同年四月二十日ヨリ二十二日マデ、

御本山ニ於テ、聖德太子壹千參百

年忌奉讚会嚴修アラセラル、

一、同年十月一日、第一回ノ国勢調査ア

リタリ、

(470オ)

(469ウ)

(469オ)

一、同年十月二十九日、本山ノ内事改築

申出ラル、

一、同年十一月二十日ヨリ二十三日迄、當場第八

回目報德会、并ニ故石川台嶺師五十

回忌及ビ、殉教難者追弔会執行、

御代理宣暢院殿御参向アリ、

一、同年十二月十三日、常勤柿崎ノ後藤
又市死亡ニヨリ、若林ノ安田林吉代勤

トナル、

一、同年十二月二十日ヨリ二十式日迄、當場

第六回目報德会執行、

一、大正八年五月七日、皇太子殿下ニハ、

賢所御前ニ於テ、盛儀御成年式

一、同年十一月二十五日、皇太子殿下摶政

ヲ全般一齊ニ執行セラル、

御舉行アラセラル、

一、同年十二月十九日・二十日、當場御内仏前

ノ宗祖大師六百五十回御遠忌修行、

一、同年十二月二十日ヨリ二十二日迄、當場

第七回目報德会執行、

一、同年四月二十日ヨリ二十二日マデ、

御本山ニ於テ、聖德太子壹千參百

年忌奉讚会嚴修アラセラル、

一、同年十月一日、第一回ノ国勢調査ア

リタリ、

(471ウ)

(472オ)

一、同年十一月二十五日、皇太子殿下摶政

申出ラル、

一、同年十一月二十日ヨリ二十三日迄、當場第八

回目報德会、并ニ故石川台嶺師五十

回忌及ビ、殉教難者追弔会執行、

御代理宣暢院殿御参向アリ、

一、同年十二月十三日、常勤柿崎ノ後藤
又市死亡ニヨリ、若林ノ安田林吉代勤

トナル、

一、同年十二月二十日ヨリ二十式日迄、當場

第六回目報德会執行、

一、大正八年五月七日、皇太子殿下ニハ、

賢所御前ニ於テ、盛儀御成年式

一、同年十一月二十五日、皇太子殿下摶政

ヲ全般一齊ニ執行セラル、

御舉行アラセラル、

一、同年十二月十九日・二十日、當場御内仏前

ノ宗祖大師六百五十回御遠忌修行、

一、同年十二月二十日ヨリ二十二日迄、當場

第七回目報德会執行、

一、同年四月二十日ヨリ二十二日マデ、

御本山ニ於テ、聖德太子壹千參百

年忌奉讚会嚴修アラセラル、

一、同年十月一日、第一回ノ国勢調査ア

リタリ、

(471オ)

一、大正十一年十月十七日、前法主台下ト御
裏様恒子ノ御方ノ金婚式ヲ挙ゲ

サセラル、右ニ付キ、 両陛下ヨリ御祝品

ヲ賜ハラセ給フ、

一、同年十二月二十日ヨリ二十三日迄四日間、

聖徳太子壱千參百年御遠忌及ビ、當

場第十回報徳会厳修、其節前

二日ハ御代師兼式事トシテ、若松勝

円師参勤アリ、結願日中ハ、

法主台下御親修遊バサル、

当時主タル世話方左ノ如シ、

舳越 上原平三 柿崎 後藤善四郎

暮戸 細井久孝 暮戸 中根小三郎

和会 天野初次郎 柿崎 平岩重吉

知立 高須竹次郎 柿崎 柴田周藏

北本郷 岩瀬林八 築地 小林京次郎

堤 石川安五郎 中園 岩月藤次郎

東大友 伊与田浅次郎

一、大正十二年二月七日御前参時、前法主台下

ニハ御発病アラセラレ、翌八日午後四時四十
式分ニハ、早ヤ悲哉、御遷化遊バサル、

御年七十二歳ニテマシマス、九日ノ夜御靈

柩ニ納メサセラレ、十日午後五時半発急

行列車ニテ東京駅発、十一日午前六

時四分京都駅、御靈柩御着、同

『三河大谷派記録』(大正年間)

(473ウ)

(473オ)

(472ウ)

二十二日午後壱時、烏丸通リ七条下ル
旧工作場ニ於テ、御葬儀御執行

相成リタリ、當場ヨリハ總代トシテ

中根小三郎・細井久孝ノ二名ガ

御葬儀ニ参列ス、

一、同年四月九日ヨリ十五日迄、本山ニハ

立教開宗七百年ノ御遠忌ヲ御執

行アラセラル、當場世話方一同参詣

ヲ為シタリ、

一、同年九月一日、関東地方大震災

アリ、其被害ノ程度甚シク、是ガ為メ

ニ帝都ハ大半焼土ニ帰シ、横浜市ノ

如キモ殆ンド全滅ニ近キ被害ニテ、

生命・財産ノ亡ビタル事挙ゲテ

数フ可ラズ、左レバ御本山ヨリハ被害

地ノ見舞ヲ特派セラレ、尚ホ義捐金

総額壱万円ト、多大ノ物品ヲ被

害民ニ贈ラレタリ、

一、同年十二月二十日ヨリ二十二日迄、當場
第一回ノ報徳会執行、御代師

トシテ、足利瑩含師参勤ス、

一、同年十二月二十日ヨリ二十二日迄、當場

一、大正十参年一月二十五日、皇太子

殿下ト久邇宮良子女王殿下ノ御

成婚ノ御盛典ヲ挙ゲサセ給フ、

一、同年三月十三日ヨリ十五日迄、當場

^{於テ、莊嚴光院殿御一周忌法}

要ヲ執行ス、御代師清澤勝兼

師參勤ス、

一、同年三月十九日午後一時半、^{靈谷}靈

^嚴壽院殿御遷化遊バサル、

一、同年四月三日ヨリ八日マデ、御本山

^{於テ現如上人御一周忌、御盛}

大執行アラセラル、

一、同年五月参日、^{開始}新法主台下ニハ、

久邇宮智子女王殿下ト、御成

婚ノ式典ヲ挙ゲサセラル、當場

世話方中根小三郎・天野初次郎

二名、右御盛婚式^{上京ス}

一、同年十月十八日、御歴代双幅御

影御成替御下附相成リタル付、

御迎ヒトシテ、暮戸細井久孝・柿

崎後藤善四郎ノ両名上京シ、供

奉ノ途中、今月十九日、知立平野

屋^テ御泊リ、同二十日、今村伊吹

惣五郎・橋口岩附菊次郎・東大

友岩月勇太郎ノ三個処ヘ御立寄

アリテ、當場ヘ入ラセ給フ、同二十一日、

御紐解ヲ為シテ崇敬ス、

一、同年十二月二十日ヨリ二十二日マデ、

當場^{於テ}宗祖立教開宗七百年

紀念法要、及第十二回報德会

執行、御代師トシテ藤原勝良

師參勤セラル、

一、大正十四年八月、當場信徒總代改

選付キ御本山^ニ上申ス、其前後

任者左ノ如シ、

後任者 前任者

和会 天野初次郎 舟越 上原平三

富永 岡田房次郎 柿崎 後藤善四郎

暮戸 細井久孝 暮戸 中根小三郎

一、大正十四年武月六日ヨリ八日迄、

莊嚴光院様第三回忌、本山

^{於テ}御執行遊バサル、

(477オ)

(476ウ)

(476オ)

(477ウ)

(477オ)

(478ウ)

(478オ)

(477ウ)

一、同年三月九日、御詞光紹殿(嗣)
御誕生、

一、同年五月十日、今上陛下(昭和天皇)

銀婚式行ハセラル、

一、同年九月十八日、法主台下(彰如)二八、

新法主台下(闇如)ニ御讓職ノ御旨

御発令、同月二十一日、主務省

ヘ御申請、翌二十二日認可(ヨリ)、

闇如上人第二十四世ノ法灯

ヲ嗣ガセ給ヘリ、其伝灯式

ハ、翌十月十日挙行アラセラル、

一、同年十月一日、第一回ノ国勢

調査執行セラル、

一、同年十二月二十日ヨリ二十二日

迄、當場(現如)二於テ、莊嚴光院

様參回忌、并第十參回報德

会執行、御代師トシテ足利

瑩含師參勤セラル、

一、大正十五年四月十日ヨリ十五日

迄、御本山(嚴如)ニテハ、真無量院

殿參拾參回忌法要嚴儀、

『三河大谷派記録』(大正年間)

行ハセラル、翌十六日、伝灯御
披露式アリ、其ノ翌十七日・

十八日、有範卿七百回忌

御法会執行アラセラル、

一、同年七月十八日、見真大師
等身ノ御影御下附願(ツ)

キ、後藤善四郎・天野初次郎・

細井久孝ノ三名、本山事務

所上局ト面談シ、右願書

提出シタルニ至リ、同年九月

五日附ヲ以テ、左記指令書

交付セラル、

写

(481才)

愛知県碧海郡矢作町暮戸

暮戸説教所

(482才)

其教場往昔ヨリ多年、地方教界
之為、尽力不尠、尚近クハ両堂再建(ニ)
際シ、取持ノ砌、大ニ顯ハレ、多年ニ
瓦リ其功績顯著ナルモノ有之候

(480才)

(479才)

瓦リ其功績顯著ナルモノ有之候

ニ付テハ、今回特ニ

宗祖大師白地二番形等身御影

御下附被遊候事、

但シ右御影ノ儀ハ、平素ハ本山ニ保

管シ、毎年其教場報恩講修

行ノ際ノミ、御下向ノ事、

大正十五年九月三日

本山寺務所印

(483オ)

一、同年十月一日、宗祖大師等身
御影、冥加金七拾円ヲ本山出納
部ニ納ム、

一、同年十月十五日、等身御影御下附

ニ付キ、後藤善四郎・天野初次郎・

細井久孝ノ三名上京、御迎ヲ

致シ供奉シ奉リテ、翌十六日

知立町鈴畠勇方ニ御泊リ、翌

十七日若林都築島吉方ニ御

立寄、葛青木金昇方ニテ

(483ウ)

(482ウ)

御泊リ、翌十八日今村伊吹宗
五郎方・宇頭神合篠吉方・橋
目永田七五郎方御立寄、東
本郷正法寺御泊リ、翌十九日

ハ、愈當場ニ御下向ニ付キ、當日

八午前十時迄ニ、法中・信徒一同御出

迎ヒヲ申シ上ゲ、供奉シテ當場

へ入御アラセラル、同日午前十一時ヨリ

盛大ナル御紐解法会ヲ執行

ス、是即チ當場多年ノ宿志、是時

ニ成就シタリシカバ、世話方・信徒ノ喜

ビノ溢レナル可シ、因ミニ等身御影

ノ御下附ニ付キ多大ナル尽力者

ハ、柿崎後藤善四郎・和会

天野初次郎・暮戸細井久孝

ノ三名ニシテ、其當時ノ世話方ハ富

永岡田房次郎・舳越上原平

三・東大友伊与田浅次郎・柿

崎柴田周蔵・筒針竹田市太郎・

東本郷藤井増五郎・北本郷岩瀬

林八・橋目岩附条次郎・若林竹本

(484ウ)

(484オ)

(485ウ)

(485オ)

常吉・中園岩月藤次郎・常勤者

〔墨付なし〕

安田林吉ノ十一名ナリ、

一、同年十二月十九日ヨリ二十一日マデ、

第十四回報徳会執行、御代師

近松瑩淳師参勤セラル、

一、大正十五年十一月十四日ヨリ、
ニハ御不例^ニ渡ラセラル、公報^ニヨリ全

聖上陛下^(大正天皇)

国民ハ、等シク御平愉ヲ希シニ、鳴

呼悲キ哉、痛キ哉、翌十二月二
十五日午前一時二十五分、遂ニ

御崩御ナシ給フ、

昭和元年

十二月二十五日、皇太子殿下

御践祚アラセラレ、昭和ト改元シ給フ、

一、昭和式年一月二十日、先帝

陛下ノ御追号ハ、

大正天皇 ト御発表アラセラル、

一、同年二月七日、大正天皇 御大
喪儀ヲ御執行、我力法^(闇如)主台

下ニハ^(大谷智子)御裏様御同伴ニテ、御大喪儀

二御参列遊バサル、

『三河大谷派記録』(大正年間)

(486ウ)

(486オ)

(487オ)

一、主管者代務者

昭和廿二年

安受寺住職石川祐馨

正法寺住職長谷部義鄉

昭和廿九年

安受寺住職石川祐馨

昭和廿九年

正法寺住職長谷部義鄉

昭和廿九年

一、昭和十六年十二月八日、大東亜戦
争開始、戦役中、当教会は朝

鮮青年の練成所として、解放

昭和卅五年

安受寺住職石川祐馨

一、昭和十九年十二月七日午後二時遠

州地震のため、本堂始め庫裡

等傾斜する、

主管代務者勝蓮寺住職

一、昭和十九年十二月七日午後二時遠

一、昭和廿年一月十三日午前二時、三

河大地震のため、本堂の傾斜

甚しく、新御殿・庫裡・水屋

等何れも倒壊したが、戦争の

最中で本土の空襲繁く、

手の附け様もなかった、

一、同年八月十五日、ポツダム宣言

を受けて、連合軍に無条

件降伏した事は洵に残念

であった、

一、同年末より廿一年一月にかけて、

当教会の復興を主題に、協議

会が暮戸神社の社務所で、

有志に依つて開会された、

出席者は次の通り、

後藤定一 藤井留松

武田又四郎 岩月与一

中根 鐘 矢田栄次

細井万吉 細井孝之

右協議の結果は、万難を排して復興する事に決定、依つて

(495オ)

(494ウ)

(495ウ)

(496オ) 一、昭和廿一年五月、各方面よりの淨

門信徒の各位より寄進を仰ぐべく、関係者は東奔西走したものである、

財も漸く集ったので、工事に着手した、即ち本堂・座敷の修理を始め、庫裡・事務所・玄閑等の改築が次々と完成されて行つた、

工事費金貳万参千貳百

貳拾貳赤也、

鳶職 稲垣繁太郎

大工 岩月弥太郎

一、昭和廿一年三月廿五日

梵鐘は、戦争中、鉄材不足

のため、仏具等と共に供出済みで、何となく淋しきを感じて居たので、協議の上再調する事に決定、

淨財額

金拾七万壹千四百五拾九円也、

(497オ)

(496ウ)

(497ウ)

供出した梵鐘は、牛久保町

中尾鋳造所の製作であ

つたので、今回も同所に依頼、

価額は金參万九拾貳円也、

更に半鐘も藤島鋳造所に

申入れて新調した、

値段は金貳千九百円也、

一、昭和廿二年十月七日

梵鐘供養執行、大谷榮潤

(信正院) 殿を御招待申上げ、

門信徒稚児等の参列で

いとも賑かであつた、

委員は次の通り

後藤定市 藤井留松

岩月与市 前田由太郎

中根 鍛 細井万吉

細井万吉 細井孝之

一、昭和廿三年一月二日、

金庫購入する、

価額金壹万參千円也、

一、昭和廿五年三月廿五日、

『三河大谷派記録』(昭和年間)

(498ウ)

(498オ)

(499オ)

(498ウ)

(500オ)

(499ウ)

蓮如上人の四五〇回忌を本日

より廿八日まで四日間、信正院殿
を御招待申上げて厳修する、

志納額金貳拾七万八千五百拾七円也、
志納白米六拾九俵毫斗也、

委員は次の通り、

後藤定市 藤井留松

武田又四郎 岩月与市

前田由太郎 細井万吉

中根軍二

一、昭和廿六年三月七日、

宗教法人法の改正に依り、

当教会に於ても制規の設立

並に教会規則制定の件、承

認を(真宗大谷派管長大谷

光暢師の)得べく、野村源作

氏外一名が京都御本山え

出張した、

一、昭和廿七年八月

納屋新築 拾八坪四合 一棟

工事費金四万八千五百円也、

鳶職 稲垣繁太郎

大工 稲垣廉治

〔墨付なし〕

一、昭和廿八年九月、

本堂・経倉修繕

委員は次の通り、

井上閑次郎 野村源作

稻垣吉太郎 伊与田鑑吉

杉浦英一

(502オ) 一、昭和卅二年一月、三河大地震で

倒壊したまま放置されてい

た水屋、協議の上再建する

事に決定、

一、同年十二月廿七日、右水屋落

慶法要を嘗む、

工事費金貳拾五万四千七百七拾七円也

大工 岩月敏夫

(502ウ) 一、昭和卅五年九月廿六日、伊勢

湾台風に依り、新築後、僅

か三年ばかりの水屋が倒壊、

其他本堂屋根・庫裡等も

相当被害を受けた、

(503オ)

(502ウ)

(501ウ)

(505オ) (503ウ~504ウ)
出品 昭和卅六年四月御本山に於ける

宗祖聖人七百回御遠忌法要に當り、其の記念展覽

会に当教会より、次の三点を

出品する、

一、本堂瓦図 一部

一、明治廿八年本山上棟式用

扇子一丸若松 一本

一、天明年度以来現在迄

大谷派記録 一冊

以上、

〔墨付なし〕

(506ウ)

(505ウ)

宗祖聖人七百回御遠忌法要

関係記録

昭和卅七年十月五日地元世話方集会

一、議題

(506オ)

1、祖師聖人七百回御遠忌法要を

厳修するの可否に就て、

2、予算案編成委員選任に就て、

3、法要委員会の設置に就て、

一、決議

1、に就ては全員一致で厳修すること

に可決、尚ほ期日は昭和卅八年四月

廿七日より廿九日まで三日間とする、

2、に就ては次の九名を武田又四郎氏

より指名する、

井上閑次郎 伊与田鐸吉

鈴木金次郎 平岩柳松

三橋義治 中根軍二

伊与田勝三郎 神谷国島

林辰五郎

3、に就ては早急に規程を立案

して審議する、

(508オ) 十月廿八日総集会 (他町村世話)

一、武田又四郎氏を議長に推し、次

の次第で議事を進行した、

1、始めの言葉 2、経過報告

『三河大谷派記録』(昭和年間)

3、管理者挨拶 4、規程に就て

5、委員委嘱状の交付の予算

案に就いて 7、其の他

一、決議

4、に就ては満場一致で原案通り

可決、

6、に就ても満場一致で可決、

昭和卅八年四月一日委員会総会

一、議題

1、経過報告と今後の計画方針

等に就て、

2、役割に就て、

一、決議

1、経過報告に就ては之を了承、

今後の方針計画、及び役割等に就ても満場一致で可決、

(509ウ) 四月二十日地元委員集会

一、議題

1、明廿一日より全員出席内外の整

備に就て、

2、稚児行列の道順に就て、

3、各控席の割当に就て、

一、決議

(510オ) 1、に就ては全員出席の上、教会内外

の整備に任する事、

2、に就ては管理者並に係主任の

意向を尊重する事、

3、に就ては管理者の指定に従

う事、

御遠忌執行

(510ウ) 四月廿七日（土）曇天 追夜

先出仕

次、総礼

次、伽陀（登高座）稽天人

次、敬白文

次、伽陀

(511オ) 次、大經（音木有之）

次、伽陀（下高座）直入弥陀

次、総礼

次、正信偈 草四句目下

(511ウ) 次、総礼

次、退出 御文大阪_坂建立

説教 安藤源正師

次第六首

四月廿八日（日）曇天 晨朝

先、出仕

次、総礼

次、正信偈 真詠

次、念佛讚 淘五 五遍返し

道光明朗超絶セリ 次第六首

次、廻向 我說彼尊

次、総礼

次、退出

(512オ) 四月廿八日 日中

先、出仕樂（出仕）

次、総礼

次、伽陀 環珞経中 附物

(513オ)	次、総礼	次、登高座樂（登高座）
次、正信偈	草四句目下	次、観経（音木有之）
次、念佛讚	陶五 <small>陶</small> 附物	次、伽陀 直入弥陀 附物
生死ノ苦海ホトリナシ 次第四首	次、回向 願以此功德 附物	次、念佛讚 淘八 附物 五遍返し
次、退出樂 退出	次、退出樂 退出	五十六億七千万 次第六首
(513ウ)	次、正信偈 草四句目下	次、正信偈 草四句目下
先、乱声 着座樂 出仕	先、乱声 着座樂 出仕	次、正信偈 草四句目下
次、総礼	次、総礼	次、正信偈 草四句目下
次、伽陀 万行俱廻 附物	次、伽陀 万行俱廻 附物	次、正信偈 草四句目下
次、登高座樂（登高座）	次、登高座樂（登高座）	次、正信偈 草四句目下
次、賦華籠樂	次、賦華籠樂	次、正信偈 草四句目下
(514オ)	次、漢音小經 行道散華	次、正信偈 草四句目下
次、散華籠樂	次、散華籠樂	次、正信偈 草四句目下
次、下高座樂 下高座	次、下高座樂 下高座	次、正信偈 草四句目下
次、伽陀 真入弥陀 附物	次、伽陀 真入弥陀 附物	次、正信偈 草四句目下
次、総礼	次、総礼	次、正信偈 草四句目下
(514ウ)	次、回向 世尊我一心 附物	次、正信偈 草四句目下
御連枝信正院殿御参向	御連枝信正院殿御参向	次、正信偈 草四句目下
稚兒	稚兒	次、正信偈 草四句目下
説教 太田力師	説教 太田力師	次、正信偈 草四句目下
參勤法中	參勤法中	次、正信偈 草四句目下
一般參詣者約壹千人 警察推定	一般參詣者約壹千人 警察推定	次、正信偈 草四句目下
（515ウ）	次、正信偈 真誦	次、正信偈 草四句目下
次、総礼	次、総礼	次、正信偈 草四句目下
次、正信偈 真誦	次、正信偈 真誦	次、正信偈 草四句目下
次、念佛讚 淘八 五遍返し	次、念佛讚 淘八 五遍返し	次、正信偈 草四句目下
南無阿弥陀仏ノ回向ノ	南無阿弥陀仏ノ回向ノ	次、正信偈 草四句目下
次第六首	次第六首	次、正信偈 草四句目下

次、廻向 我說彼尊

次、總礼

次、退出

(516オ) 御文 鸳聖人

御伝鈔上下巻

四月廿九日 日中 庭儀有之

先、乱声 着座樂 出仕

次、總礼

次、伽陀

次、登高座樂 登高座

次、賦華籠樂

次、伽陀 身心毛孔 附物

次、漢音小經 行道散華

次、散華籠樂

次、嘆徳文

次、下高座樂 下高座

次、伽陀 真入弥陀 附物

次、總礼

次、正信偈 草四句目下

(517オ) 次、念佛讚 淘八附物 申ヅメ繰上／位上

三朝淨土ノ大師等 次第三首

次廻向 願以此功德 附物
次退出樂 退出

満座御礼 管理者／法要委員代表
説教 齊藤源章師

(517ウ)

余録

一、当教会が、多年の宿願であった宗祖聖人七百回御遠忌法要も、慈に無事滞りなく、然も賑々しく終了させて頂いた事は、偏に仏祖の御恩徳に依るものと感銘する次第で御座います、

(518オ)
一、御連枝信正院殿には、御繁忙の中、親しく御参向の榮相賜わり、当法要に一段の光りを与えられまして、有難い極みで

御座いました、

一、多数、法中・各位の参勤を忝うし、莊嚴の裡に法要を遂行して頂いて、感謝の外は御座いません、一、三河別院列座の方々には三日間終始誠心誠意、声明に奉仕し

て頂いて、其の御苦労を多とす
るもので御座います、

一月二十四日

状を交付する、

(519オ) 一、門信徒の皆さんには今回の法要
に当り格別の御懇志に預り、衷心
より厚く謝意を表したいと存
します、

一、此の三日間を通して天候に恵
まれ、何かと好都合であった事
も喜びの一つでありました、

合掌

(519ウ)

昭和四十二年
十一月三十日

世話方会総会を開催し、「世話方会
規約」並に「世話方会慶弔規程」の
草案に就き、審議の結果、満場一
致で可決、昭和四十三年一月一日より実
施することになった、

(520オ) 昭和四十三年
一月二十日

当協会主管者より、世話方会長神谷
国島外二十二名に対し、各係役の委嘱

『三河大谷派記録』(昭和年間)

(519ウ)

一、門信徒の皆さんには今回の法要
に当り格別の御懇志に預り、衷心
より厚く謝意を表したいと存
します、

(520ウ) 御本山に於ては、明治百年の記念法
要に際し、其の両堂御再建用屋根瓦の木
型を献納されたことの御依頼に応じ、當
教会所蔵の瓦型九十一個（全部）を、貸
物自動車（壹頓積）で本山向け運搬
した、因に運転手は後藤、
献納責任者として神谷良次郎・石川
安治の両名が之に当った、

(521オ) 一月二十九日

一、午前十一時御本山の宗務總長応接

室では、去る廿四日献納した瓦型（九十一個）
の献納式が挙行されたので、次の諸
氏が列席の光榮に浴した、

岡崎教務所長 西道了惠

暮戸教会主管者 長谷部義郷

暮戸教会世話方 神谷国島

〃 八田甚松

上田寛治

(521ウ)

一、式場では宗務總長代理（參務）に

対し、当方より瓦型の目録と瓦図の

原本壱冊とを呈上したのに対し、左

記の如く感謝状及び贈状を拝領

し、一同感涙に咽んだ、

記

感謝状

夙に貴教会は、宗門護持に盡力せら
れ、今春の明治百年宗門功労者追恩法
要を記念して、從来保存せられた貴
重な本山両堂使用の屋根瓦型を
御献納下されたことは、洵に有難く
受納致します、

仍て慈に、^(附如)法主台下御染毫参字
額壱葉を贈り、深く感謝の意を
表します、

昭和四十三年一月二十九日

宗務総長 訓霸信雄

印

岡崎教区

暮戸教会御中

贈

一、法主台下御染毫 壱葉

(522オ)

右贈呈致します、

昭和四十三年一月二十九日

宗務総長訓霸信雄

印

暮戸教会御中

八月五日

午後四時、神谷国島は三河別院に
出頭、予て贈与の光榮を待ち受
けていた法主台下の御染毫参字
額を、西道輪番より拝領する、

一、昭和四十五年

三月卅日 殉教者石川台嶺師

(523ウ)

両日

〃卅一日 百回忌法要厳修
第一日 廿日 曇天

午後一時半逮夜 読經開始

音楽伴奏(新堀組染人八名)

先、声

出仕

次、着座樂

次、懇礼

次、文類偈 真四句目下

(524ウ)

念佛讚 淘五 附物

市山尾病院入院中、依而代講)

弥陀成仏ノコトカタハ 次第六首

一、志納金

賽 錢

此 計

(525オ) 次、回向 世尊我一心 附物
次、懃札

返念佛 五遍

(525ウ) 次、退出樂 退出

御文廻りに

一、出仕法中 十一名

正法寺・正福寺・勝蓮寺・安養寺・

福万寺・淨慶寺・忠魂堂・宝林寺・

信照寺・^(誓)誓寺・法林寺等

(525ウ) 一、声明方、(俗人)六名 岡村の住人

一、参詣人、約六百人

一、電報、御連枝信正院殿 ^(大谷寺) (川崎市)
^(三男方)

より、次の如く来電、

法悦にひたられる皆さんの御姿を心に

浮べ、病気とは申せ、殉教百回忌法要

参詣の御約束を果し得ず、申訳なく

皆さんに宜しく御伝え願う、信正院

一、説教 山田淨信師 (予定の稻垣

舟泰師には胃潰瘍手術のため西尾

『三河大谷派記録』(昭和年間)

(526ウ) 一、謝礼、布教師 (山田師) 金四、〇〇〇円也、
法中一人当り ^{金二、〇〇〇円也、} 金五〇〇円也、

一、警備、^{警察官一名、} ^{消防団員五名}

一、式司、正法寺・勝蓮寺

第二日、卅一日 快晴

午前十時晨朝 読経開始

先、出

次、總礼

次、正信偈 中誦

念佛讚 淘五

道光明朗超絶せり

次第六首

次、回向 我說彼尊

次、總礼

次、退出 御文 廻りに

一、出仕法中 十七名

次、願生偈
念佛讚 淘五 附物

正法寺・安受寺・教泉寺・茶屋教会・
碧海教会・光善寺・蓮泉寺・安受寺・
宗円寺・円光寺・西方寺・万寿寺・

本樂寺・法行寺・願成寺・輪番
三河別院

一、声明方、列座四名
一、參詣人、約八百名

一、説教、太田力師 二席

次、回向 願以此功德 附物
次、總礼

一、配撤役、二名
茶屋教会 碧海教会

一、式司、二名
正法寺 安受寺

一、声明方、三河別院列座四名
一、御親教、信明院殿大谷修
(信正院殿代理)

より御親教約十五分間、
一、複演、太田力師より三段階に区

分して、然も詳細に御複演があった、

一、記念写真撮影

信明院殿中心に、世話方並に法要

関係者等五十有余名、撮影する、

尚ほ、殉教者を偲ぶ展示場、一般参

詣人、及び御本尊等の四種の撮影

を終り、御連枝様始め関係各位に

配布した、

一、信明院殿の送迎と伺候、

(529ウ)

(528ウ)

(528オ)

次、総礼 次、伽陀 先請弥陀
次、登高座樂 御登高座 次、始経 无量寿経
次、下高座樂 御下高座 次、伽陀 直入弥陀 附物
次、総礼

(530ウ)

(530オ)

(529オ)

次、総礼 次、着座樂 御出仕 次、先、乱声
次、出仕 次、音楽伴奏 (舳越組楽人八名)
次、総礼 次、午後一時半 日中 読経開始

午前九・四四分 新幹線京都駅

御発、

〃一〇・三三分 名古屋駅御着、

甲お重保氏御出迎

〃一〇・四八分 名鉄新名古屋駅

御発、

〃一一・一八分 同東岡崎駅御着、

中根豊三氏御出迎

途中、三河別院輪番御同車、

〃一一・三〇分 当教会御着、

〃一一・三五分 伺候 世話方一同 主管者

〃一一・四〇分 伺候 輪番 太田力師

〃一二・〇〇分 昼食 陪食 輪番、主管者、太田力師、甲村重保

午後 四・三〇分 迎賓門の内外には御出迎の

時同様、主管者始め世話方・門信徒多数御見

送り申上げた、尚ほ、中根豊三氏は東岡崎駅

迄、甲村重保氏は名古屋駅まで、夫々御見送り

致した処、蓮下には御機嫌いとも麗しく、
蓮枝

御帰洛遊ばされたのである、

一、参詣人、三月廿一日（第二日）は快晴に恵ま

(531オ)

(531ウ)

(532オ)

一、警備、警察官 一名消防団員一〇名

一、殉教者を偲ぶ展示場の設置、

本堂北側の一室には、殉教者の関係遺品等、凡そ 点を陳列して、当時を偲ぶ資料としたが、観覧車は頗る多く、余想外の成果を上げたので、注目された、

一、謝意

両日共、何等之事故なく、第二日には信

明院殿御参向の光榮を得て、莊

厳裡に滞りなく終了させて頂い

たのは、如来御加護之預物と、門信

徒各位の御協力御支援による事ハ

勿論、之に加うるに、世話方一同の團結、御

努力の結果で、御同慶仕至極ニ存じ

ます、茲に謹んで各位之御苦勞

を多謝すると同時ニ、今後共、當教

会之為に、御惜身御指導上

(532ウ)

(533オ)

ける様、御願い申上げます、

昭和四十五年三月廿一日 午後 暮戸教会

(538ウ) (533ウ~538オ)

〔各町内別志納金並二人員仕訳〕

〔墨付ナシ〕

*以下三七〇丁、墨付ナシ

三河国暮戸

真宗大谷派

説教場印

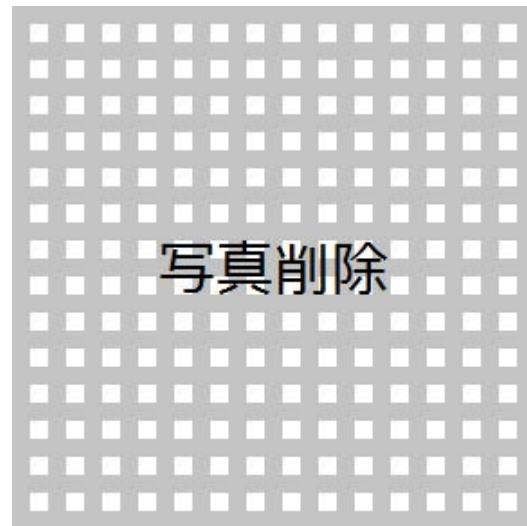
あり

〔
三河国暮戸
真宗大谷派
説教場印
あり〕

(表紙)

『大堂造栄 絵本古今桜』(A本)

『三河大谷派記録』



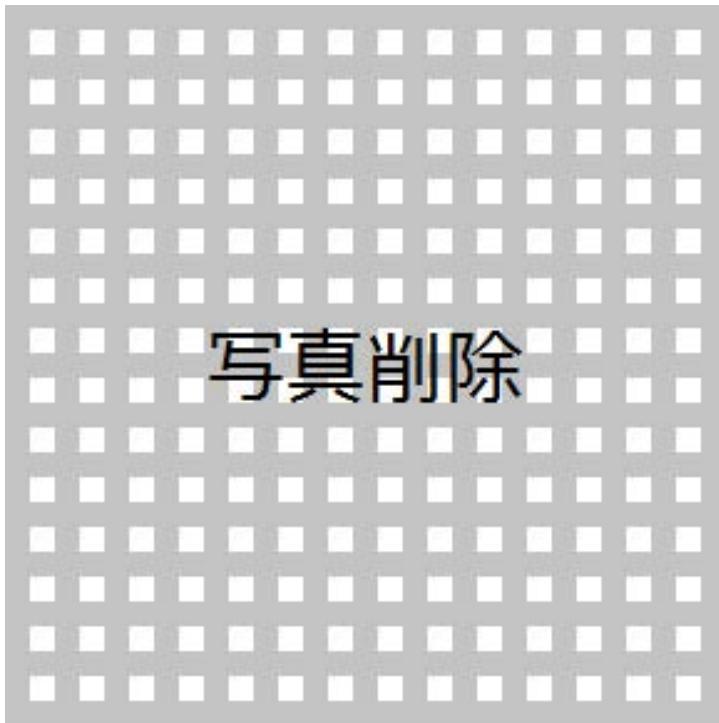
(01才)



二四一

(02 才)

(01 ウ)



同朋大学佛教文化研究所紀要第二十六号

(03 才)

(02 ウ)



二四一

(04 才)

(03 ウ)

『三河大谷派記録』

写真削除

(05 才)

(04 ウ)

写真削除

二四三

(06 才)

(05 ウ)



同朋大学佛教文化研究所紀要第二十六号

(07 才)

(06 ウ)



二四四

(08 才)

(07 ウ)

『三河大谷派記録』

写真削除

(09 才)

(08 ウ)

写真削除

二四五

(10才)



(09歳)

同朋大学佛教文化研究所紀要第二十六号

(11才)



(10歳)

二四六

(12才)

(11才)

『三河大谷派記録』

写真削除

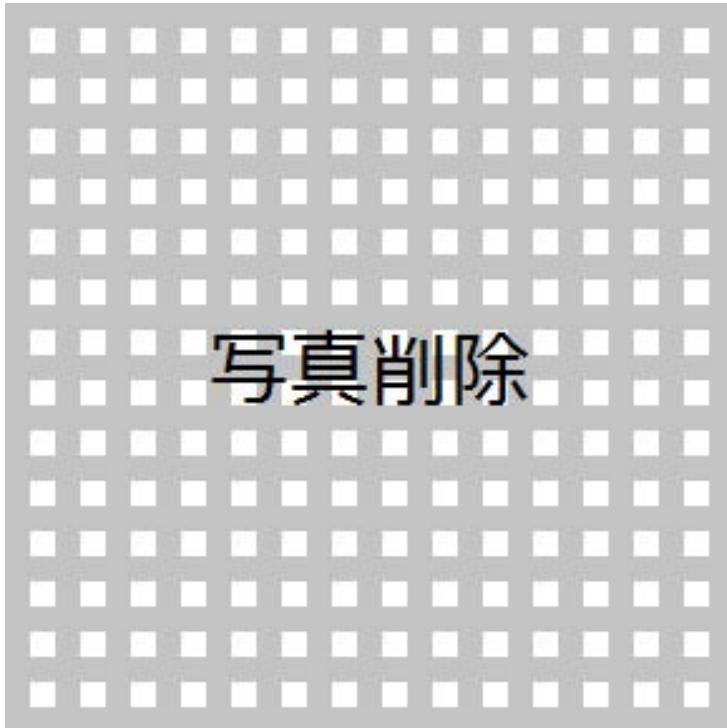
(13才)

(12才)

写真削除

二四七

(14才)



(13才)

同朋大学佛教文化研究所紀要第二十六号

(15才)



(14才)

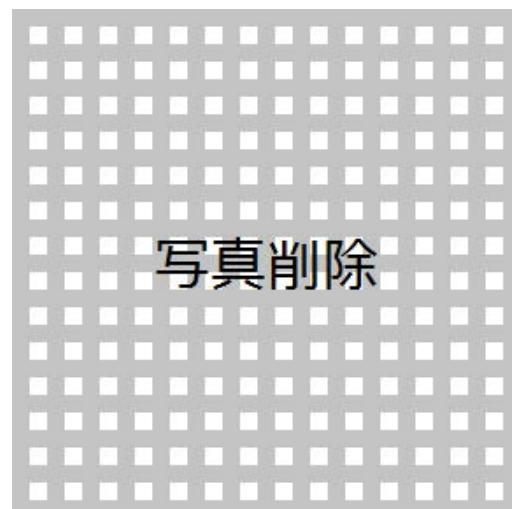
二四八

(15 ウ)

『三河大谷派記録』



(裏表紙)



二四九

(表紙)

『大堂造栄 絵本古今桜』(B本)



(末尾)



01オ 〈大堂／造営〉絵本古今桜序

水は下流して広大。君は臣にくたりて聰明とハまことなる哉。往昔上宮太子西天の仏教を。我朝に。興隆し玉ひ。飛驒のたくみに勅して。かずくの伽藍を造立したまひしを。はじめとして桓武帝の御時ハ。平安城の左右に。東寺西寺の梵刹。魏々として軒をならべ。ます／＼法威さかんなりしに。就中後一條のみかとの御宇」^{01ウ}東北の靈地をゑらび。法成寺を建られしとかや。その折から閔白道長公。かの御堂を建たまひしむかしがたり。或官家の秘庫に侍りしに端／＼を抜翠し。盛事を図画し都鄙の児童にあたぶるも転法輪の因とやなりはへらんと爾云

寛政七かへりの春飛鳥の日

02オ (上) 「摂州四天王寺」(中右) 「続千載集 前大僧正道玄／むかしより三国はるかにつたハれる法そ此世のまもりなりける」(中左)
「西寺」(下右) 「東寺」(下中) 「羅生門」

02ウ 鋸 初のてい
(上) 「摂州四天王寺」(中右) 「續千載集 前大僧正道玄／むかしより三国はるかにつたハれる法そ此世のまもりなりける」(中左)
「西寺」(下右) 「東寺」(下中) 「羅生門」

03ウ (上) 「同じ夏の頃地かためとて男女そでをつらね長安洛陽の市店よりおかしげなる風流をあつめ加茂のけいば祇園会の山ほこ放下師のひきよミなどさま／＼の芸術をつくしけれバ日毎のにぎハひ筆にも

つくしかたくはべりしとなり」

04ウ (上右) 「御地つきの休息のあいだにたハむれをなすてい」(上左) 「花くるま風流いとほらしく興じる」(下) 「たはむれに加茂のけい馬のていをなすつくり物のしゆこうとは中々風流たくひなし見るものともにいさみをなせり」

05ウ (上) 「たハむれにたえまねりくやうのていをなす其よそひあたかもよくにたり」(中) 「御地つきのひま／＼にハ風流のたハむれことかず／＼日毎におぼしといへどもことしげけれバ略しはべりて其ひとつたつをこゝにあらはす」(下) 「ほていからこあそひのていびしき」といふもさら也」

06ウ (上右) 「同じ秋にもうつりぬれバ御石築のはへりけるとて法宣諸国にいたらざる所なく集会講筵のしるしとておもひ／＼にのぼりとやらんいへるものあまた持きたりて所々に参列せり」(上左) 「御石築のてい」(下右) 「はあゑいや／＼」(下左) 「はあゑいや／＼」

06オ 「こゑをそろへてゐやらやそれゑいやらや」
06ウ 「陸奥出羽の按察使勅をたてまつりてみちのく金花山の材木をきりいださせ申べきよし国司の仰にしたがひそま人深谷に入みちなき所にみちをつくり藤縄にてこゝかしこに棧はしを作り」

07オ 「人／＼丸木ばしを深山へわけ入てい」
07・08ウ (上) 「人家なき山中にかり屋をたて山口より数里の山路を経ること遠ければあらたにはたごやをしつらひ酒肆肉店のたぐひ思ひ／＼に

草居さうきょをもふくるも全く外のことにあるらす御材木ございもくいだすにちからを添る
ゆへなれば也」

07ウ (中上) 「山中にあらたにやと屋やとやできたり」 (中中) 「こゝにとまらふ」

(下) 「御用木によりて山中ひ鍛冶かぢやができる」

08オ (上中右) 「大木じや」 (上中左) 「これがよかる」 (中左) 「あら木を」

なすてい」 (下) 「道なき所にみちをつくるてい」

08ウ (上) 「まことに隣里さと郷党くわいとうのにぎはひいふ事なし」 (下) 「滝たきの上より材木ざいもくをおとすてい」

09オ (上) 「谷たにをへて御材木ございもくとりいだすてい」 (下) 「さて今般こんはん切きいだすべき

檜けやき 桧等ひのきどう等そに底そこよりミねに引きあけあるひハ高岳こうがくより屈曲くつきょくの長途ながとを

へて里間りかんにいたる人民じんみんの勞ろういふばかりなし」

09ウ (中右) 「車引などいふあるは東国西国とうこくせいこくうら／＼よりなにはのうらにいたり淀川より加茂川の分流りゆうえふねうつして都つとにいる」 (中左) 「結縁の

道俗どうぞくつなを引あまた打むれ四宮よしのみやがハら山はらさんしなのさとにむかふ」 (中下)

「はやくさきへ行むかふの石ばしをあしちかふ」 (下) 「ゑいや／＼」

09ウ・10オ 「雜木ぞうぼくのたぐひハ近江美濃おうみのうの国司こくしにあふせて湖水こすいをへてあふさか山さんを過すき日の岡崎おかざきをこへ京洛けいらくにいる又所々の社廟しゃびょうに年久しき神木しんぼくなど神宣しんせんによつて切きりいだしあるひハ嶮路けんろを引出しがたき深谷しんこくなど洪水不時こうずいふしにもよぶしよのまに山川を経へて何がしのみなとにいたるさま／＼奇談きだん国こく／＼より注進しゅしんす」

(下) 「せくまい／＼」

10ウ (上) 「南海遠帆なんかいんぱんの図」 (下) 「引あげましよか」

(上) 「今度御柱いのたびに用ひらるゝ櫻さくら 桧ひのきなどいふたぐひハ阿武隈川あぶくまがわをへて東海とうかいに引出し法力丸弘誓丸こうせいまるなどいふかず／＼のふねを作りて藤氏とうしの太祖天兒根あまのこやねのこね命よりつたへたまふ藤の丸の船ふねしるしをさし津々浦々つゝうらくのくんづかさ鎮護ちんごし船ふね子ども心こころをあハせ東海より南海のうら／＼をへてな

にはのうらにいたる」 (下右) 「さて／＼見事なざいもくしや」 (下中) 「御材木着せん仕せんじましてござります」 (下左上) 「けがのないやうに」 (下左下) 「又材木がついた」

11ウ (上) 「御普請木場ごふせんもばのてい」 (上中) 「もはやひるじや」 (上左) 「たばこはならぬぞ」 (中中) 「いそがしいことじや」 (下) 「しづかに／＼」

12ウ (上) 「御柱ごしゆ立足代たてあしろのてい」 (下) 「あぶない／＼」

12オ (下右) 「仲々ほしらたであしらはようできました」 (下中) 「さやう／＼」

13ウ (上) 「翌年春よくねんはるのころ御ごはしらたての御規式ごきしきは拝せんとて諸人群ぐんぐん參さんせり」 (下) 「げうさんなことじや」

13ウ (上) 「御上棟おんむねあけのてい」 (下右) 「何かしの年御上棟こしやうとうこれあり大工番匠だいくばんじやう參さん列れつして宝たからのつちをうち納なむ」

13ウ・14オ (中) 「程なく御堂供養ごどうくようの法会はかいありけれハ公卿こうけい着座きざあり」

(上) 「上棟じょうとうの式しきおハれハ金銀の錢鑄ちようじゆなどまきしを群參ぐんさんの男女兒童じどうぞりてひろふ」 (中左) 「こゝへもらふぞ」 (下) 「けがをしやんな」 (上) 「御わたましのてい」 (中) 「伶倫奏樂れいりんそうがくのていにしへすだつ長者ながぢやがぎをん精舍じょうじやを立たられ大聖世尊だいしゆせそんを請しよぜられ諸天しよてんくだりて開繞かいねうしたま

ひし梵筵もかくやらんとおぼゆ」

15オ 「誠に末世の仏法を國王大臣に附屬すといへる経説も今東北の靈地にあらへることさら此ころ諸寺院再建の式を拝するにむかしを今に思ひでのはなやかなることをゑがき児童のなぐさみとしはべる」
（下）「法印源全法の道のりのみちむかしにかへる時があひていまもかハラヌおしへをそきく」

15ウ 寛政六年甲寅十二月十九日御免

寛政七年乙卯仲春下旬開版

吉善堂藏

書林	江戸 須原屋茂兵衛
	大坂 柏原屋清右衛門
京 同 菊屋喜兵衛	
同 菊屋勘兵衛	
丁字屋九郎右衛門	菊屋七郎兵衛

15ウ 御影堂まへ舞楽の図

16オ 御本山并御学寮御用御書物所京都御寺内下数珠屋町

丁字屋九郎右衛門

執筆者紹介

小山正文

(同朋大学大学院非常勤講師 研究所顧問)

塙谷菊美

(神奈川県立茅ヶ崎高校教諭)

武田龍

(客員所員)

青木馨

(同朋大学非常勤講師 客員所員)

安藤弥

(同朋大学専任講師 所員)

高橋良政

(日本大学法学部教授)

嘉木揚凱朝

(中国社会科学院世界宗教研究所研究員 客員所員)

Gyana Ratna Sravasti

(愛知学院大学非常勤講師 客員研究員)

同朋大学佛教文化研究所紀要 第二十六号

平成十九年三月二十五日 印刷

平成十九年三月三十日 発行

名古屋市中村区稲葉地町七一一

編 者 同朋大学佛教文化研究所

所 長 小島 晃 昭

電話 ○五二一四一一一三七三

発行所 同朋大学佛教文化研究所

印刷所 株式会社 一誠社